

「広島県水道企業団 事業計画素案」への更新内容について
(骨子から新たに反映した項目, 変更点)

1 素案に反映した内容

項目	内容
第3章 組織・職員 計画	<p>【市町長会議（仮称）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業団の事業運営に対し、構成団体の長の意見がより反映されるよう「市町長会議（仮称）」の役割を、意見交換から協議・調整に修正（P12） <p>【職員定数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業団の事業開始時（令和5年度）の職員定数について、業務量を踏まえ、人数を記載 350人程度（現行職員数と同程度）（P14） <p>【人材育成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成方針の策定など、人材育成の取組を追記（P14）
第5章 業務運営計画	<p>【営業業務・給水装置業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水契約や給水装置工事の受付、水道料金の収納などの窓口業務について、事業開始時における本部と事務所の具体的な事務分担を追記（P18～24） <p>【水質管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報や水源周辺のパトロールの実施など、水道水源の保全に向けた取組を追記（P35） <p>【工務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事発注の平準化、工事事業者向けの研修の実施など、工事事業者の確保や技術力の維持・向上に向けた取組を追記（P36） <p>【危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害などの危機事案発生時における企業団の危機管理体制や構成団体との連携体制、市町災害対策本部との役割分担などを追記（P38～39） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業団設立に伴い、下水道事業や公営小規模水道などの事務について、住民の利便性確保の観点から、企業団が受託する業務範囲を追記（P40）
第6章 施設整備計画	<p>【危機管理対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水対策、地震対策、応急補給拠点の整備などの危機管理対策について、具体的な整備箇所を追記（P56～58）
第7章 財政運営計画	<p>【収支シミュレーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収支シミュレーション（令和4～44年度までの40年間）について、システム共同化による調達価格の減や薬品の一括発注による購入単価の減などを新たに見込んだことにより、統合効果が増加（P64） <統合効果> 979億円/40年（骨子941億円 +38億円） ○ 統合効果のまとめを追記（P69）
第8章 工業用水道 事業	<p>【工業用水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに第8章に記載（P70～ 記載内容は、調整中）

2 今後の主な整理事項

- 組織・職員計画（企業団議会）
- 工業用水道事業（業務運営や施設整備の取組、収支シミュレーション）

広島県水道企業団 事業計画素案（案） 【概要版】

<目次>

第1章	はじめに	1
第2章	水道事業の現状と課題	1
第3章	組織・職員計画	2
第4章	通信基盤・システム整備計画	2
第5章	業務運営計画	3
第6章	施設整備計画	4
第7章	財政運営計画	5
第8章	工業用水道事業	6
【別紙】	施設整備の主な内容	8

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ

「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」(令和3年4月締結)に基づき、令和4年11月に15市町と県(構成団体)で設立予定の水道企業団について、組織体制、業務運営、施設整備、財政運営など企業団の基本的な事項や事業内容を取りまとめたもの

2 基本理念・基本方針

■基本理念 ~企業団の責務・目的~

- 企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する
- 企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する

■基本方針 ~企業団の取組の方向性~

- 1 上質なサービスの提供
 - ・水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
 - ・低廉な料金の維持
 - ・デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供
- 2 施設・維持管理の最適化
 - ・国交付金を最大限活用し、全体最適の観点から施設を再編整備
 - ・デジタル化や重複業務の一元化、民間活用などによる効率的な維持管理
 - ・施設の強靱化、バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
 - ・効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減
- 3 組織・管理体制の強化
 - ・簡素で効率的な組織、柔軟で機動的な組織の整備
 - ・迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
 - ・計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

3 計画期間

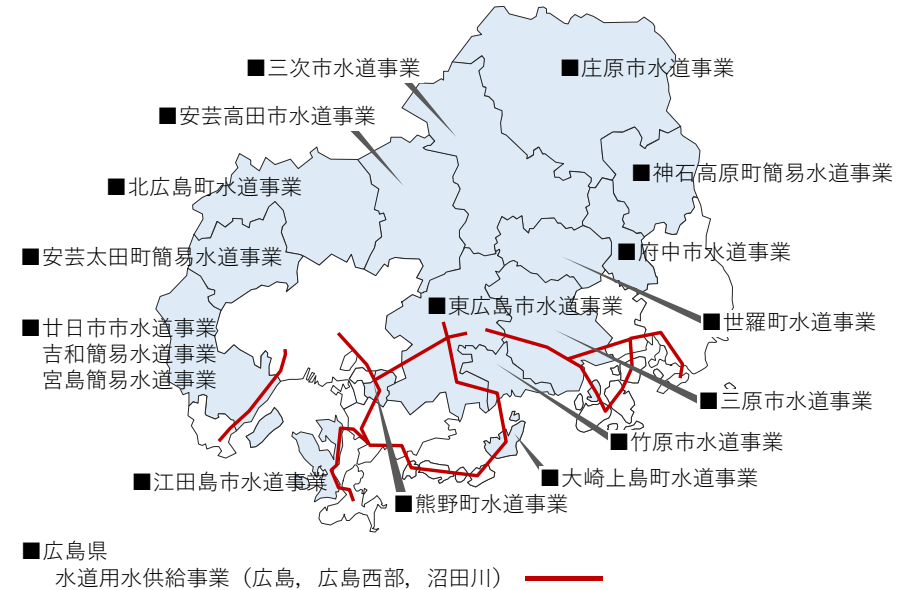
令和5年度~14年度(10年間)

第2章 水道事業の現状と課題

1 概況 ※令和2年度

- 15市町は、水道事業を17事業(上水道13事業、簡易水道4事業)経営し、17事業を合わせた給水人口は58万人、給水収益は144億円/年
- 県は、島しょ部など水源確保が困難な市町に水道用水を供給する水道用水供給事業を3事業経営し、3事業を合わせた給水収益は96億円/年

<構成団体が経営する水道事業等>



2 将来見通しと課題 ※概ね40年後の見通し

- 人口減少等に伴い、水需要や給水収益が大幅に減少
 - ・水需要 R2年度: 301千 m^3 /日 \Rightarrow R44年度: 213千 m^3 /日 (Δ 29%)
 - ・給水収益 R2年度: 194億円 \Rightarrow R44年度: 145億円 (Δ 25%)
- 施設の老朽化に伴い、更新費用は大幅に増加
 - ・更新費用 H28-R2年度平均: 86億円/年 \Rightarrow R5-14年度平均: 173億円/年 (2倍)
- 給水収益の減少や更新費用の増加により経営は悪化し、給水原価も上昇
 - ・損益 R2年度: 45億円 \Rightarrow R44年度: Δ 87億円 (Δ 132億円)
 - ・給水原価 R2年度: 227円/ m^3 \Rightarrow R44年度: 394円/ m^3 (1.7倍)
- 令和14年度までに技術職員の約半数が退職する見込みであり、水道の専門知識や技能を有する人材の育成や技術力の定着が課題

第3章 組織・職員計画

1 経営形態

広域連合企業団（特別地方公共団体）

国から権限委譲や事務の委任を受けることができ、一部事務組合と比べ、広域的な事務をより主体的に運営することが可能

2 組織・職員

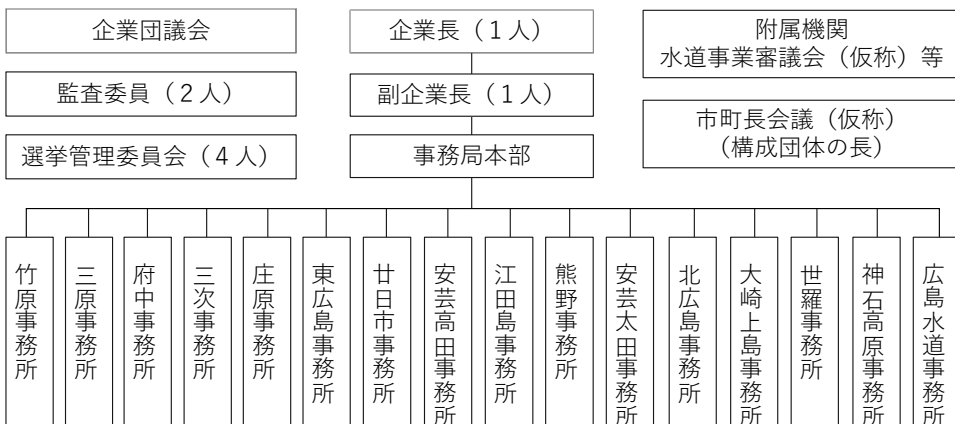
企業団議会については、今後、整理

- 地方自治法の規定に基づき、企業団議会、企業長、監査委員、選挙管理委員会を設置
 企業団議会議員：構成団体の議会による選挙で選出
 企業長：構成団体の長による選挙で選出
- 事務局は、本部と16事務所を設置（事務所は、15市町と現在の県広島水道事務所に設置）
- その他、水道事業審議会（仮称）などの附属機関や構成団体の長で構成する市町長会議（仮称）などを設置
- 事業開始時（令和5年度）の職員は、地方自治法に基づく構成団体からの派遣とし、職員定数は現在の職員数と同等の350人程度とする
- 事業開始後、企業団で職員採用を行うとともに、計画的に人材を育成

3 庁舎

本部は広島市内に設置し、事務所は、各市町の現庁舎と県広島水道事務所に設置

<企業団の組織イメージ>



第4章 通信基盤・システム整備計画

1 基本的な考え方

- 通信回線や端末などの通信基盤は、企業団運営を支える基盤であるとともに、個人情報を含め多様な情報を大量に扱うことから、快適な通信環境と強固なセキュリティを確保
- デジタル化やオンライン化などDXを積極的に推進し、サービス向上や業務を効率化
- 構成団体ごとに異なっている各種情報システムは統一し、統一に当たっては、クラウドサービスを優先的に利用して構築費用や運用コストを縮減

2 整備概要

区分	概要
通信基盤	・強固なセキュリティを確保しつつ、通信速度や通信品質の確保も可能なゼロトラストネットワーク※を、事業開始までに構築
情報システム	・総務系システム（人事・給与、財務会計など）は、事業開始までに構築 ・業務系システム（料金、マッピング、土木積算など）は、システム仕様の統一に時間を要するため、事業開始時は各構成団体の現在のシステムを継続利用し、令和8年度に統一 ・浄水場等の運転監視を行う施設監視系システムは、令和6年度に、水道用水供給事業で、複数の浄水場等の運転監視を一つの運転監視拠点で行える広域運転監視システムを導入し、その後、15市町の運転監視システムを、段階的に広域運転監視システムに移行

※ ゼロトラストネットワーク

登録された端末やユーザーのみが、あらかじめ許可されたアプリケーションにアクセスできる仕組。危険な通信は、端末やアプリケーションが排除するため、庁内ネットワークを介さず、一般のインターネット回線を使用して接続することが可能となり、通信負荷の分散により、通信速度や通信品質の向上を図ることができる

第5章 業務運営計画

1 基本的な考え方

- 事業開始時は、各構成団体の現在の体制を維持しつつ、統合により強化される経営資源（ヒト・モノ・カネ）やスケールメリットを活用し、業務を効率化
 - ・業務基準や運用方法の統一による効率化
 - ・一括発注に伴うコスト縮減
 - ・民間活用の推進によるサービスの向上、コスト縮減
 - ・構成団体単独では取組が困難なDXの推進
- 構成団体が築き上げてきたノウハウや技術力を活かし、業務水準やサービスレベルを向上
- 企業団の組織力を活用し、迅速かつ効果的な危機管理体制を構築

2 各業務の主な取組

業務	主な取組
営業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる給水契約の受付を事業開始にあわせて開始するほか、コンビニ払い、スマートフォンによる決済など水道料金の支払方法を令和7年度から多様化し、利便性を向上 ・スマートメーターを令和7年度以降導入し、検針業務を効率化 ・営業窓口は、サービス水準の維持を前提に、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約
給水装置	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事の申請・審査を令和8年度からインターネット上で行えるようにし、指定給水装置工事事業者（指定業者）の利便性を向上 ・Web会議システムを活用した遠隔臨場システムを令和6年度から導入し、給水装置工事の立会や竣工検査業務などを効率化 ・指定業者の指定、更新、指導監督などの業務は、事業開始にあわせて本部に一元化し、効率化 ・給水装置窓口は、指定業者の利便性の確保を前提に、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約
運転監視	<ul style="list-style-type: none"> ・水道用薬品は、事業開始から一括発注による調達を進め、コストを縮減 ・広域運転システムを令和6年度以降導入し、運転監視業務の効率化を図るとともに、構成団体と調整を図りながら運転監視拠点を段階的に集約

運転監視	<広域運転監視システムによる運転監視業務の集約化イメージ> 【現在】構成団体ごとに運転監視システムが異なる 【企業団】広域運転監視システムにより運転監視業務を集約
保全	<ul style="list-style-type: none"> ・AIを活用した管路劣化予測システムを令和6年度以降、15市町に導入し、管路保全業務を効率化するとともに、令和8年度以降、タブレット点検システムを導入し、点検業務を効率化 ・保全拠点は、施設の再編整備にあわせ、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約
水質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体単独では困難であった水質のリスク評価、地域の水質課題の解決、浄水技術の調査・研究などについて実施体制を整え、水質管理を強化 ・水源周辺のパトロールなど水源保全活動を積極的に実施
工務	<ul style="list-style-type: none"> ・国交付金を活用した施設の再編整備は、原則として本部が工事を執行し、その他の工事は事務所が執行（事務所に対しては、必要に応じて本部がバックアップ） ・管路工事でDB（概算数量工事発注）を導入し、発注業務を効率化 ・DBをはじめ、施設整備を着実に実施するためには、工事事業者の技術力の維持・向上が不可欠なため、技術研修などを実施し、工事事業者を育成
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までに、危機管理マニュアルを整備し、自然災害などの危機事案に適切に対処できる体制を整備 ・構成団体と災害協定を締結するとともに、構成団体の地域防災計画に企業団を災害対策本部の構成員として位置付けるなど、危機事案に対し、構成団体と連携して対処する体制を構築
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の料金収納業務や統合の対象外である公営小規模水道などの維持管理業務は、構成団体から委託を受けて実施

第6章 施設整備計画

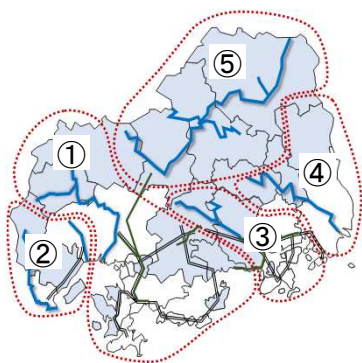
1 基本的な考え方

- 企業団の技術力・組織力や国交付金を活用し、将来の水需要の減少を見据えた上で、全体最適の観点から施設の配置や規模を最適化し、将来の更新費用や維持管理費を低減
- 施設の最適化にあわせ、強靱化やバックアップ機能の強化を図り、災害や事故に強い水道を整備

2 施設整備

- 施設は、市町単位ではなく、自然流下による水運用が可能な河川流域等を基本に設定した5つのエリアを単位に再編整備
 - ・水源は、可能な限り水質が良好で、水量が豊富な水源に集約
 - ・浄水場は、浄水能力が高く、余力のある浄水場に集約
 - ・管路は、更新時にあわせてダウンサイジング
- 施設は、国交付金が活用できる令和14年度までの10年間で集中的に整備

<各エリアの範囲>



- ①太田川エリア
竹原市，東広島市（河内町を除く），江田島市，熊野町，安芸太田町，北広島町西部，大崎上島町，広島用水
- ②小瀬川・八幡川エリア
廿日市市，広島西部用水
- ③沼田川エリア
三原市，東広島市河内町，沼田川用水
- ④芦田川エリア
府中市南部，世羅町東部，神石高原町
- ⑤江の川エリア
府中市北部，三次市，庄原市，安芸高田市，北広島町東部，世羅町西部

<施設整備の概要> ※エリア別の主な整備計画は別紙参照

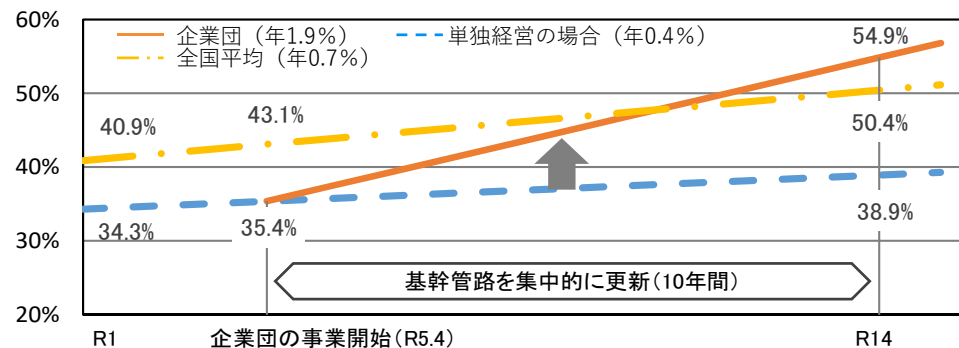
令和14年度までの10年間で浄水場を1/2に集約するなど、規模を最適化

年度	水需要	水源	浄水能力・浄水場数	管路
R 2 年度	384千m ³ /日	695千m ³ /日	595千m ³ /日 189か所	7,576km
R 14年度 (対R2増減率)	333千m ³ /日 ▲13%	428千m ³ /日 ▲38%	389千m ³ /日 94か所 ▲50%	7,770km + 3%
R 44年度 (対R2増減率)	263千m ³ /日 ▲32%	345千m ³ /日 ▲50%	314千m ³ /日 87か所 ▲54%	7,782km + 3%

3 危機管理対策

- 令和14年度までの10年間で基幹管路361kmを更新・整備し、全国平均より低い耐震化率を企業団全体として、全国平均以上に引き上げ

<基幹管路の耐震化の取組概要>

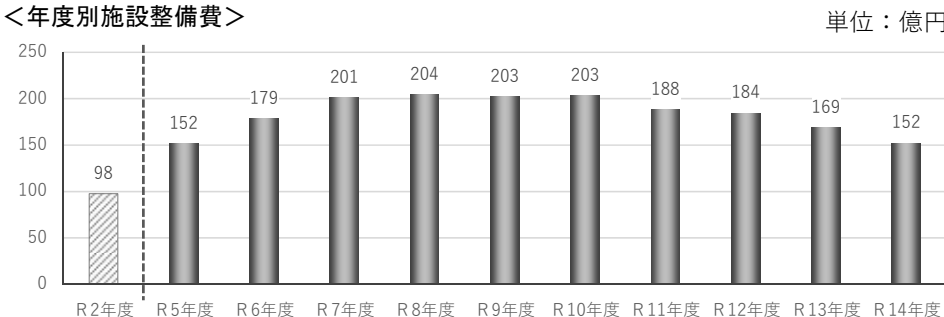


- 浸水想定区域内の4施設に、浸水防止壁などの浸水対策を実施
- 土砂災害（特別）警戒区域内の3施設に、土砂流入防止壁などの土砂災害対策を実施
- 震度6弱（人命に係る施設は震度7程度）で給水停止しないよう6施設を耐震化
- 断水が広範囲に及ばないように、海底管の二重化（2か所）、緊急時連絡管（3か所）、予備水源（8か所）を整備
- 停電対策が未完了の3施設に、自家発電設備などを整備
- 被災時に、1週間、住民1人当たり20L/日の応急給水が可能となるよう、現在37カ所ある応急補給拠点（浄水場の浄水地などに給水車に水を補給するための設備）を10カ所追加整備

4 施設整備費

危機管理対策も含め、計画期間中の施設整備費は1,835億円（年平均では184億円となり、R2年度の98億円と比べると1.9倍の増）

<年度別施設整備費>



第7章 財政運営計画

1 基本的な考え方

- 会計は、事業ごとに区分して経理
- 財産は、構成団体から無償で引き継ぎ、事業ごとに区分して管理
- 施設整備や危機管理対策、サービス向上などの事業を着実に実施するため、効率的な財政運営を行う
 - ・施設整備費の増加に対しては、国交付金や地方公営企業繰出金の活用、事業間の資金融通などにより財源を確保
 - ・健全な財政運営を確立するため、財政規律を確保
 - 資金残高 年間給水収益の1/3以上を目途
 - 企業債残高 年間給水収益の3倍以内を目途（施設整備の実施などにより3倍以内が困難な事業については、可能な限り企業債の発行を抑制）

2 水道料金

- 料金は、将来の更新需要や収支等を踏まえ、適切な水準を設定
- 事業別料金を維持
- 概ね5年ごとに料金を見直し、必要が生じた場合、構成団体の意見等を踏まえ、改定を実施
- 水道用水供給事業については、統合効果を財源に、受水団体のうち構成団体に対する料金を8%減額

3 収支シミュレーション

(1) 損益収支

単独経営を維持する場合と比べ、すべての事業会計で損益収支は改善する見込み

<企業団全体の損益（各事業会計の合算）> ※料金改定を行わない場合 単位：億円

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
38	34	31	28	25	23	17	15	14	10

<単独経営の場合の損益（各事業会計の合算）>

41	34	30	22	17	13	6	1	▲4	▲10
----	----	----	----	----	----	---	---	----	-----

(2) 水道料金（供給単価）

単独経営を維持する場合と比べ、すべての事業会計で水道料金の上昇は抑えられる見込み

<水道事業の水道料金（供給単価）の見込み>

事業	R2年度 供給単価 (円/㎡)	単独経営				統合			
		供給単価		対R2年度		供給単価		対R2年度	
		R14年度	R44年度	R14年度	R44年度	R14年度	R44年度	R14年度	R44年度
竹原市	181	235	389	1.30	2.15	208	362	1.15	2.00
三原市	257	296	476	1.15	1.85	257	438	1.00	1.70
府中市	234	281	445	1.20	1.90	258	410	1.10	1.75
三次市	203	356	528	1.75	2.60	305	437	1.50	2.15
庄原市	229	309	607	1.35	2.65	263	481	1.15	2.10
東広島市	240	233	361	0.97	1.50	233	326	0.97	1.36
廿日市市	178	214	276	1.20	1.55	178	249	1.00	1.40
安芸高田市	209	408	732	1.95	3.50	334	491	1.60	2.35
江田島市	271	299	502	1.10	1.85	271	434	1.00	1.60
熊野町	239	263	430	1.10	1.80	239	382	1.00	1.60
安芸太田町	173	242	388	1.40	2.25	216	362	1.25	2.10
北広島町	186	335	502	1.80	2.70	214	326	1.15	1.75
大崎上島町	230	268	483	1.17	2.10	268	429	1.17	1.87
世羅町	207	270	550	1.30	2.65	207	477	1.00	2.30
神石高原町	247	346	444	1.40	1.80	309	358	1.25	1.45
平均	219	290	474	1.32	2.16	251	397	1.15	1.81

<水道用水供給事業の水道料金（供給単価）の見込み>

広島用水	120	120	156	1.00	1.30	114	150	0.95	1.25
広島西部用水	109	109	109	1.00	1.00	104	104	0.96	0.96
沼田川用水	118	129	165	1.10	1.40	122	157	1.04	1.34
平均	115	119	143	1.03	1.24	113	137	0.98	1.19

※供給単価：給水収益÷有収水量（料金徴収の対象となった水量）

※統合した場合のR14年度の水道用水供給事業の供給単価は、構成団体向けの料金を8%減額した後の単価

4 統合効果

40年間（令和5年度～44年度）の効果額は979億円で、統合により、すべての構成団体で効果が見込まれる

単位：億円

事業	施設整備費		維持管理費 のコスト減	合計
	再編整備に よるコスト減	国交付金収入 による負担減		
竹原市	—	▲22	▲14	▲36
三原市	▲13	▲30	▲44	▲87
府中市	▲1	▲7	▲13	▲21
三次市	▲22	▲23	▲28	▲73
庄原市	▲42	▲8	▲21	▲72
東広島市	▲67	▲39	▲91	▲196
廿日市市	▲41	▲30	▲51	▲121
安芸高田市	▲29	▲28	▲21	▲78
江田島市	▲19	▲3	▲18	▲41
熊野町	▲5	▲1	▲10	▲17
安芸太田町	—	▲1	▲2	▲4
北広島町	▲35	▲14	▲14	▲64
大崎上島町	▲2	▲1	▲11	▲13
世羅町	▲8	▲10	▲9	▲27
神石高原町	▲10	+4	▲6	▲12
県	+55	▲149	▲23	▲118
合計	▲238	▲363	▲378	▲979

※1億円未満は四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合がある

※県の効果額は、水道用水供給事業の構成団体向けの料金を8%引き下げた後の効果額

まとめ

1 サービスの向上

- 単独経営を維持する場合と比べ、料金上昇の抑制が可能

<水道料金（供給単価）> ※水道事業の平均

R2年度	単独経営		統合	
	R14年度	R44年度	R14年度	R44年度
219円/m ³	290円/m ³	474円/m ³	251円/m ³	397円/m ³

- 水道用水供給事業の構成団体向けの料金を8%減額
- 給水契約の受付、給水装置工事の受付・審査のインターネット化や、水道料金のスマートフォン決済・コンビニエンスストア納付の拡充など、新規サービスを導入し、利便性を向上

2 施設・維持管理の最適化

- 浄水場を1/2に集約するなど、余剰な施設を最適化
- 施設の再編整備や維持管理の効率化、DXの推進、国交付金の交付により、40年間で979億円（24億円/年）の効果
- 企業団の組織力、技術力や国交付金を活用し、全国平均を下回っている基幹管路の耐震化率を全国平均以上に引き上げるなど施設の強化を図るとともに、海底管の二重化や緊急時連絡管の整備などバックアップ機能を強化し、給水安定性を向上

<基幹管路の耐震化率> ※企業団全体の数値

R1年度		R14年度	
耐震化率	全国平均	耐震化率	全国平均
34.3%	40.9%	54.9%	50.4%

3 組織・管理体制の強化

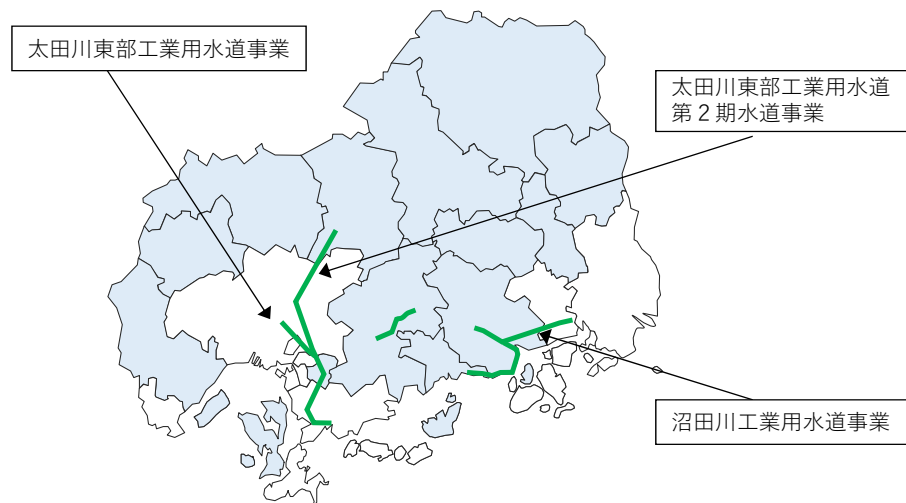
- 水道の専門知識や技能を有する人材を確保
- 構成団体間の支援体制や市町との緊密な連携体制の構築、応急給水体制の充実などにより、危機管理体制が強化
- すべての事業会計で、単独経営を維持する場合と比べ、収支が改善し、経営が安定

第8章 工業用水道事業

1 概況

- 県は、工業用水道事業3事業を経営し、給水収益は19億円/年
- 県工業用水道施設は、水道用水供給事業の浄水場や管路の一部と施設を共有しており、水道用水供給事業と一体的に運営

<工業用水道事業の概況>



2 将来見通しと課題

「2 将来見通しと課題」から「5 財政運営計画」までは、今後、整理

3 業務運営計画

4 施設整備計画

5 財政運営計画

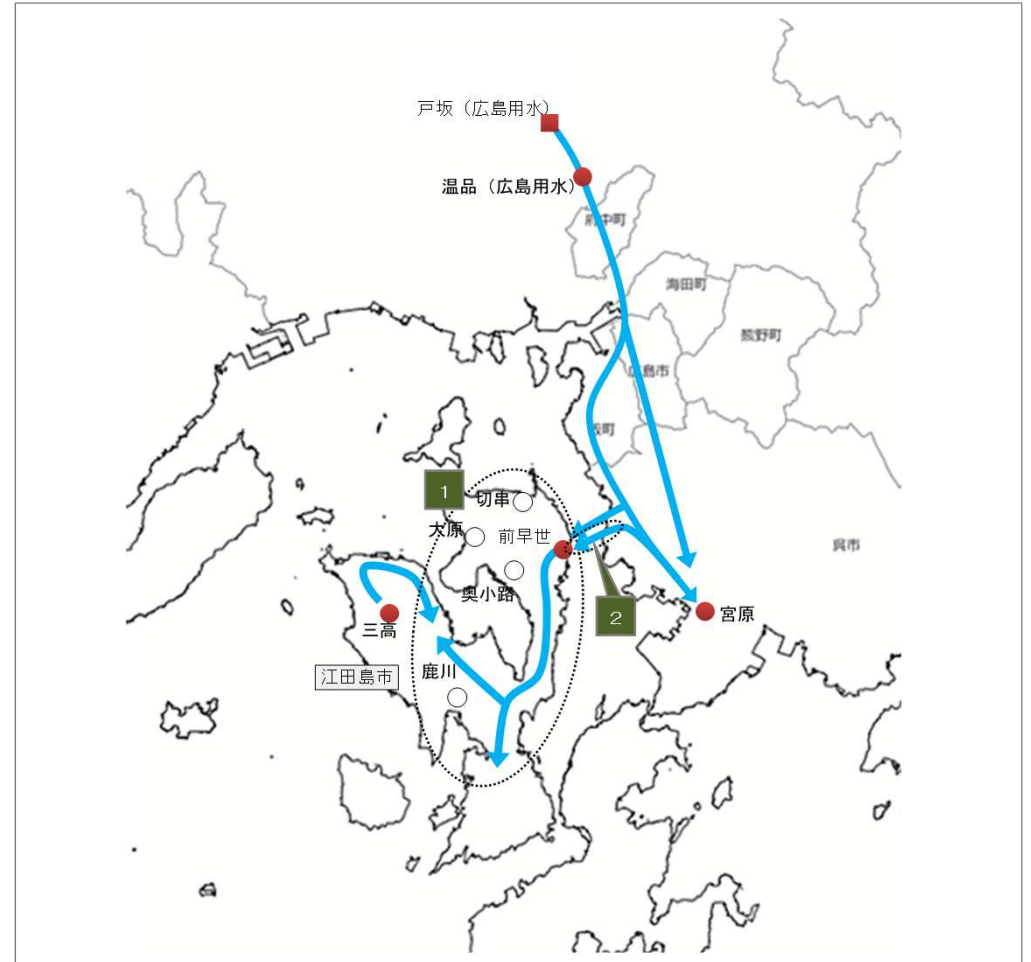
【別紙】施設整備の主な内容

■太田川エリア ①東広島市（河内町を除く）・竹原市・大崎上島町・熊野町



	事業概要	整備時期	整備費
1	・福富ダムを水源とする福富広域浄水場の新設 ・吾妻子, 松子山, 田房, 小谷, 木谷, 三津を段階的に廃止し, 瀬野川浄水場及び福富広域浄水場からの2系統の送水に切り替え	R 5年度 ～13年度	63億円
2	・太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備	R 6年度 ～9年度	17億円
3	・新成井浄水場の新設 ・成井, 中通浄水場を廃止し, 新成井浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 ～13年度	32億円
4	・沖浦ポンプ所, 垂水ポンプ所の廃止 ・沖浦配水池, 垂水配水池の廃止 ・大崎調整池からの送水に切り替え	R 11年度 ～12年度	1億円
5	・長尾ポンプ所, 八幡山ポンプ所の廃止 ・熊野調整池からの送水に切り替え	R 8年度 ～12年度	1億円

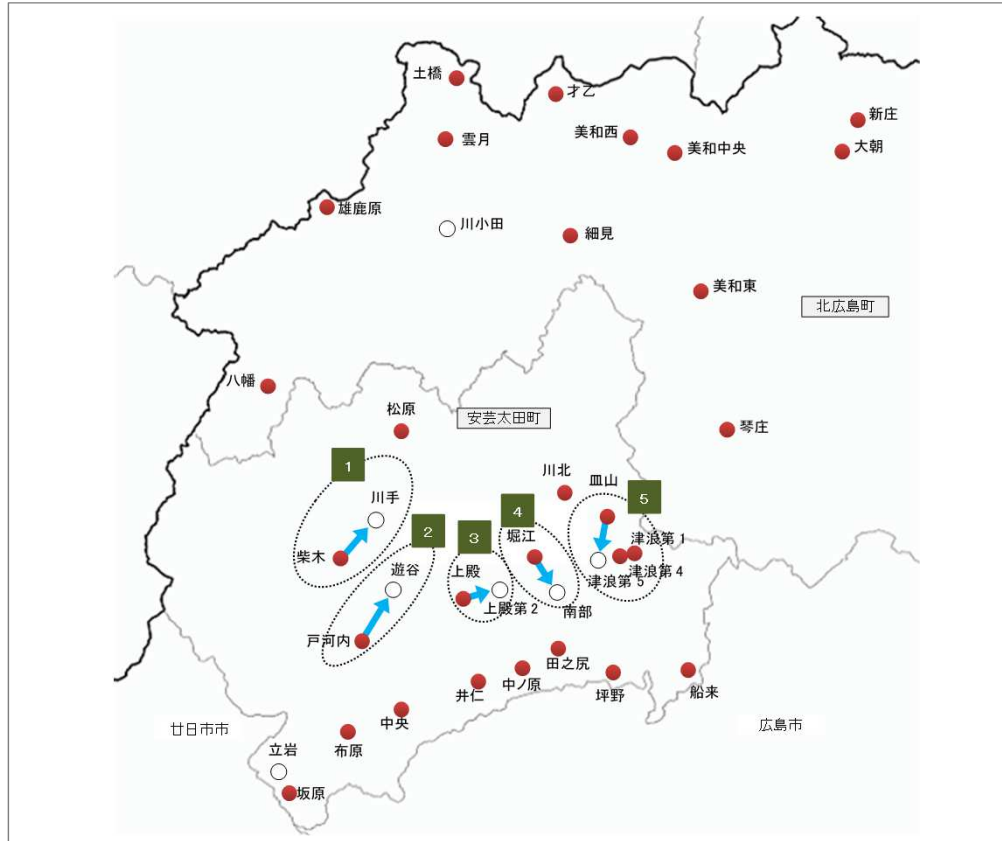
②江田島市



	事業概要	整備時期	整備費
1	・切串, 鹿川, 奥小路, 大原浄水場を廃止 ・太田川の自己水源を活用し, 前早世浄水場からの送水に切り替え	R 6年度 以降	5億円
2	・広島用水の海底管を2重化	R 5年度 ～7年度	8億円

〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 ■ 調整池・配水池
□ 廃止調整池・配水池 ○ 廃止ポンプ所 → 主な送水ルート

③安芸太田町・北広島町西部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・川手浄水場の廃止 ・柴木浄水場からの送水に切り替え	R 8年度 ～11年度	1億円
2	・遊谷浄水場の廃止 ・戸河内浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 以降	—
3	・上殿第2浄水場の廃止 ・上殿浄水場からの送水に切り替え	R 12年度 ～13年度	0.2億円
4	・南部浄水場の廃止 ・堀江浄水場からの送水に切り替え	R 11年度 ～12年度	0.5億円
5	・津浪第5浄水場の廃止 ・皿山浄水場からの送水に切り替え	R 5年度 ～8年度	1億円

■小瀬川・八幡川エリア 廿日市市



	事業概要	整備時期	整備費
1	・峠、永原、土居垣内、浅原浄水場を段階的に廃止 ・三ツ石浄水場からの送水に切り替え ・津田浄水場を予備水源として運用	R 5年度 以降	23億円
2	・宮島への海底管を2重化 ・大砂利浄水場の廃止	R 5年度 ～7年度	11億円
3	・大砂利第2浄水場（仮称）の新設	R 4年度 ～5年度	0.4億円

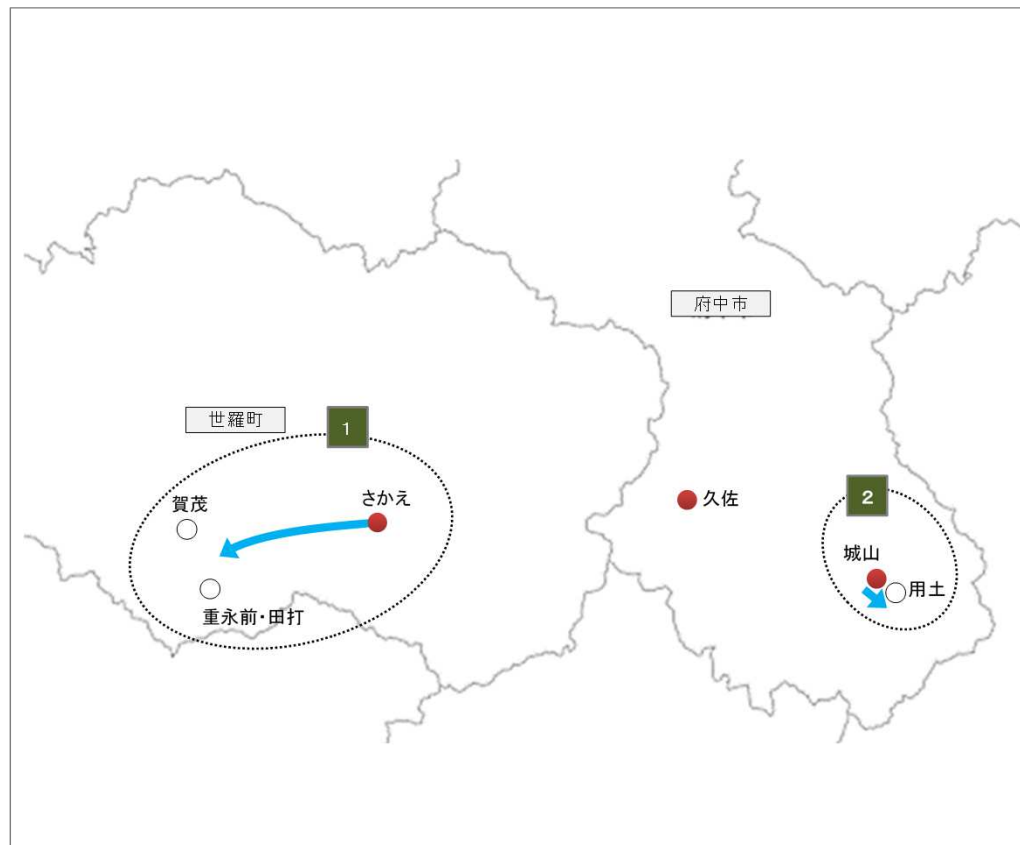
〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

■沼田川エリア 三原市・東広島市河内町



	事業概要	整備時期	整備費
1	・太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】	R 6年度～9年度	17億円
2	・片山浄水場の廃止 ・県埜田浄水場からの送水に切り替え	R 5年度～7年度	1億円
3	・県宮浦浄水場の廃止 ・西野浄水場に急速ろ過施設を整備し統合	R 5年度～12年度	50億円

■芦田川エリア ①府中市南部・世羅町東部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・賀茂，重永前・田打浄水場の廃止 ・さかえ浄水場からの送水に切り替え	R 6年度～9年度	7億円
2	・用土浄水場の廃止 ・城山浄水場からの送水に切り替え	R 5年度～9年度	8億円

〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

②神石高原町



	事業概要	整備時期	整備費
1	・西油木，東油木南油木浄水場の廃止 ・市場浄水場からの送水に切り替え	R 9年度～13年度	1億円
2	・河原郷浄水場の廃止 ・光信浄水場からの送水に切り替え	R 5年度以降	—
3	・大上浄水場の廃止 ・高蓋浄水場からの送水に切り替え	R 5年度以降	—
4	・高下田浄水場の廃止 ・井関浄水場からの送水に切り替え	R 5年度以降	—
5	・安田，小吹，花済浄水場の廃止 ・近田浄水場からの送水に切り替え	R 10年度～14年度	1億円
6	・野呂谷第1・第2浄水場の廃止 ・四日市第1・第2浄水場からの送水に切り替え	R 10年度～11年度	1億円

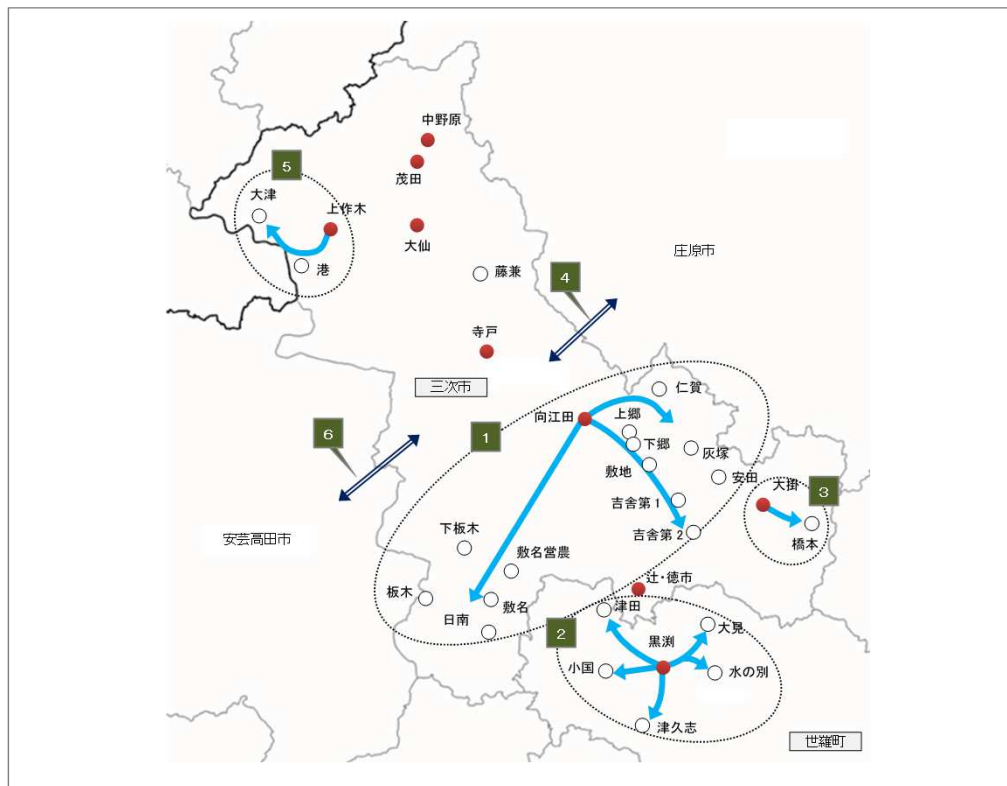
■江の川エリア ①安芸高田市・北広島町東部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・土師ダムを水源とする土師広域浄水場の新設 ・安芸高田市の26浄水場（佐々井，北原，別所，本郷（八），福原，福原（簡），坂巻，国司，戸島，向原中央第1，第2，第3，第4，坂上，小原，高地長屋，甲立，浅塚，稼地，本郷，横田，すだれ，原田，羽佐竹，船佐，下福田浄水場）と北広島町の壬生，新郷，本地浄水場を廃止し，土師広域浄水場からの送水に切り替え	R 5年度～20年度	121億円
2	・三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管を整備	R 5年度以降	1億円

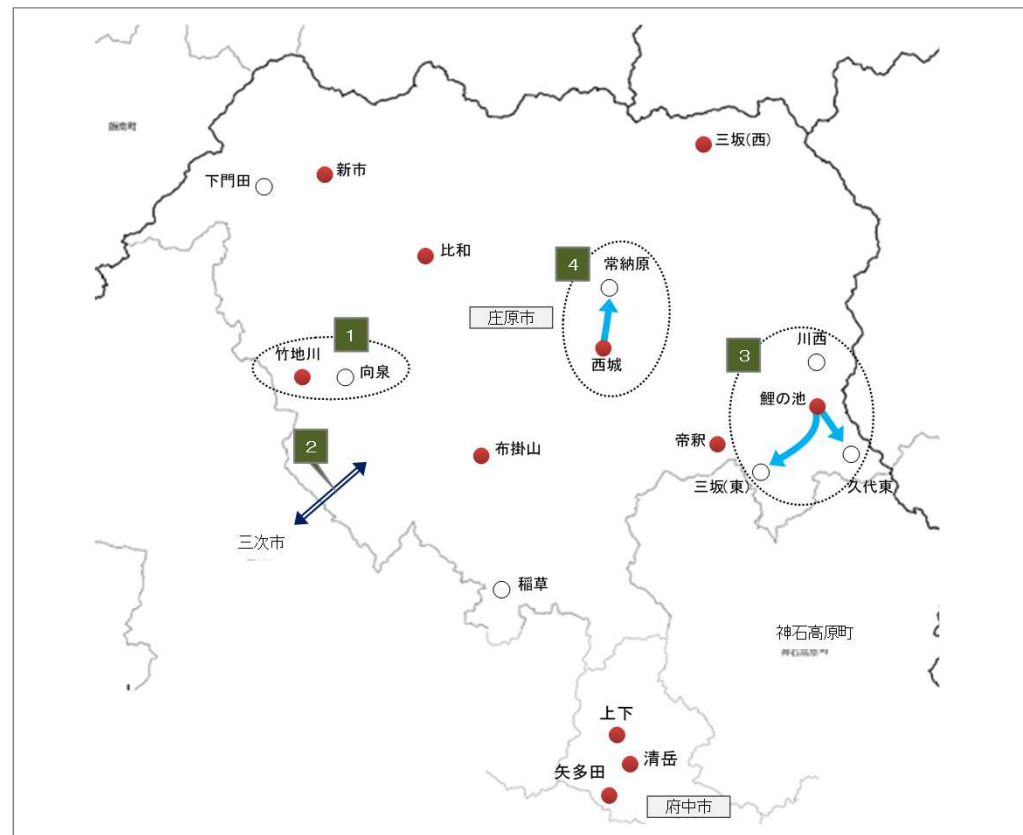
〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

②三次市・世羅町西部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・三次市の13浄水場（上郷，下郷，仁賀，灰塚，敷地，吉舎第1，吉舎第2，安田，敷名，敷名営農，日南，下板木，板木浄水場）の廃止 ・向江田浄水場からの送水に切り替え	R 5年度～12年度	20億円
2	・津田，小国，津久志，水の別，大見浄水場の廃止 ・黒淵浄水場からの送水に切り替え	R 5年度～10年度	7億円
3	・橋本浄水場の廃止 ・大掛浄水場からの送水に切り替え	R 14年度	1億円
4	・三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管を整備	R 5年度以降	1億円
5	・港，大津浄水場の廃止 ・上作木浄水場からの送水に切り替え	R 5年度以降	2億円
6	・三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管を整備【再掲】	R 5年度以降	1億円

③庄原市・府中市北部



	事業概要	整備時期	整備費
1	・向泉浄水場の廃止 ・竹地川浄水場からの送水に切り替え	R 5年度以降	—
2	・三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管を整備【再掲】	R 5年度以降	1億円
3	・川西，三坂(東)，久代東浄水場の廃止 ・鯉の池浄水場からの送水に切り替え	R 5年度以降	2億円
4	・常納原浄水場の廃止 ・西城浄水場からの送水に切り替え	R 5年度以降	2億円

〔凡例〕 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

広島県水道企業団 事業計画素案（案）

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の位置づけ	1
2	基本理念・基本方針	2
3	計画期間	2
第2章	水道事業の現状と課題	3
1	概況	3
2	将来見通しと課題	5
第3章	組織・職員計画	10
1	組織・職員体制の基本的な考え方	10
2	企業団の経営形態	10
3	名称	10
4	組織機構	10
5	職員	14
6	庁舎の位置	14
第4章	通信基盤・システム整備計画	15
1	通信基盤・システム整備の基本的な考え方	15
2	整備概要	15
第5章	業務運営計画	18
1	業務運営の基本的な考え方	18
2	営業業務	18
3	給水装置業務	23
4	運転監視業務	28
5	保全業務	31
6	水質管理業務	34
7	工務	36
8	危機管理	38
9	その他	40
第6章	施設整備計画	41
1	施設整備の基本的な考え方	41
2	水需要推計	42
3	施設整備計画	44
第7章	財政運営計画	60
1	財政運営の基本的な考え方	60
2	水道料金等	60
3	出納取扱金融機関・収納取扱金融機関	63
4	収支シミュレーション	64
5	統合効果	68
第8章	工業用水道事業	70
1	概況	70

2	将来見通しと課題	70
3	業務運営計画	70
4	施設整備計画	70
5	財政運営計画	70
【参考】事業別の収支シミュレーション（料金据置ケース）		71
1	水道事業等	71
2	工業用水道事業	82

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ

- 竹原市，三原市，府中市，三次市，庄原市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，熊野町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町の15市町と県（以下「構成団体」という。）は，令和3年4月に「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」を締結した。
- 基本協定では，令和5年度を目途に構成団体が経営する水道事業¹，水道用水供給事業²及び工業用水道事業³を統合し，統合後の水道事業の新たな経営主体として，令和4年11月を目途に企業団を設立することとしている。
- 本計画は，基本協定に基づき設置した「広島県水道企業団設立準備協議会（会長：知事委員：15市町長）」での議論を踏まえ，組織体制，業務運営，施設整備，財政運営など企業団の基本的事項や事業内容を取りまとめたものである。

【参考：広島県における水道事業の統合に関する基本協定の概要（令和3年4月26日締結）】

<統合の目的>

健全な経営基盤を確立し，地方公共団体の責務として，将来にわたり，安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築する。

<統合する事業>

構成団体が経営する水道事業，水道用水供給事業及び工業用水道事業

<統合の時期>

令和5年4月1日を目途

<統合の方法>

現在の事業ごとに経理を区分し，別料金とする経営統合

<経営の主体>

地方公営企業法第39条の2に基づく「企業団」又は「広域連合企業団」

<運営体制>

事業開始時は，地方自治法第252条の17に基づき，構成団体が職員を企業団へ派遣することで維持

<資産等>

- 構成団体が事業の用に供している資産，負債及び資本は，企業団に無償で引き継ぐ。
- 剰余金等の資金は，現在の事業ごとに区分管理し，貸付の場合を除き，他事業に流用しない。

<準備協議会>

構成団体は，水道事業の統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため，構成団体の長を構成員とする企業団設立を検討・準備するための協議会を設置

<事業計画>

協議会において，広島県水道広域連携推進方針及び本協定に基づき，事業計画を策定

1 水道事業：一般の需要に応じ，水道により水を供給する事業をいう。給水人口が5,001人以上の事業を上水道事業，101人以上5,000人未満の事業を簡易水道事業という。

2 水道用水供給事業：水道事業者が浄水（水道用水）を供給する事業

3 工業用水道事業：一般の需要に応じ，工業用水道により工業用水を供給する事業

2 基本理念・基本方針

地方公共団体である企業団の責務，目的を示した「基本理念」と企業団の取組の方向性を示した「基本方針」を，次のとおり定める。

■ 基本理念 ～企業団の責務・目的～

- 企業団は，多様な背景を持つ市町と県が統合し，相乗効果を発揮するとともに，環境の変化に的確に対応しながら，安全，安心，良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで，住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する。
- 企業団は，水道変革のフロントランナーとして，ノウハウや技術力を活用し，国内外の水道の発展に貢献する。



■ 基本方針 ～企業団の取組の方向性～

1 上質なサービスの提供

- ・ 水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
- ・ 低廉な料金の維持
- ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供

2 施設・維持管理の最適化

- ・ 国交付金⁴を最大限活用し，全体最適の観点から施設を再編整備
- ・ デジタル化や重複業務の一元化，民間活用などによる効率的な維持管理
- ・ 施設の強靱化，バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
- ・ 効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減

3 組織・管理体制の強化

- ・ 簡素で効率的な組織，柔軟で機動的な組織の整備
- ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
- ・ 計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

3 計画期間

令和5年度から14年度までの10年間

4 国交付金：厚生労働省所管の「生活基盤施設耐震化等交付金」をいう。水道事業の統合に際し，施設の再編整備に要する経費の1/3が交付（広域化事業）されるほか，統合のインセンティブとして，広域化事業と同額が交付（運営基盤強化等事業）される。

第2章 水道事業の現状と課題

1 概況

構成団体が経営している水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の概況（令和2年3月末日現在）は、次のとおりである。

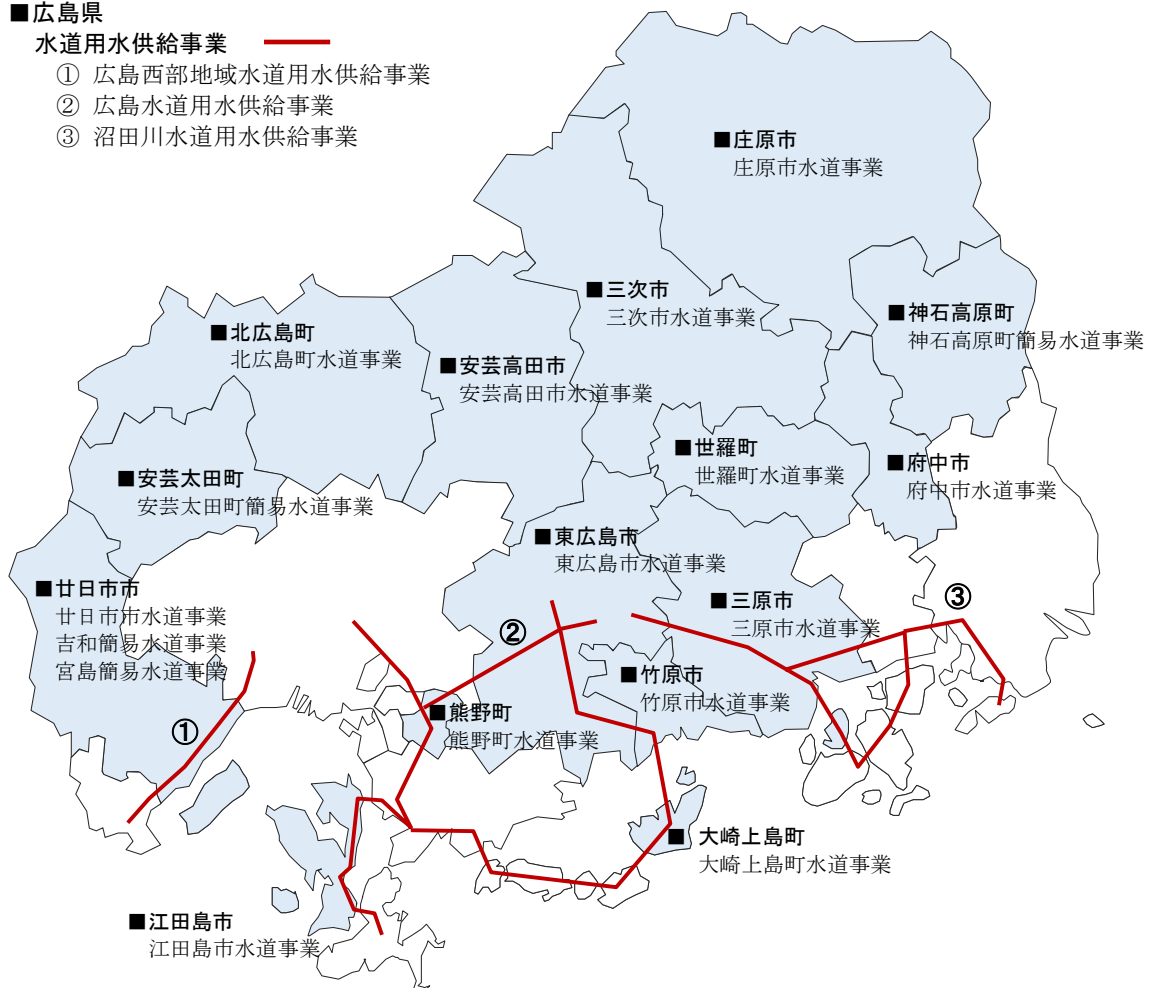
- ・ 15市町は、水道事業を17事業（上水道事業13事業，簡易水道事業4事業）経営し，17事業を合わせた給水人口は58万人，給水収益は144億円/年である。
- ・ 県は，島しょ部など水源の確保が困難な市町に広域的に水道用水を供給する水道用水供給事業を3事業経営し，構成団体である7市町を含め，県南部の15市町と愛媛県の2市町に水道用水を供給している。水道用水供給事業3事業を合わせた給水収益は96億円/年である。

<構成団体が経営する水道事業等>

■広島県

水道用水供給事業

- ① 広島西部地域水道用水供給事業
- ② 広島水道用水供給事業
- ③ 沼田川水道用水供給事業



<水道事業の概況>

令和2年3月末日現在

事業	給水人口 (人)	面積 (km ²)	水道施設		1日最大 給水量 (m ³ /日)	給水収益 (千円)	
			浄水場 (施設数)	管路 (km)			
竹原市	24,714	118.23	5	281.5	17,903	873,767	
三原市	83,302	471.51	8	919.7	32,981	2,519,738	
府中市	28,899	195.75	6	255.6	9,365	587,957	
三次市	45,166	778.14	25	921.7	17,834	960,670	
庄原市	26,132	1,246.49	15	543.8	11,050	650,426	
東広島市	163,422	635.16	10	1,323.9	56,274	4,117,771	
廿日市市	廿日市市	109,531	489.49	6	684.4	39,093	2,065,719
	吉和(簡水)	539		1	29.3	573	
	宮島(簡水)	1,546		2	34.3	2,441	
安芸高田市	21,711	537.75	29	558.9	10,569	444,991	
江田島市	21,742	100.71	6	402.9	8,721	653,637	
熊野町	21,648	33.76	1	151.1	6,127	422,039	
安芸太田町(簡水)	4,413	341.89	23	134.8	3,140	85,539	
北広島町	8,576	646.20	17	319.1	5,997	239,340	
大崎上島町	7,278	43.11	—	163.4	5,117	282,033	
世羅町	8,625	278.14	9	274.2	3,615	196,091	
神石高原町(簡水)	4,218	381.98	19	216.3	1,447	116,494	
合計	581,462	6,298.30	182	7,214.7	232,247	14,351,644	
県全体	2,663,956	8,479.62	211	17,738.5	933,517	49,489,967	

出典)「令和元年度広島県の水道の現況」(広島県健康福祉局) ただし、浄水場数は除く。

<水道用水供給事業の概況>

令和2年3月末日現在

事業	給水市町	施設		1日最大 給水量 (m ³ /日)	給水収益 (千円)	
		浄水場 (施設数)	管路 (km)			
広島県	広島西部用水	3市	2	41.1	59,871	2,164,560
	広島用水	6市5町	2	199.5	125,946	5,170,660
	沼田川用水	4市1町	3	121.0	58,690	2,253,117
	合計	11市6町	7	361.6	244,507	9,588,337

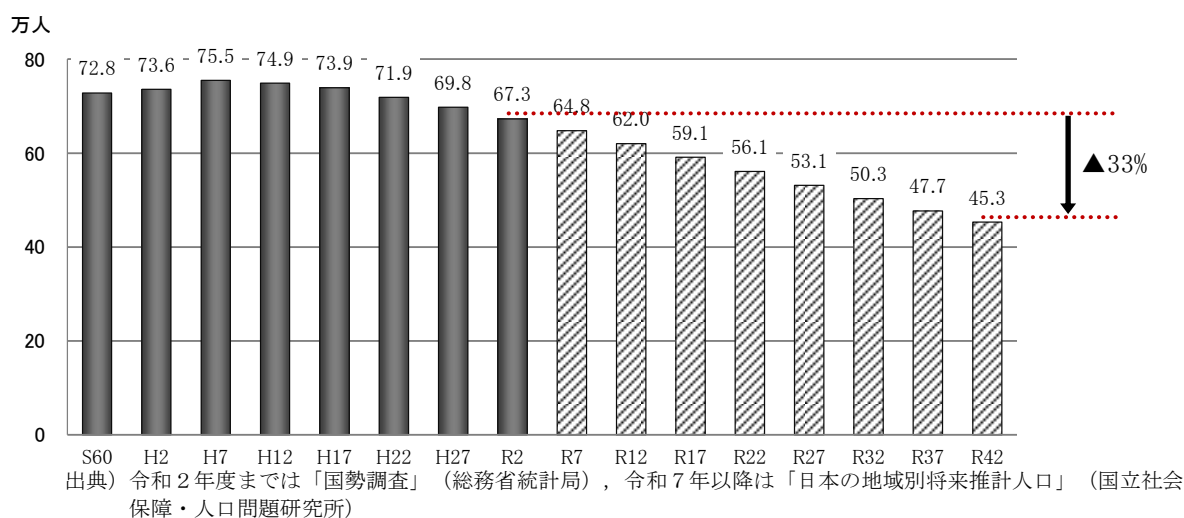
※ 給水市町は、事業によって重複があるため、合計は一致しない。

2 将来見通しと課題

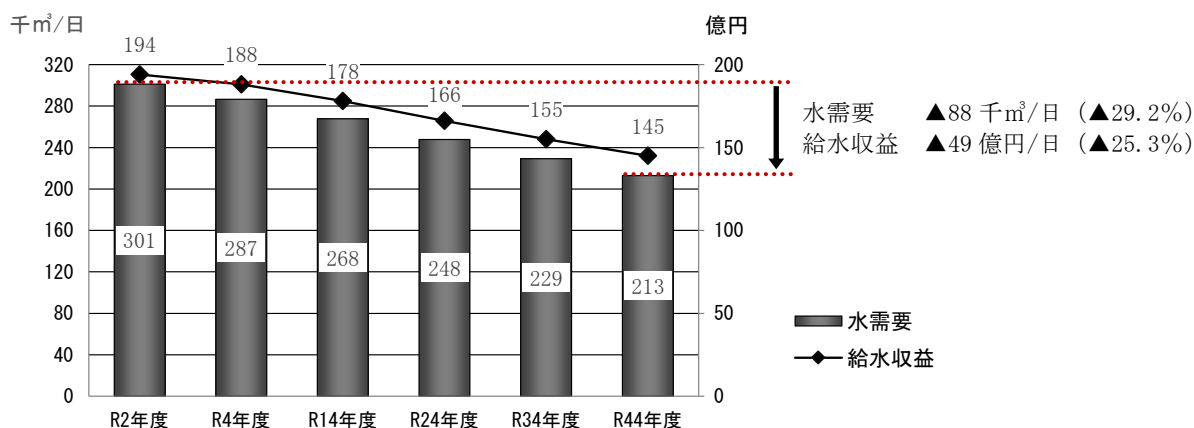
(1) 水需要

- 15市町の人口は67万人（令和2年10月1日現在）で、令和42年には45万人（▲33%）まで減少する見込みである。
- 水道事業等は、人口減少等に伴い水需要と給水収益が減少するため、令和44年度には、令和2年度と比べ、水需要で88千 m^3 /日（▲29.2%）、給水収益で、現在の料金を維持すると仮定した場合、49億円（▲25.3%）減少する見込みである。
- 総収益の80%を占める給水収益の減少により、独立採算を原則とする水道事業等の経営は、今後、大幅な悪化が見込まれる。

<15市町の人口推移と将来見通し>



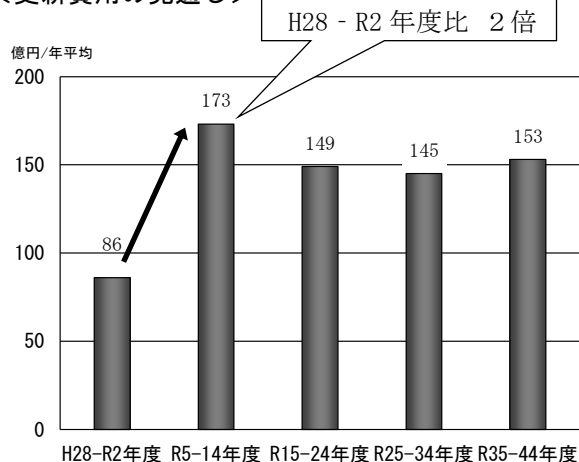
<水道事業等の水需要・給水収益の見通し>



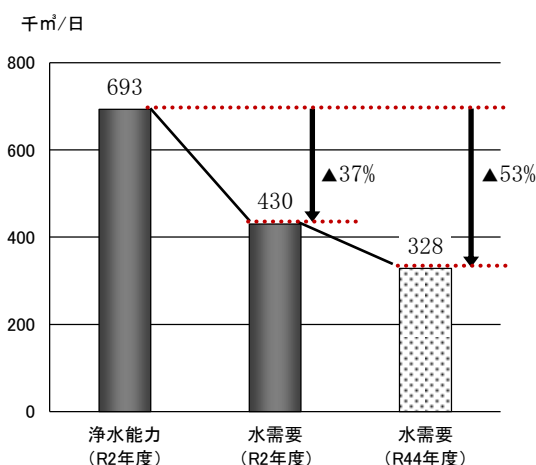
(2) 施設

- 水道施設は、高度経済成長期以降に整備されたものが多い。今後、これらの施設が順次、更新期を迎えていくため更新費用は増加し、平成 28 年度から令和 2 年度までは、平均で 86 億円/年であった更新費用は、令和 5 年度から 14 年度には、平均で 173 億円/年と 2 倍に増加する見込みである。
- 施設能力の余剰は、令和 2 年度で 37%であり、今後、水需要の減少に伴い余剰は拡大し、令和 44 年度には 53%となる見込みである。
- 施設能力と水需要の乖離が拡大していくため、再編整備やダウンサイジングなど施設の最適化を図ることで、更新費用の抑制を図ることが必要である。
- また、構成団体の基幹管路⁵の耐震化率⁶は 34.6%（令和 2 年 3 月 31 日現在）で、全国平均の 40.9%を下回っている。平成 30 年 7 月豪雨災害をはじめ、近年、災害が多発している中、施設の強靱化が求められている。

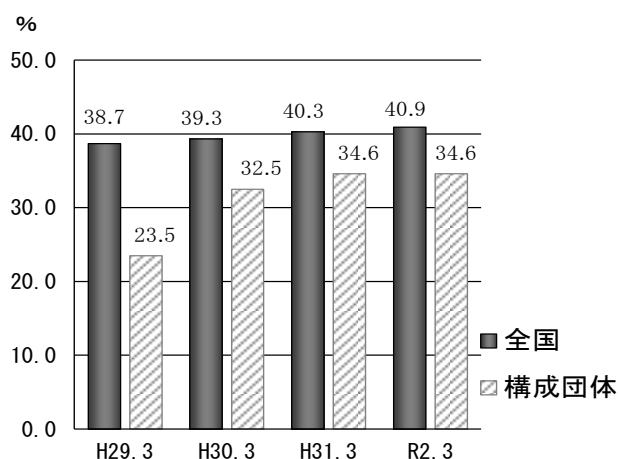
<更新費用の見通し>



<施設能力の余剰>



<基幹管路の耐震化率>



出典) 「令和元年度広島県の水道の現況」 (広島県健康福祉局)
 ※簡易水道事業を除く。

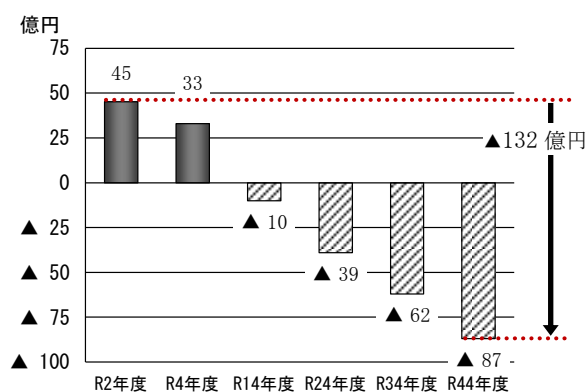
5 基幹管路：導水管，送水管及び配水本管をいう。配水本管とは、口径 250 mm以上又は口径 250 mm未満であっても、幹線の役割を持つ配水管をいう。

6 耐震化率：耐震管に加え、耐震適合性（地盤等の性状から耐震性があると認められるもの）のある管も含む。

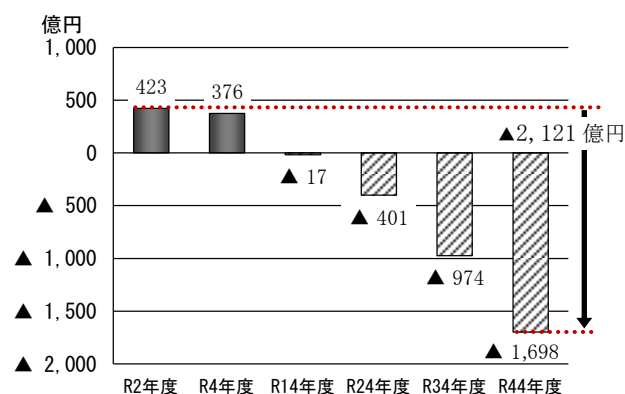
(3) 財務

- 水道事業等の経営は、人口減少に伴う給水収益の減少や更新費用の増加により急速に悪化し、現在の料金を維持すると仮定した場合、令和 44 年度には、令和 2 年度と比べ、単年度損益で 132 億円、資金残高で 2, 121 億円悪化する見込みである。
- また、更新費用の増加に伴い、減価償却費が増加するため、給水原価⁷は上昇し、令和 44 年度には 394 円/m³となり、令和 2 年度の 227 円/m³に比べ、1.7 倍増加する見込みである。
- 16 の構成団体のうち 15 団体は、一般会計から基準外繰出金⁸を繰り出している。多くは、水道料金の減免や給水区域の拡大など政策目的等に対し繰り出されたものであるが、構成団体も厳しい財政状況にある中、独立採算を原則とする水道事業会計においては、水需要に応じた事業の再構築や適切な料金の改定を行うなどして、可能な限り一般会計の負担軽減を図っていく必要がある。
- なお、構成団体の水道料金（20 m³・令和 2 年 3 月 31 日現在）は、3, 036 円/月から 5, 049 円/月まで 1.7 倍の格差がある。

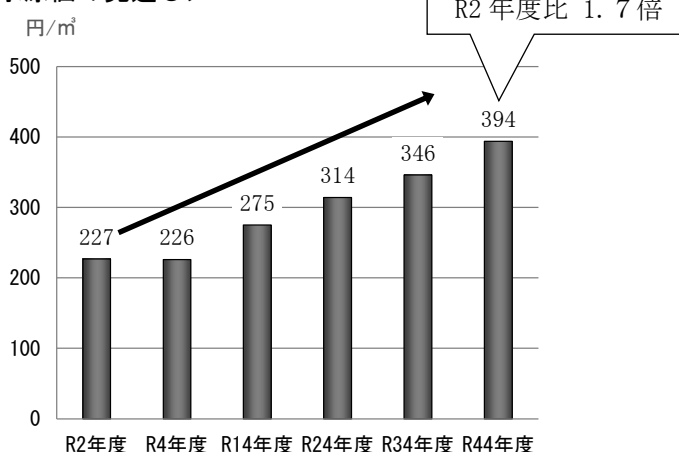
<損益の見通し>



<資金残高の見通し>



<給水原価の見通し>



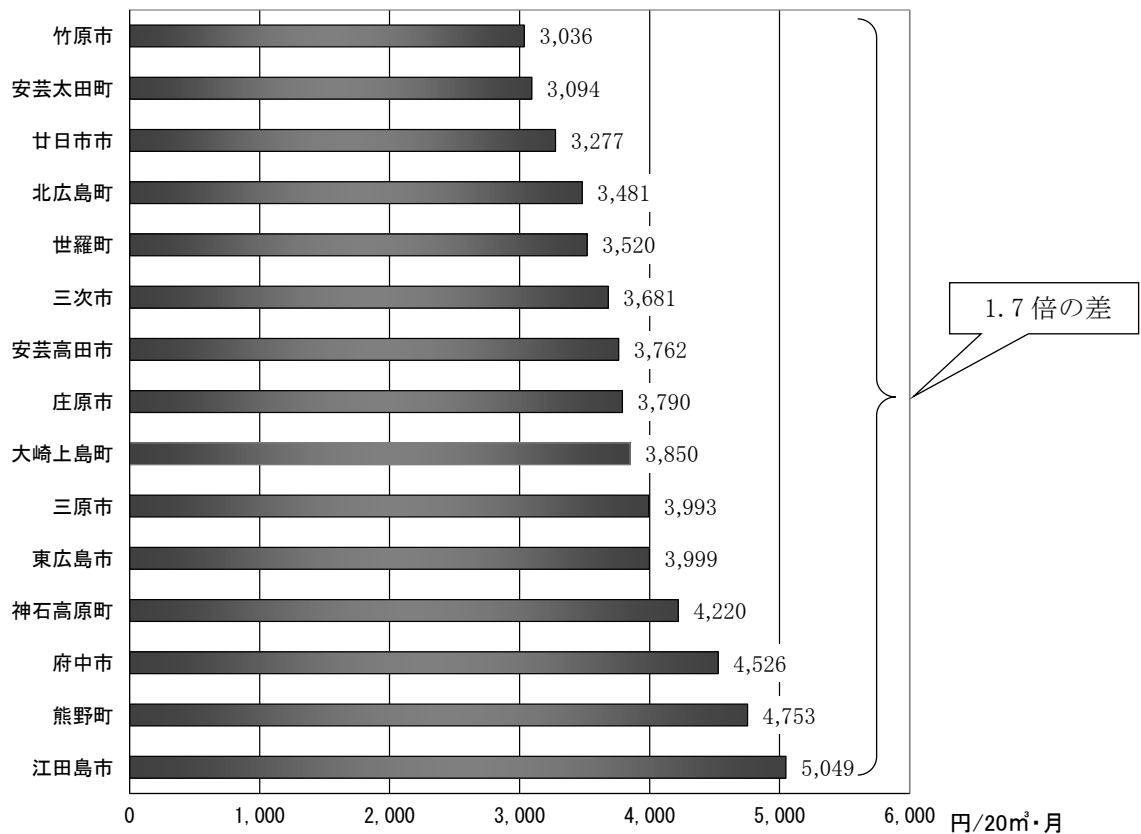
7 給水原価：1 m³の水道水を作るのに必要な費用

8 基準外繰出金：一般会計から水道事業会計に繰り出す経費のうち、公益性の観点から、例外的に総務省が示した繰出基準に合致しない経費をいう。

<構成団体の基準外繰入金（令和2年度）>

構成団体	基準外繰入金 (千円)	構成団体	基準外繰入金 (千円)
竹原市	17,720	熊野町	0
三原市	246,276	安芸太田町	24,408
府中市	2,694	北広島町	84,734
三次市	118,992	大崎上島町	65,976
庄原市	190,704	世羅町	220,078
東広島市	11,096	神石高原町	38,124
廿日市市	191,812	広島県	2,942
安芸高田市	81,176	合計	1,321,323
江田島市	24,591		

<構成団体の水道料金（20 m³/月・令和2年4月1日現在）>

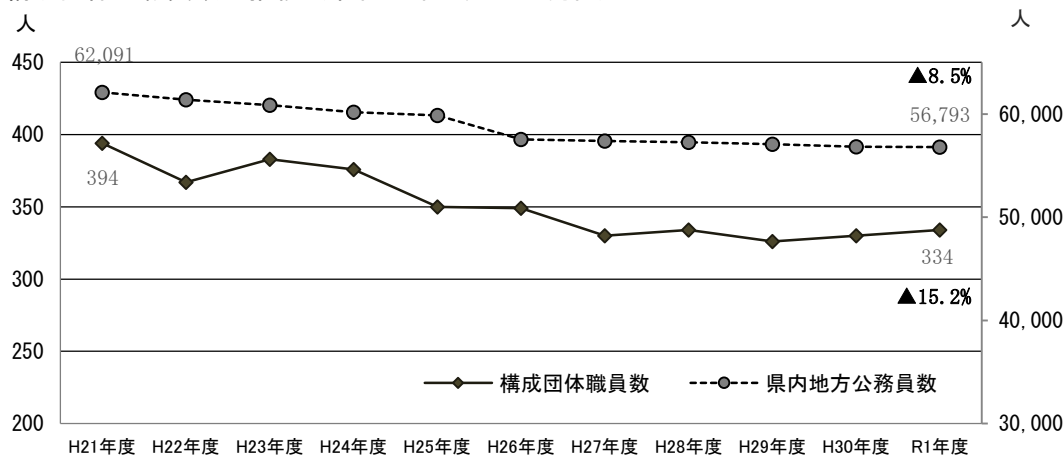


出典) 「令和元年度広島県の水道の現況」 (広島県健康福祉局)

(4) 人材・技術力

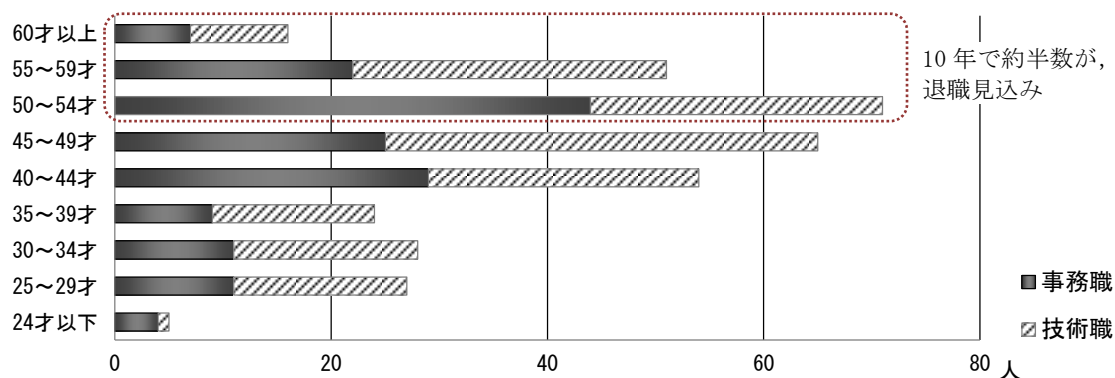
- 構成団体の職員数⁹は、平成 21 年度の 394 人から令和元年度には 334 人（▲15.2%）まで減少しており、県内の地方公務員数の減少率（▲8.5%）と比べ、約 2 倍減少している。
- 技術職員については、令和 14 年度までに約半数が退職見込みであり、また、次世代を担う若手が少ないことから、水道の専門知識や技能を有する人材の育成や技術力の定着が課題となっている。

<構成団体の職員数の推移（令和 2 年 4 月 1 日現在）>



出典) 「地方公共団体定員管理調査」(総務省自治行政局)

<構成団体の年代別職員数>



⁹ 水道事業等及び工業用水道事業に従事する常勤職員（任期の定めがない職員，任期付職員，再任用職員，臨時的任用職員）の人数

第3章 組織・職員計画

1 組織・職員体制の基本的な考え方

- 企業団は、統合効果を最大限に活かしながら、経営環境や社会環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、次のとおり、将来にわたって強靱で持続可能な水道サービスの提供が可能な組織体制を構築する。
 - ・ 簡素で効率的な組織の整備
 - ・ 迅速な意思決定が可能な組織の整備
 - ・ 住民や構成団体から信頼されるガバナンス体制の構築
- 事業開始時（令和5年4月）は、現在の職員数と同程度の職員数を確保する。事業開始後に業務の効率化を図りながら、業務量に応じた適正な規模とする。

2 企業団の経営形態

企業団の経営形態は、次により「広域連合」（市町の区域を超えて、広域にわたり処理することが適当な事務を行うために設置する特別地方公共団体）とする。

- ・ 国から権限の委譲や事務の委任を受けたり、権限・事務の委譲や委任を国に要請できるなど、主体的な運営が可能なこと。
- ・ 直接請求制度があり、住民の声が届きやすい仕組みが導入されていること。
- ・ 構成団体に対し、関連する事務の実施を勧告できるなど、構成団体との連携が図りやすいこと。

3 名称

「広島県水道広域連合企業団（仮称）」とする。

4 組織機構

企業団議会については、今後、整理

(1) 企業団議会

- 企業団の意思決定機関として企業団議会を置き、その定数は企業団規約で定める。
- 企業団議会の議員は、構成団体の議会の選挙により選任する。
- 企業団議会の議員の選挙により、議長1人、副議長1人を選任する。
- 企業団議会の事務組織として議会事務局を置き、その職員は事務局本部の職員が兼務する。

(2) 執行機関

ア 企業長

- 企業団の管理者として企業長を置く。
- 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長の選挙により選任し、任期は、構成団体の長としての任期と同期間とする。
- 企業長を補佐し、企業長の委任を受けて企業団の事務を執行するため、常勤の副企業長を1人置く。
- 副企業長は、企業長が企業団議会の同意を得て選任し、任期は4年とする。

イ 事務局

- 企業長の権限に属する事務を処理するため、事務局を置く。
- 事務局は本部と地方機関として事務所を置き、組織機構については別途定める。
- 事業開始時は、事務所は16事務所とし、15市町と現在の県広島水道事務所に設置する。県水質管理センターは、本部に位置付ける。
- 本部と事務所の事務分担は、次のとおりとする。

【本部】

- ・ 総務，人事，経理などの内部管理事務
- ・ 経営計画，水道料金の改定などの企画事務
- ・ 基準やマニュアルの作成，危機事案に係る統括事務
- ・ 水質検査計画の策定などの水質管理に係る統括事務
- ・ 国交付金を活用した施設の再編整備に係る工事の執行及び事務所のバックアップ

【事務所】

- ・ 営業，給水装置，運転監視・保全などの現地業務
- ・ 漏水や水質などの事故対応，自然災害等による応急対策の実施
- ・ 本部執行工事以外の工事の執行

<本部と事務所の事務分担>

事務	本部	事務所
総務・財務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事給与，組織 ・ 旅費事務，福利厚生，安全衛生等（事務所対応分を除く） ・ 例規，争訟 ・ 議会・監査・附属機関対応，各種団体との調整 ・ 危機管理 ・ 広報広聴 ・ システム企画，運用保守 ・ その他企業団の庶務業務（事務所対応分を除く） ・ 経営計画の策定，業務統計 ・ 水道料金の改定 ・ 予算・決算，会計・経理，資金管理 ・ 本部内の予算執行，支払事務 ・ 本部内の財産管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所職員の勤怠，旅費事務，福利厚生，安全衛生等 ・ 事務所内の文書管理 ・ その他事務所内の庶務業務（物品調達，庁舎管理，公用車管理等） ・ 事務所内の予算執行，支払事務 ・ 事務所内の財産管理 ・ 事務所所在市町との調整
営業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業業務の総括（基準，マニュアルの策定等） ・ 滞納整理（不納欠損，訴訟事務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口業務 ・ 検針，調定，収納 ・ 営業系システムの運用保守 ・ 滞納整理（本部対応分を除く）
給水装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置業務の総括（基準，マニュアルの策定等） ・ 指定給水装置工事事業者の指定・更新，指導監督等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置工事の受付，審査，検査 ・ 給水装置系システムの運用保守 ・ 指定給水装置工事事業者の指定・更新等に係る申請受付
運転監視・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転監視・保全業務の総括（基準，マニュアルの策定，修繕計画の策定等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場等の運転監視 ・ 浄水場，管路等の点検，修繕，事故対応 ・ 運転監視・保全系システムの運用保守

事務	本部	事務所
水質管理	<ul style="list-style-type: none"> 水質管理の総括（水質検査計画, 水安全計画の策定等） 水質に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 水質事故への対応 水質管理に関する指導
工務	<ul style="list-style-type: none"> 工務業務の総括（基準, マニュアル等, 施設整備・更新計画の策定等） 国交付金申請・事業認可・水利権更新の手續 工事の執行（国交付金を活用した施設の再編整備に係る工事の執行及び事務所のバックアップ） 本部工務系システムの運用保守 	<ul style="list-style-type: none"> 工事の執行（本部執行工事以外の工事） 事務所内の工務系システムの運用保守

ウ 監査委員

- 企業団の財務や事務を監査するため監査委員を置き、その定数は2人とする。
- 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、識見を有する者1人と企業団議会の議員1人を選任し、任期は4年とする。
- 監査委員の事務組織として監査委員事務局を置き、その職員は事務局本部の職員が兼務する。

エ 選挙管理委員会

- 企業長や企業団議会の解職、条例の制定・改廃などの直接請求に関する事務を行うため、選挙管理委員会を置き、その定数は4人とする。
- 選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者のうちから、企業団議会の選挙において選任し、任期は4年とする。
- 選挙管理委員会の事務組織として、選挙管理委員会事務局を置き、その職員は事務局本部の職員が兼務する。

オ 附属機関

企業団に次の附属機関を設置し、その事務は、事務局本部の職員が行う。

【水道事業審議会（仮称）】

水道料金の改定など必要な事項について審議するため、住民代表や有識者等による水道事業審議会（仮称）を設置

【その他法定の審議会¹⁰】

情報公開審査会、個人情報保護審査会など

カ 市町長会議（仮称）

構成団体の長で構成する市町長会議（仮称）を設置し、企業団の事業運営について、構成団体間で協議・調整を行う。

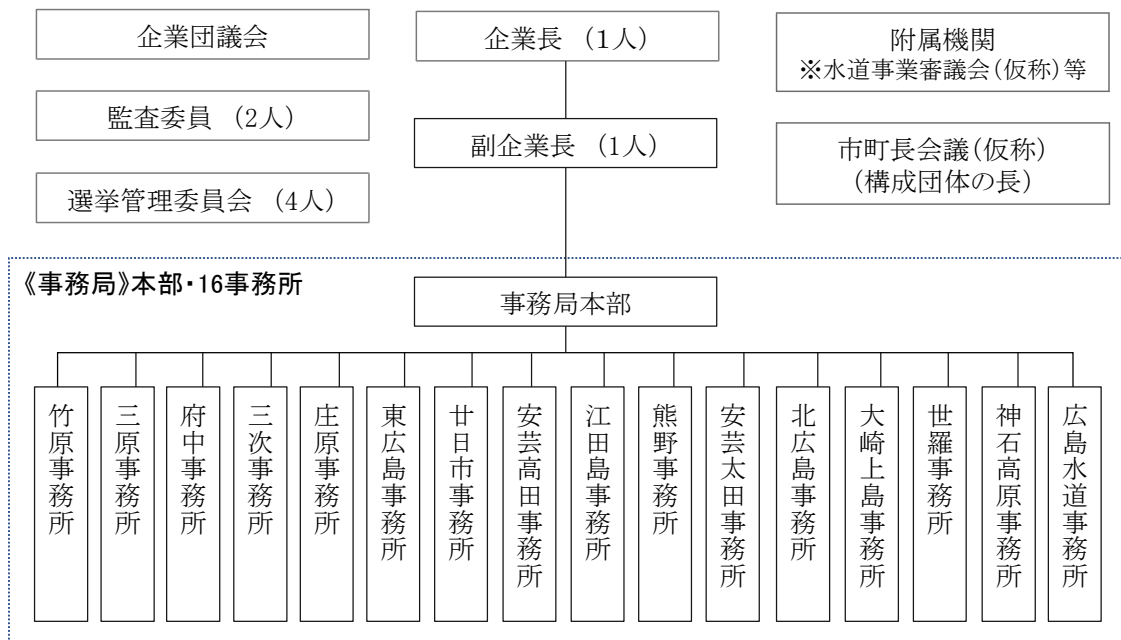
10 法定の附属機関のうち、行政不服審査法に基づく行政不服審査会の事務は、広島県に委託する。

<企業団の組織イメージ>

【現在】



【事業開始時】



5 職員

(1) 職員定数

- 事業開始時の職員定数は、構成団体から円滑な業務の移行を図るため、現在の職員数¹¹と同等の350人程度とする。
- 本部と事務所の人員は、本部と事務所の事務分担や業務量を踏まえて配置する。
- 職員定数は、段階的に業務の効率化を図りながら、適正化する。
- 事業開始時の会計年度任用職員¹²は、現在の会計年度任用職員数を基本に業務量に応じて配置する。

(2) 職員の身分等

- 職員は、事業開始から当分の間、地方自治法第252条の17第1項の規定に基づき、構成団体からの派遣とする。
- 構成団体からの派遣職員は、企業団と派遣元構成団体の職員としての身分を併任し、その勤務条件については、企業団と派遣元構成団体との協定により定める。
- 地方自治法による派遣制度の適用がない会計年度任用職員は、令和5年度から企業団で採用する。

(3) 人材育成・確保

- 事業運営の基盤である人材を計画的に育成するため、企業団の求める人材像、OJTや職場外研修などの研修体系、資格取得支援などを定めた人材育成方針を策定する。
- 企業団による事業開始後、企業団で職員採用を行う。

6 庁舎の位置

- 本部は、広島市内に置く。
- 事務所は、各市町の現庁舎と県広島水道事務所に置く。

11 職員数：任期の定めのない職員、任期付職員（短時間勤務を含む。）、再任用職員（短時間勤務を含む。）の人数

12 会計年度任用職員：地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される非常勤職員

第4章 通信基盤・システム整備計画

1 通信基盤・システム整備の基本的な考え方

- 通信回線や端末などの通信基盤は、企業団運営を支える基盤であるとともに、個人情報をはじめ多様な情報を大量に扱うため、快適な通信環境と強固なセキュリティを確保する。
- 企業団では、デジタル化・オンライン化などDX¹³を推進し、手続やサービス面で利便性の向上を図るとともに、業務効率化を図り、組織体制の強化につなげる。
- 現在、構成団体ごとに異なる情報システムは統一し、システム統一に当たっては、環境の変化や将来の組織体制の再編に柔軟に対応でき、かつ構築費用や運用コストを縮減するため、システムの標準化を進める。また、必要以上に独自の情報システムは保有せず、クラウドサービスの利用を優先的に行う。

2 整備概要

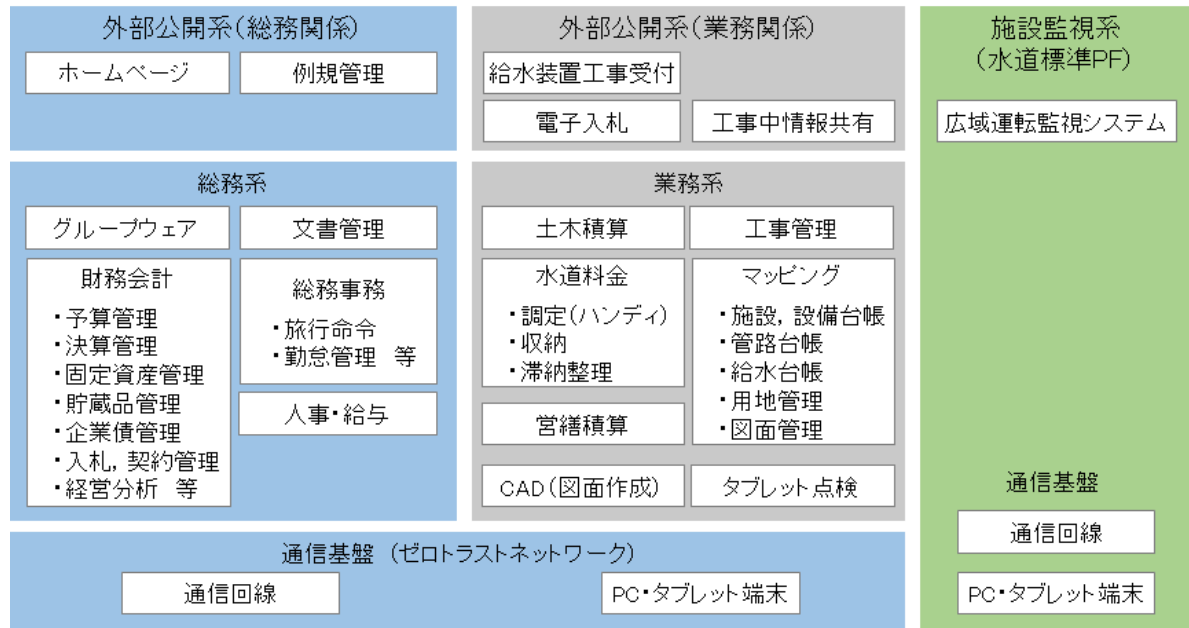
- 通信基盤については、企業団の事業開始までに新規に構築する。構築に当たっては、セキュリティ強化と快適な通信環境の両立が可能なゼロトラストネットワーク¹⁴を導入する。
- 人事・給与システムや財務会計システムなどの総務系システムは、事業開始までに新規に構築する。
- 料金システムやマッピングシステム、土木積算や工事管理などの業務系システムは、企業団の運用ルールとの統一にあわせ、令和8年度に統一することとし、それまでは、構成団体の現在のシステムを継続して利用する。
- 浄水場等の運転監視を行う施設監視系システムは、令和6年度に水道用水供給事業で、水道標準プラットフォーム¹⁵を活用した広域運転監視システムを導入し、複数の浄水場等の運転監視を一つの運転監視拠点で行える広域運転監視システムを導入する。その後、15市町の運転監視システムを、段階的に広域運転監視システムに移行する。

13 DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術の活用により、社会や暮らしが、より良い方向になるよう変革していく取組

14 ゼロトラストネットワーク：後述を参照

15 水道標準プラットフォーム：厚生労働省及び経済産業省で制定された、水道の各種システムの標準仕様をいう。

<企業団における通信基盤・システムの整備イメージ>



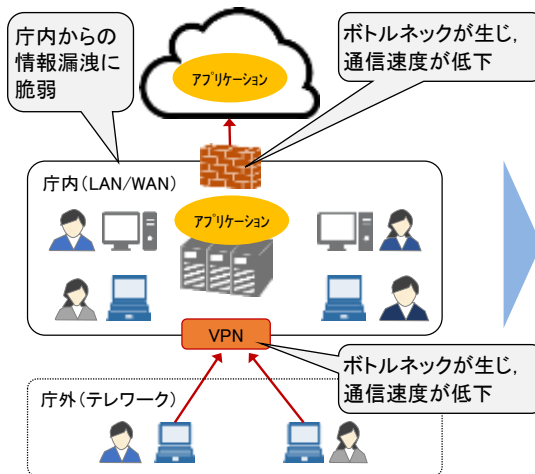
<通信基盤・システムの整備スケジュール>

システム名		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度～	
通信基盤	回線・端末	構築	運用開始					
総務系	ホームページ 例規管理 グループウェア 文書管理 財務会計 総務事務 人事給与	構築	運用開始					
業務系	給水装置工事受付 電子入札 工事中情報共有 水道料金 マッピング 土木・営繕積算 CAD タブレット点検	構築				運用開始		
		各構成団体の現在のシステムを継続利用						
施設監視系	広域運転監視	構築	運用開始(用水事業・工水事業)				市町システムを段階的に統合	

【参考：ゼロトラストネットワーク】

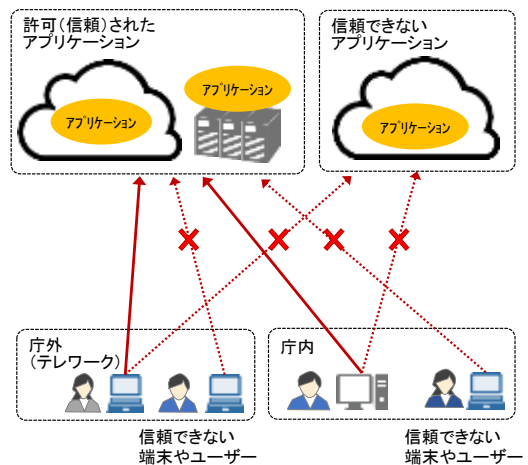
- これまでのネットワークは、庁内ネットワークは安全なものとして、庁外から庁内ネットワークへのアクセスのみ監視するというセキュリティ対策を取ってきた。
- しかし、近年、安全な領域であるはずの庁内システムからの情報漏洩、テレワークなど庁外から庁内ネットワークに一斉に接続する機会が増えたことによる通信速度の低下、クラウドサービスの利用増加による庁内と庁外という区分が曖昧になってきたことなどから、ゼロトラストネットワークという新たなネットワークの概念が出てきた。
- ゼロトラストネットワークは、「すべての通信を信用しない」ことを前提とした考え方で、庁内・庁外という区分は撤廃し、信頼された端末やユーザーだけが、あらかじめ許可されたアプリケーションにアクセスできるようにするという仕組みである。
- 庁内、庁外という区分ではなく、端末やユーザー単位でセキュリティ対策を行うため、セキュリティがより強固になると同時に、庁内ネットワークに接続することなく、どの回線からでもシステムにアクセスできるようになるため、通信速度低下の原因となるボトルネックも解消され、通信環境の向上も可能になる。

<従来のネットワーク>



<ゼロトラストネットワーク>

- ・通信のボトルネックの解消
- ・きめ細かいセキュリティ対策の実施



第5章 業務運営計画

1 業務運営の基本的な考え方

- 事業開始時（令和5年4月）は、各構成団体の現在の体制を維持しつつ、統合により強化される経営資源（ヒト・モノ・カネ）やスケールメリットを活用し、次により業務効率化を図る。
 - ・ 構成団体ごとに異なる各種業務基準や運用方法の統一
 - ・ 構成団体で共通する業務や物品等の一括発注
 - ・ 現在の業務委託の状況を踏まえた民間活用の推進
 - ・ 構成団体単独では取組が困難なDXの推進
- 構成団体が築きあげてきたノウハウや技術力を活かし、業務水準やサービスレベルの向上を図る。
- 組織・職員体制が拡充されることにより、迅速かつ効果的な危機管理体制を構築する。

2 営業業務

(1) 営業窓口

- 給水契約の受付や水道料金の収納などの営業業務を行う営業窓口は、住民の利便性を確保するため、事業開始時は、現在、各構成団体が設置している68か所を維持する。このうち16か所は事務所等に設置し、企業団で運営する。また、52か所は14市町に営業業務の一部を委託して設置する。
- 営業窓口は、サービス水準の維持を前提に、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約する。

(2) 業務内容

- 事業開始時の営業業務は、民間委託をはじめ各構成団体の現在の業務体制を引き継ぎ、本部と事務所の事務分担に基づき実施する。
- 給水契約の受付は、事業開始にあわせ、窓口や電話のほか、インターネットによる受付を開始する。
- 検針周期、調定などは、令和7年度までは構成団体の現在の運用方法によるものとし、令和8年度に統一する。
- 検針業務の効率化、宅内や配水施設の漏水を早期発見するため、令和5年度から水道スマートメーター¹⁶の導入検討や実証実験を行い、令和7年度以降を目途に、順次、導入する。
- 水道料金の収納方法は、事業開始時は構成団体の現在の収納方法によるものとし、令和7年度を目途に統一する。その際、費用対効果を踏まえた上で、コンビニエンスストアなどでの納付の拡大、スマートフォンによる決済の開始など料金の収納方法を多様化し、サービスの向上を図る。
- 現在の口座振替契約などは、企業団に引き継ぐ。
- 滞納整理業務のうち不納欠損及び訴訟事務は、企業団の事業開始にあわせて本部に集約し、統一した対応で滞納整理を進める。

¹⁶ 水道スマートメーター：通信機能を備えた水道メーター。検針員が現地に行かなくとも使用水量データを得ることによって業務の効率化などが期待される一方、型式（一体型・分離型）や寸法、通信規格など仕様が共通化されていないため、調達コストが高く、導入に向けては、技術面・コスト面で課題がある。

- 営業業務については、営業料金システムの稼働や検針周期、調定の統一などにあわせ、令和8年度以降の委託のあり方（委託の一括発注、委託業務の範囲の拡大など）や本部と事務所の事務分担など業務体制の見直しを行う。

<事業開始時の営業窓口>

営業窓口：68 か所

営業時間：平日 8時30分～17時15分

※ 三次事務所のみ、年末年始を除く 8時30分～17時15分



[凡例]
 ● 企業団で運営 (16 か所)
 ○ 市町に委託 (52 か所)

<事業開始時の営業業務の事務分担>

事務（主なもの）			本部	企業団運営の窓口（事務所等）	市町委託窓口（役場支所等）
マニュアルの策定，改正			○		
窓口	給水契約	受付		○	○
		料金システムとの照合・入力		○	
	閉開栓	閉開栓（メーター検針を含む）		○	○
検針	検針	定例検針		○	
		再検針		○	
調定・収納	調定	料金調定，調定更正		○	
	納入通知書	納入通知書発送，振替依頼		○	
	収納消込	振替データ授受，消込		○	
	料金収納	窓口収納			○
精算請求				○	

事務（主なもの）		本部	企業団運営 の窓口 (事務所等)	市町委託 窓口 (役場支所等)
滞納整理	督促・催告	督促・催告状発送		○
	給水停止	給水停止予告・執行通知, 給水停止の執行		○
	その他	不納欠損, 訴訟事務	○	
システム運用保守			○	

<事業開始時の営業体制及び業務内容>

事業	給水契約	検針	調定	収納	滞納整理
竹原市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	本部 不納欠損 訴訟事務 事務所 催告 給水停止
三原市	委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
府中市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
三次市	一部委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済 クレジット	
庄原市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口	
東広島市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	一部委託 口座振替 コンビニ 窓口	
廿日市市	委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
安芸高田市	一部委託 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	委託 下水道使用料とは 別請求(隔月)	委託 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
江田島市	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	

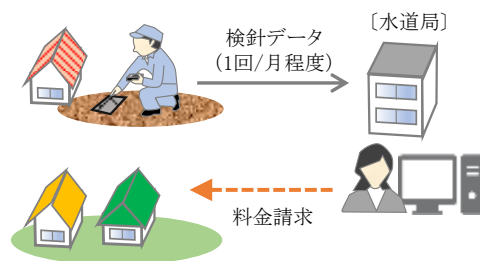
事業	給水契約	検針	調定	収納	滞納整理
熊野町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 毎月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	本部 不納欠損 訴訟事務 事務所 催告 給水停止
安芸太田町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(隔月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
北広島町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 毎月検針	直営 下水道使用料と合わせ 一括請求(毎月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	
大崎上島町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 毎月検針	直営 下水道使用料とは 別請求(毎月)	直営 口座振替 窓口	
世羅町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 隔月検針	直営 下水道使用料とは 別請求(毎月)	直営 口座振替 コンビニ 窓口	
神石高原町	直営 窓口 電話 インターネット	委託 毎月検針	直営 下水道使用料とは 別請求(毎月)	直営 口座振替 窓口	
水道用水供給事業	直営 窓口 インターネット	直営 毎月検針	直営 下水道使用料とは 別請求(毎月)	直営 納付通知書	

※ 下線部は、事業開始にあわせて新規に開始する受付方法、体制

<水道スマートメーターのイメージ>

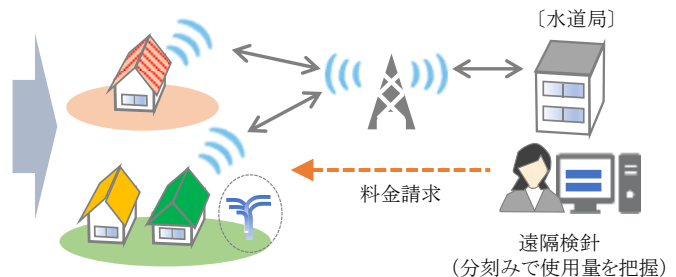
【現在】

毎月又は隔月に1回、検針員が各戸を回って検針作業を行い、検針データを水道局が集計し、料金を請求



【将来】

- ・ 検針データを自動集計
- ・ 分単位での水道使用量計測が可能のため、夜間割引などの多様な料金メニューの提供や漏水の早期発見などサービスの向上を図る



<営業業務のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
営業業務体制	引き継ぎ	68か所の営業窓口で実施			
					<ul style="list-style-type: none"> ・委託も含めた業務体制の見直し ・サービスの維持を前提に窓口を段階的に集約
給水契約 納付方法の多様化	準備	インターネットによる給水受付開始など受付方法を統一			
		金融機関等との調整	コンビニ・電子マネーなど納付方法の多様化		
料金システム		構築			運用開始
検針, 調定, 収納 滞納整理		各市町の現在の運用で暫定運用			運用の統一
	準備	滞納整理業務のうち, 不納欠損及び訴訟事務を本部に集約			
水道スマート メーター		導入検討・実証実験	順次, 導入(目標)		

3 給水装置業務

(1) 給水装置工事業務

ア 給水装置窓口

- 給水装置¹⁷工事の受付、審査、工事立会、完了検査などの給水装置工事業務を行う給水装置窓口は、指定給水装置工事業業者¹⁸の利便性を確保するため、事業開始時は、現在、各構成団体が設置している 27 か所を維持する。このうち 16 か所は事務所等に設置し、企業団で運営する。また、11 か所は庄原市、安芸太田町及び北広島町の 1 市 2 町に給水装置業務の一部を委託して設置する。
- 給水装置窓口は、指定給水装置工事業業者の利便性の確保を前提に、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約する。

イ 業務内容

- 事業開始時の給水装置工事業務は、民間委託をはじめ各構成団体の現在の業務体制を引き継ぎ、本部と事務所の事務分担に基づき実施する。
- 給水装置工事の受付は、事業開始から郵送による受付を開始し、令和 8 年度の給水装置工事受付システムや給水台帳システムの導入にあわせ、インターネットによる受付や審査などを開始する。
- 給水装置工事に係る設計・施工基準、維持管理の官民境界、工事費用の負担方法など給水装置工事に係る基準や事務手続は、令和 7 年度までは構成団体の現在の基準等によるものとし、令和 8 年度から統一する。統一するまでの間、給水装置工事の受付は、旧市町・県単位で行う。
- 工事立会や竣工検査などの現場確認作業を効率化するため、令和 6 年度から Web 会議システムを活用した遠隔臨場を行う。
- 給水装置工事業務については、工事基準や事務手続の統一などにあわせ、令和 8 年度以降の委託のあり方や本部と事務所の役割分担など業務体制の見直しを行う。

17給水装置：配水管から各家庭に敷設した給水管と、給水管に直結する蛇口などの給水用具をいう。水道水の汚染や漏水を防ぐため、構造や材質などの基準が定められ、その工事も水道事業者が指定する事業者でなければ行うことが出来ない。

18指定給水装置工事業業者：水道法第 16 条の 2 第 1 項に基づき、給水装置の工事を適切に行うことができると水道事業者が認め、指定した事業者をいう。

<事業開始時の給水装置工事窓口>

給水装置窓口：27 か所

営業時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分



<事業開始時の給水装置工事業務の事務分担>

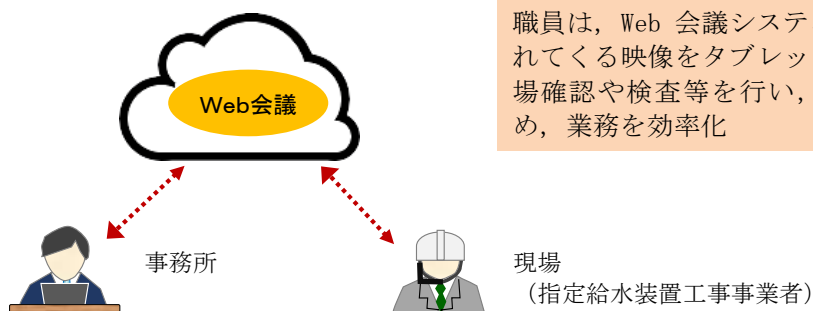
事務（主なもの）		本部	企業団運営 の窓口 (事務所等)	市町委託 窓口 (役場支所等)
マニュアルの策定，改正		○		
工事の受付	受付		○	○
	負担金徴収		○	
設計審査			○	
竣工検査			○	
漏水調査 応急措置	漏水調査		○	
	修繕・応急措置		○	
量水器管理	量水器購入・在庫管理		○	
	検定有効期間満了量水器の交換		○	

<事業開始時の給水装置工事業務の体制及び業務内容>

事業	受付	審査	工事立会	完了検査
竹原市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
三原市	委託 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
府中市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
三次市	委託 窓口・郵送	委託	委託	委託
庄原市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
東広島市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
廿日市市	委託 窓口・郵送	直営	直営	委託
安芸高田市	委託 窓口・ <u>郵送</u>	委託	委託	委託
江田島市	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
熊野町	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営
安芸太田町	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営
北広島町	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
大崎上島町	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営
世羅町	直営 窓口・ <u>郵送</u>	直営	直営	直営
神石高原町	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営
水道用水供給事業	直営 窓口・郵送	直営	直営	直営

※ 下線部は、事業開始にあわせて新規に開始する受付方法

<Web 会議システムを活用した遠隔臨場のイメージ>



<給水装置工事業務のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
給水装置工事業務体制	引き継ぎ	27か所の給水装置工事窓口で実施			
給水装置工事の受付	準備	郵送による受付を開始 (旧市町単位での受付を継続)			インターネットによる受付開始
給水装置工事受付システム等		構築			運用開始
給水装置工事に係る基準、事務手続		各市町の現在の基準で暫定運用			基準等の統一
遠隔臨場の実施		制度設計	遠隔臨場の実施		

(2) 指定給水装置工事業業者

- 指定給水装置工事業業者（以下「指定業者」という。）の指定・取消，更新，講習，指導監督に係る業務は，事業開始にあわせて本部に集約する。
- 指定業者の指定等に係る申請の受付は，本部及び広島水道事務所を除く 26 か所の給水装置窓口で行う。
- 現在，各市町が指定している指定業者は，企業団においても引き続き指定する。
- 企業団が指定した指定業者は，15 市町すべてで給水装置工事を行うことができることとする。
- 指定業者の指定等に係る基準や事務手続や手数料などは，事業開始時に統一する。

<事業開始時の指定業者業務の事務分担>

事務（主なもの）		本部	企業団運営の窓口（事務所等）	市町委託窓口（役場支所等）
指定業者の指定・更新	受付	○	○	○
	審査	○		
	指定	○		
	手数料等徴収	○		
	更新管理	○		
	指導監督（講習を含む。）	○		

<指定業者業務のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
指定業者に係る業務体制	引き継ぎ	指定業者に係る業務を本部に集約 ※申請の受付は、本部及び広島水道事務所を除く26か所の給水装置窓口で実施			
指定業者に係る基準、事務手続手数料	準備	基準、事務手続、手数料の統一			

4 運転監視業務

(1) 運転監視拠点

- 浄水場など水道施設の運転監視を行う運転監視拠点は、事業開始時は、現在の 31 か所を維持する。このうち 6 か所は庄原市に監視業務の一部を委託する。
- 運転監視拠点は、広域運転監視システムの導入にあわせ、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約する。

(2) 業務内容

- 事業開始時の運転監視業務は、民間委託をはじめ各構成団体の現在の業務体制を引き継ぎ、実施する。
- 水道用薬品については、事業開始時から一括発注による調達を進め、コスト縮減を図る。
- 水道用水供給事業の浄水場で導入する A I を活用した薬品注入自動化システムについて、令和 6 年度以降、15 市町の浄水場に段階的に導入していく。
- 複数の浄水場などの運転監視を一つの運転監視拠点で行える広域運転監視システムを、令和 6 年度に水道用水供給事業に導入する。その後、15 市町の運転監視システムを段階的に広域運転監視システムに移行し、運転監視業務の効率化を図る。
- 運転監視業務については、広域運転監視システムの導入にあわせ、委託のあり方を含め業務体制の見直しを行う。

<企業団の水道施設数>

取水場等	浄水場	ポンプ所	配水池	合計	管路
311 か所	189 か所	427 か所	556 か所	1,483 か所	7,531 km

<事業開始時の運転監視拠点>

運転監視拠点：31 か所



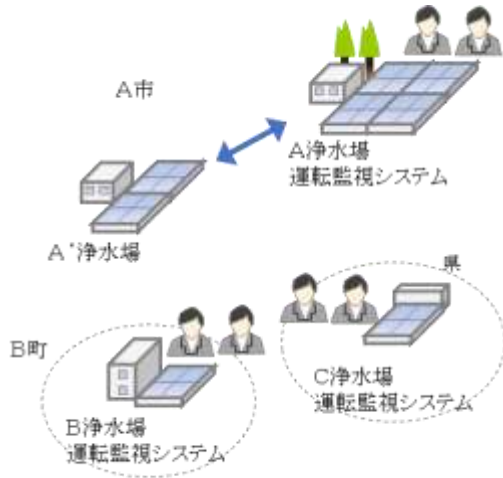
<事業開始時の運転監視体制>

事業	運転監視拠点	運転監視体制
竹原市	成井浄水場	委託（24時間交代制）
三原市	三原事務所(西野浄水場)	委託（24時間交代制）
府中市	府中事務所(城山浄水場)	8:30～21:30：委託（交代制） 21:30～翌8:30：無人（異常時に委託業者に通報）
三次市	向江田浄水場	委託（24時間交代制）
庄原市	布掛山浄水場	平日昼間：直営 夜間休日：委託
	川西浄水場	委託（24時間交代制）
	西城支所，東城支所，口和支所， 高野支所，比和支所，総領支所	平日昼間：一部委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
東広島市	東広島事務所(水道局)	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
	吾妻子浄水場，三津浄水場	委託（24時間交代制）
廿日市市	緑町ポンプ所	平日昼間：委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
	(三ツ石浄水場)	委託（24時間交代制）
安芸高田市	安芸高田事務所（安芸高田市役所）	平日昼間：委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
江田島市	前早世浄水場	委託（24時間交代制）
熊野町	熊野事務所(熊野町役場)	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
安芸太田町	安芸太田事務所（安芸太田町役場）	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
北広島町	芸北水道管理センター	平日昼間：委託 夜間休日：無人（異常時に委託業者に通報）
大崎上島町	大崎上島事務所(大崎支所)	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
世羅町	世羅事務所(さかえ浄水場)	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
神石高原町	神石高原事務所(神石高原町役場)	平日昼間：直営 夜間休日：無人（異常時に職員に通報）
水道用水 供給事業	広島水道事務所（瀬野川浄水場）	平日昼間：直営 夜間休日：委託
	三ツ石浄水場，白ヶ瀬浄水場， 本郷取水場，高陽取水場， 坊土浄水場，宮原浄水場	委託（24時間交代制）

<広域運転監視システムによる運転監視拠点の集約イメージ>

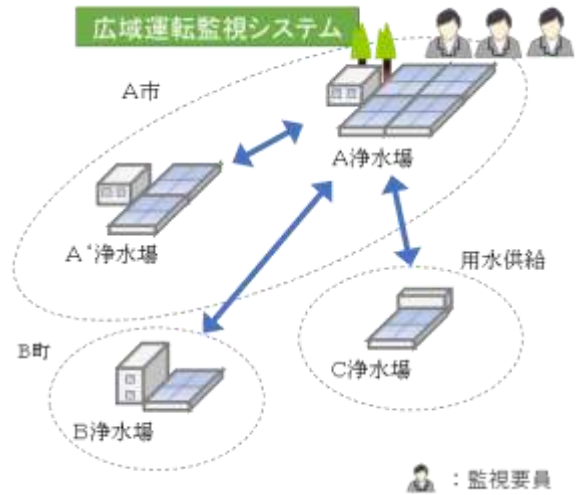
【現在】

構成団体ごとに運転監視システムが異なり
運転監視拠点多分散



【将来】

広域運転監視システムにより、運転監視拠点を
集約化



<運転監視業務のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営				
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～	
運転監視業務体制	引き継ぎ	31か所の運転監視拠点で開始				
薬品の一括発注	仕様書等の作成	一括発注				
AIを活用した薬品注入自動化システム	用水事業の浄水場で導入	15市町の浄水場に、段階的に導入				
広域運転監視システム	構築	運用開始（用水事業）				
					市町システムを段階的に統合	

5 保全業務

(1) 保全拠点

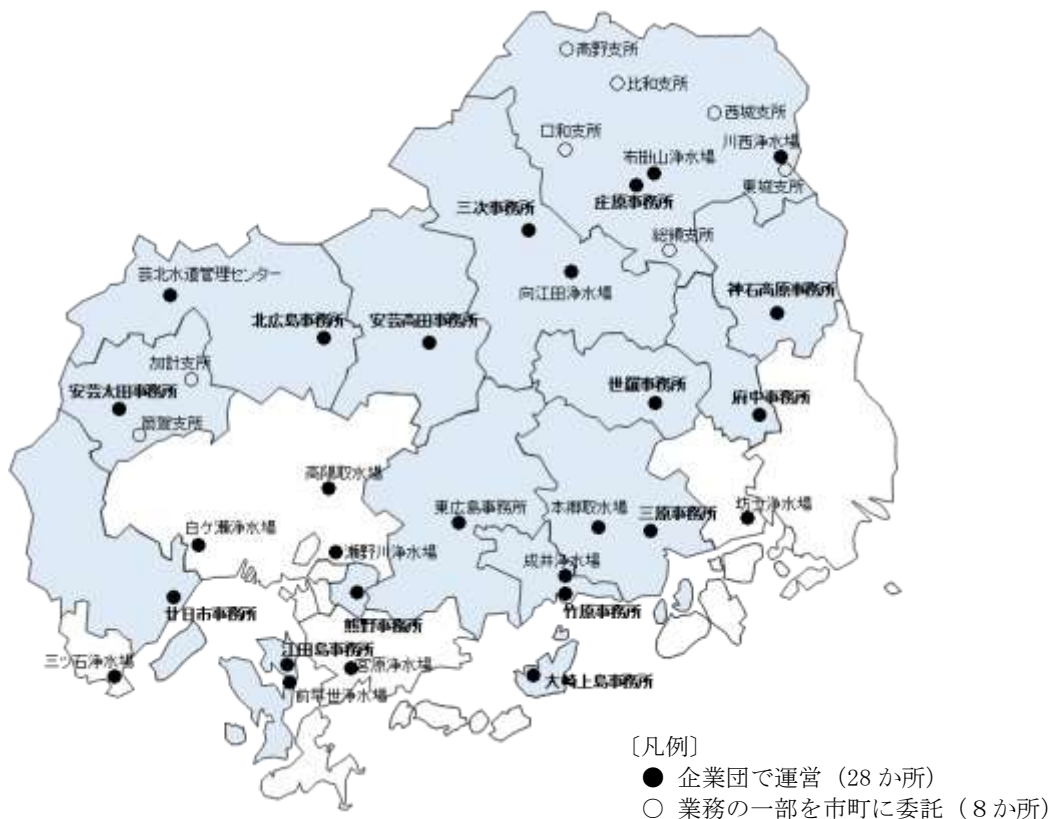
- 施設、設備、管路の保全を行う保全拠点は、事業開始時は、現在の 36 か所を維持する。このうち 8 か所は庄原市と安芸太田町に保全業務の一部を委託する。
- 保全拠点は、施設の再編整備にあわせ、構成団体と調整を図りながら、段階的に集約する。

(2) 業務内容

- 事業開始時の保全業務は、民間委託をはじめ各構成団体の現在の業務体制を引き継ぎ、実施する。
- 令和4年度から、水道用水供給事業等の管路でAIを活用した管路劣化予測システムを導入し、令和6年度以降、15市町の管路を導入する。
- マッピングシステムの整備にあわせ、令和8年度にアセットマネジメントの考えに基づいた、施設、管路の点検内容や頻度などを定めた保全基準を統一する。また、タブレット等による点検システムを導入し、点検帳票のペーパーレス化や異常値の早期感知など点検業務の効率化を図る。
- 保全業務については、保全基準の統一にあわせ、令和8年度以降の委託のあり方も含め業務体制の見直しを行う。

<事業開始時の保全体制>

保全拠点：36 か所



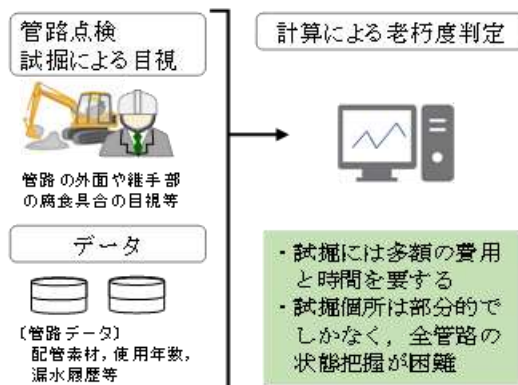
<事業開始時の保全業務体制>

事業	保全拠点	保全体制
竹原市	竹原事務所（竹原市役所） 成井浄水場	設備点検：一部委託
三原市	三原事務所（西野浄水場）	設備点検：一部委託 管路点検：直営
府中市	府中事務所（城山浄水場）	設備点検：委託
三次市	三次事務所（寺戸浄水場） 向江田浄水場	設備点検：委託
庄原市	庄原事務所（庄原市役所） 布掛山浄水場，川西浄水場 西城支所，東城支所，口和支所 高野支所，比和支所，総領支所	設備点検：一部委託
東広島市	東広島事務所（水道局）	設備点検：一部委託
廿日市市	廿日市事務所（水道局）	設備点検：一部委託
安芸高田市	安芸高田事務所（安芸高田市役所）	設備点検：委託
江田島市	江田島事務所（江田島市民センター） 前早世浄水場	設備点検：委託 管路点検：委託
熊野町	熊野事務所（熊野町役場）	設備点検：直営
安芸太田町	安芸太田事務所（安芸太田町役場） 加計支所，筒賀支所	設備点検：一部委託
北広島町	北広島事務所（北広島町役場） 芸北水道管理センター	設備点検：委託 管路点検：委託
大崎上島町	大崎上島事務所（大崎支所）	設備点検：直営
世羅町	世羅事務所（さかえ浄水場）	設備点検：直営 管路点検：委託
神石高原町	神石高原事務所（神石高原町役場）	設備点検：直営
水道用水 供給事業	広島水道事務所（瀬野川浄水場）	設備点検：一部委託 管路点検：一部委託
	三ツ石浄水場，白ヶ瀬浄水場， 本郷取水場，高陽取水場 坊土浄水場，宮原浄水場	設備点検：委託 管路点検：委託

< A I を活用した管路劣化予測のイメージ >

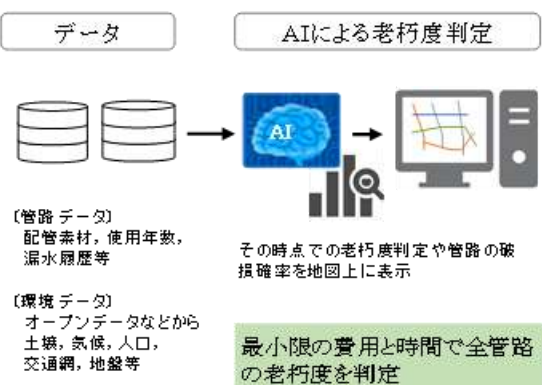
【現在】

管路点検や試掘での目視，管路データを
加味し，老朽度を判定



【将来】

管路データや環境 データを基に，A I で
老朽度を判定



<保全業務のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
保全業務体制	引き継ぎ	36 か所の保全拠点で開始			
					<ul style="list-style-type: none"> ・委託も含めた業務体制の見直し ・施設の再編整備にあわせ、保全拠点の段階的に集約
保全基準の統一 マッピングシステム		各構成団体の現在の基準で暫定運用			保全基準の統一
		マッピングシステムの構築			運用開始
タブレット等による点検システム		構築			運用開始
A I を活用した 管路劣化診断		用水等の管路で導入	15 市町の管路に導入		

6 水質管理業務

(1) 水質管理

- 事業開始までに水質検査計画¹⁹を策定し、採水箇所、任意検査の項目の設定、検査の頻度などを定める。
- 水質検査業務²⁰は登録水質検査機関²¹に委託する。ただし、実施時期については、構成団体と協議の上、決定する。
- これまで、構成団体単独では困難だった水質のリスク評価、地域の水質課題の解決、浄水技術の調査・研究などの実施体制を整え、本部、事務所（運転監視拠点）及び登録水質検査機関が連携し、水質管理体制の強化を図る。

<現在の水質検査体制>

事業	水質検査施設	法定検査		任意検査	
		毎日検査 ²²	水質基準項目	水質管理目標 設定項目	その他の項目
竹原市	—	委託	委託	—	委託
三原市	西野浄水場	委託	一部委託	一部委託	一部委託
府中市	城山浄水場	委託	一部委託	直営	一部委託
三次市	—	委託	委託	委託	委託
庄原市	—	委託	委託	委託	委託
東広島市	—	委託	委託	委託	委託
廿日市市	—	委託	委託	委託	委託
安芸高田市	—	委託	委託	—	委託
江田島市	—	委託	委託	—	委託
熊野町	—	直営	委託	—	—
安芸太田町	—	委託	委託	—	—
北広島町	—	委託	委託	—	委託
大崎上島町	—	直営	委託	—	—
世羅町	—	委託	委託	—	委託
神石高原町	—	委託	委託	—	委託
水道用水 供給事業	瀬野川浄水場	委託	委託	委託	委託
合計	水質検査施設所有 2市及び県	採水箇所 366 か所	採水箇所 587 か所	採水箇所 212 か所	採水箇所 278 か所
	水質検査施設未所 有 13市町	直営 2町 委託 13市町及び県	委託又は一部委託 15市町及び県	直営 1市 委託又は一部委託 5市町及び県	委託又は一部委託 12市町及び県

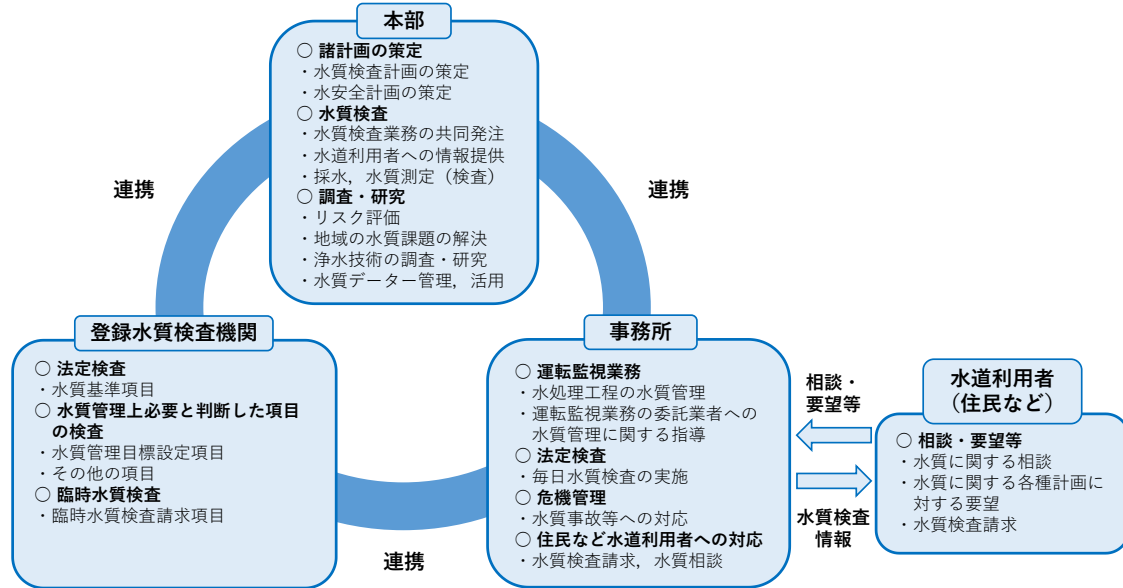
19 水質検査計画：水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づき、水道原水及び水道水の水質検査について、検査項目、地点、頻度などを示した計画。水道事業者は、毎年度の策定が義務付けられている。

20 水質検査：水道法で義務付けられた法定検査と任意検査がある。法定検査は、色、濁り、残留塩素を検査する毎日検査と一般細菌や大腸菌など水質基準項目（51 項目）の検査がある。法定検査項目以外に、国が定めた水質管理目標設定項目（27 項目）やその他水道事業者が独自に定めた項目を任意で検査することもできる。

21 登録水質検査機関：水道法第 20 条の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関

22 毎日検査：一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

<水質管理体制のイメージ>



<水質管理業務のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
水質検査計画	策定	策定	策定	策定	策定
水質検査業務の委託	仕様書等の作成	水質検査業務を登録水質検査機関に委託 (実施時期は、構成団体と協議の上、決定) <ul style="list-style-type: none"> ・検査業務の委託により、水質職員を水質のリスク評価や調査・研究などの業務に配置 ・取水場や浄水場で水質監視を行う運転監視拠点や登録水質検査機関と連携し、水質管理体制を強化 			

(2) 水源保全

将来にわたって、安全・安心でおいしい水を安定的に供給していくため、水道水源の保全活動に積極的に取り組む。

- ・ 水道施設の見学会の実施や広報紙を活用した普及啓発
- ・ 水道資源の保全に関する協議会や水源涵養活動への参画
- ・ 水源周辺のパトロールによる不法投棄や水質汚濁の監視
- ・ 水源周辺で工事を行う工事事業者への協力要請

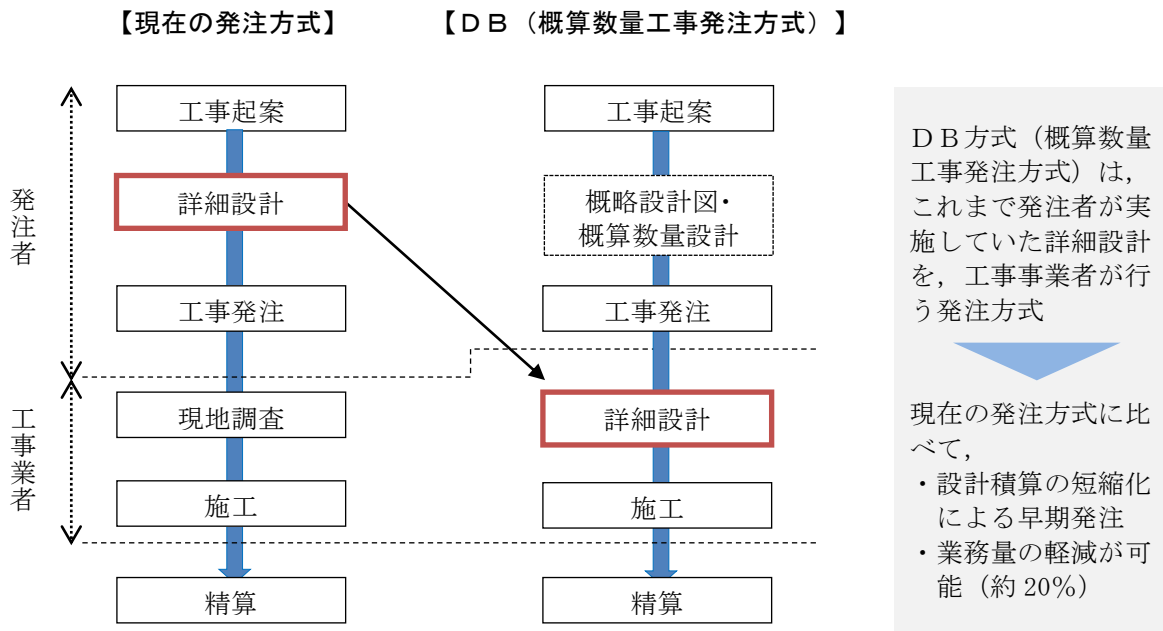
<水源保全のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
水源保全		普及啓発, 国や他団体との連携, パトロールの実施, 工事事業者への協力要請			

7 工務

- 工事は、原則として国交付金を活用した施設の再編整備に係る工事を本部が執行し、その他の工事は事務所が執行する。ただし、事務所の工事執行体制と工事量を勘案し、必要に応じて本部がバックアップする体制を確保する。
- 入札契約制度や設計積算、工事検査業務などの工事関連の基準は、事業開始時は、本部と広島水道事務所は県の制度に、その他の事務所は 15 市町の制度に準拠するものとし、令和 8 年度の電子入札システムの整備にあわせて統一する。
- 現在、市町長部局で入札契約事務を執行している市町においては、原則として、当該事務を市町長部局に委託する。
- 入札参加資格者名簿は、構成団体の名簿を引き継ぐ。
- 事業開始時から、管路工事において DB 方式（概算数量工事発注方式）を導入し、工事発注業務の効率化を図る。
- DB 方式をはじめ、施設整備を着実に実施し、災害時に迅速な復旧を進めるためには、工事事業者の技術力の維持・向上が不可欠なことから、技術研修の実施、ノウハウを有する工事事業者との連携などに取り組み、工事事業者の育成を図る。
- 工事の実施にあたっては、構成団体と協議しながら実施する。管工事組合など地元の工事事業者の受注機会に配慮するとともに、複数年発注をはじめ工事を平準化し、年間を通じて安定的に工事を実施することで、工事事業者の確保を図る。

<DB方式（概算数量工事発注方式）の概要>



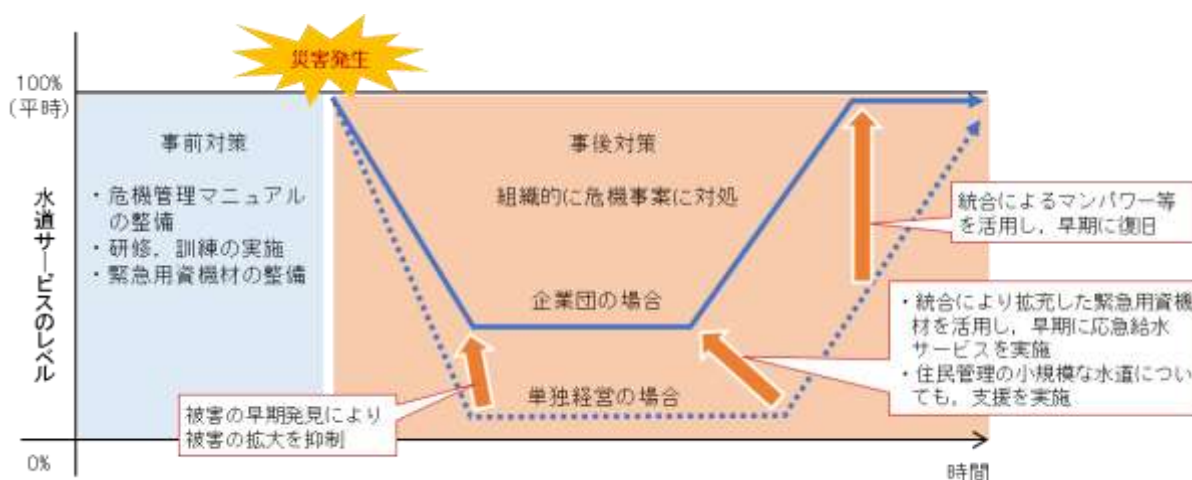
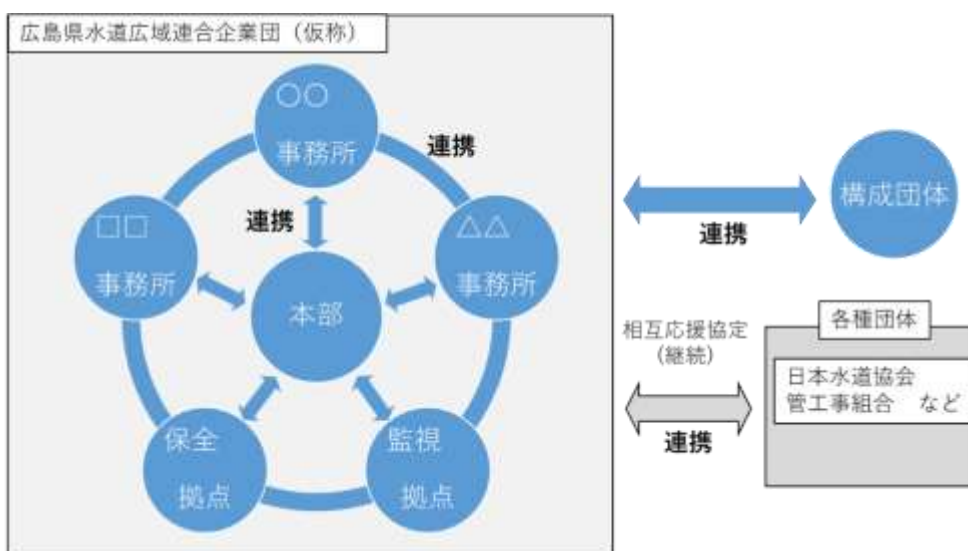
<工務のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
DB方式（概算数量工事発注）	制度設計・ 試行	概算数量工事発注方式の導入			
入札契約制度 工事基準等		各構成団体の現在の制度・基準で暫定運用			制度・基準の統一
電子入札システム		構築			運用開始
工事事業者の育成		工事の平準化，技術研修の実施			

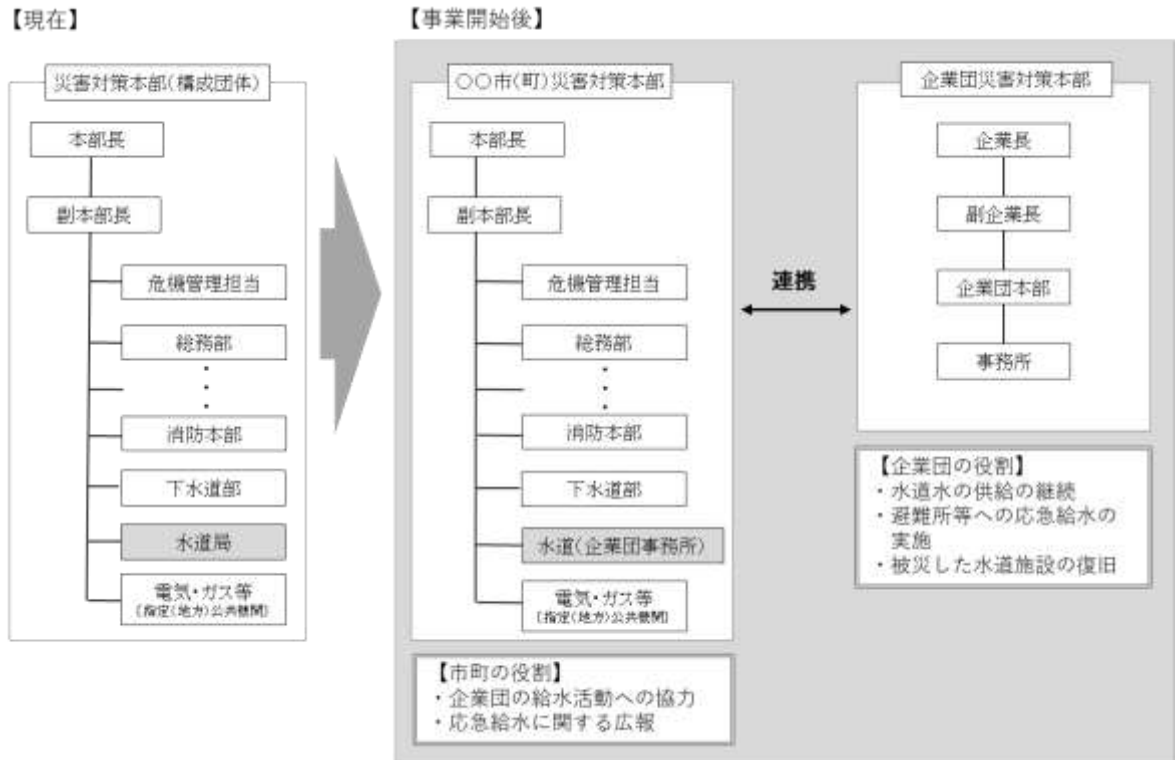
8 危機管理

- 地震、風水害などの自然災害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結、テロ、濁水、感染症（以下「危機事案」という。）に対しては、事業開始までに危機管理マニュアルを整備し、本部、事務所、運転監視拠点、保全拠点が連携し、企業団として危機事案に適切に対処できる体制を整備する。
- 事業開始までに、構成団体と災害協定を締結する。また、構成団体の地域防災計画に企業団の役割を明確化するとともに、構成団体の災害対策本部の構成員としても位置付け、危機事案発生時に構成団体と企業団が一体となって対処する体制を構築する。
- 各構成団体が締結している日本水道協会など各種団体との相互応援協定は、企業団に引き継ぐ。
- 職員の危機事案への対応能力を向上させるため、定期的に危機管理研修や事故対応訓練を実施する。
- 構成団体が保有する給水車や給水用具、緊急用資機材については、企業団が引き継ぎ、一元的に保管・管理するとともに、危機事案発生時には広域的に運用する。

<企業団における危機管理体制>



<災害時における構成団体との連携体制（イメージ）>



<危機管理のスケジュール>

項目	準備期間	企業団による業務運営			
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～
危機管理マニュアル	作成	危機管理マニュアルの運用			
構成団体との連携体制	構成団体との調整	● 災害協定の締結・連携体制の構築			
研修・訓練		研修・訓練の実施			
緊急用資機材の一元的な保管・管理		緊急用資機材の一元的な保管・管理			

9 その他

企業団では、各構成団体の現在の業務執行状況を踏まえ、下水道事業²³の料金収納業務や、統合の対象外である公営の小規模水道²⁴及び専用水道²⁵の維持管理業務について、引き続き構成団体から委託を受けて実施する。

<下水道事業、公営小規模水道及び公営専用水道の受託業務の範囲>

項目	受託先	受託業務の範囲
下水道事業	15 市町	<ul style="list-style-type: none"> ・使用開始・中止の受付 ・使用料に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> メーター検針（下水道専用を含む） 調定・収納（認定は下水道部局が実施） 滞納整理（督促、催告、計画納付）
公営小規模水道	東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・使用開始・中止の受付 ・料金に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> メーター検針，調定・収納， 滞納整理（督促，催告，計画納付） ・給水装置工事に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 竣工検査 ・維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 管理者（市長部局）の維持管理状況の検査及び確認
	神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> ・使用開始・中止の受付 ・料金に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> メーター検針，調定・収納， 滞納整理（督促，催告，計画納付） ・給水装置工事に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 工事受付，設計審査，竣工検査，量水器管理 ・維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 施設点検，故障対応，薬品の購入 ・施設の更新
公営専用水道	東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・使用開始・中止の受付 ・料金に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> メーター検針，調定・収納， 滞納整理（督促，催告，計画納付） ・給水装置工事に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 竣工検査 ・維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 管理者（市長部局）の維持管理状況の検査及び確認

※ 企業団が構成団体から上記業務を受託するに当たり、事業開始時において、現在、水道事業が下水道事業等から受託している構成団体については、現在の条件（委託料など）で受託し、受託していない構成団体については、当該構成団体と協議の上、受託条件を定める。

23 下水道事業：公共下水道事業（特定環境保全下水道を含む。），集落排水事業，市町設置型浄化槽事業をいう。

24 小規模水道：給水人口 100 人以下の水道

25 専用水道：自家用水道のうち給水人口が 100 人を超えるもの又は計画給水量のうち生活の用に供するものが 1 日 20 m³を超える水道

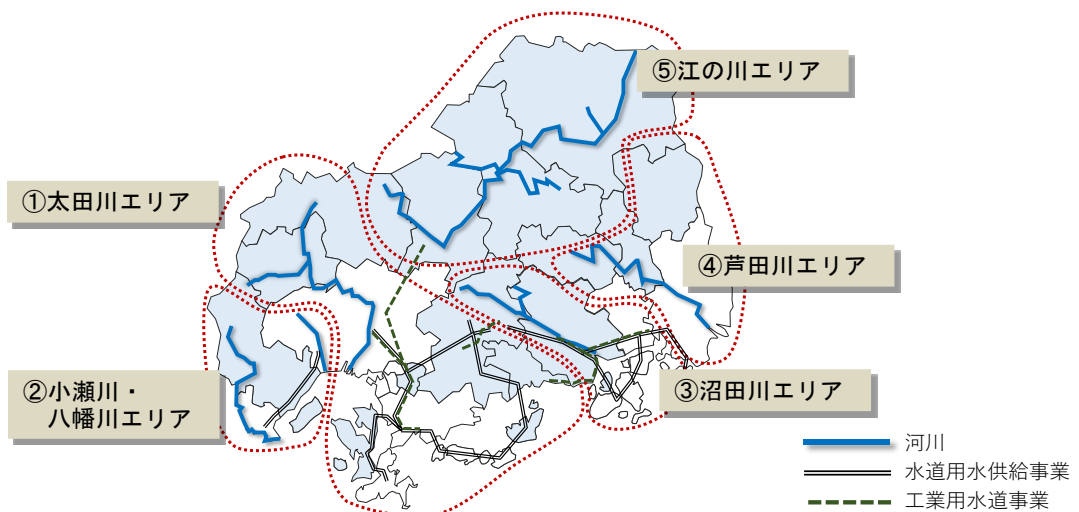
第6章 施設整備計画

1 施設整備の基本的な考え方

- 自然流下による水運用が可能な河川流域と広域水道である水道用水供給事業の整備状況を踏まえ、太田川、小瀬川・八幡川、沼田川、芦田川、江の川の5つのエリアを設定し、エリアごとに将来の水需要を見据えた上で、次のとおり施設の再編整備を行い、将来の更新費用や維持管理費を低減する。
 - ・ 水源は、水質が良好で、水量が豊富な水源を活用
 - ・ 浄水場は、水需要の減少により非効率となる浄水場を廃止し、浄水能力が高く余力のある浄水場に可能な限り集約
 - ・ 配水池は、浄水場の再編整備の状況を踏まえ、廃止又は規模の適正化
 - ・ 管路は、更新時にあわせてダウンサイジング
- 施設は、耐用年数ではなく、アセットマネジメントの考え方に基づき更新するとともに、更新時にはダウンサイジングを考慮する。
- 施設の再編整備にあわせ、地域特性や費用対効果等を考慮しながら、次のとおり施設の強靱化やバックアップ機能の強化を図り、災害や事故に強い水道を整備する。
 - ・ 災害危険区域内の施設は、緊急性・重要性に応じ、浸水対策、土砂災害対策、地震対策、濁水対策を実施
 - ・ 被災により長期の断水が予想される地域について、水源の多系統化や緊急時連絡管の整備、管路の二重化、停電対策を実施
 - ・ 被災から復旧までの間、応急給水に必要な水を確保し、給水車に補給するための応急補給拠点を整備
 - ・ 浄水場の再編整備にあたっては、水需要の減少や災害時の応急給水での活用などを考慮し、可搬式浄水処理装置を導入するなど新技術を活用

<各エリアの範囲>

- | | |
|-------------|--|
| ①太田川エリア | 竹原市，東広島市（河内町を除く。），江田島市，熊野町，安芸太田町，北広島町西部，大崎上島町，広島用水 |
| ②小瀬川・八幡川エリア | 廿日市市，広島西部用水 |
| ③沼田川エリア | 三原市，東広島市河内町，沼田川用水 |
| ④芦田川エリア | 府中市南部，世羅町東部，神石高原町 |
| ⑤江の川エリア | 府中市北部，三次市，庄原市，安芸高田市，北広島町東部，世羅町西部 |

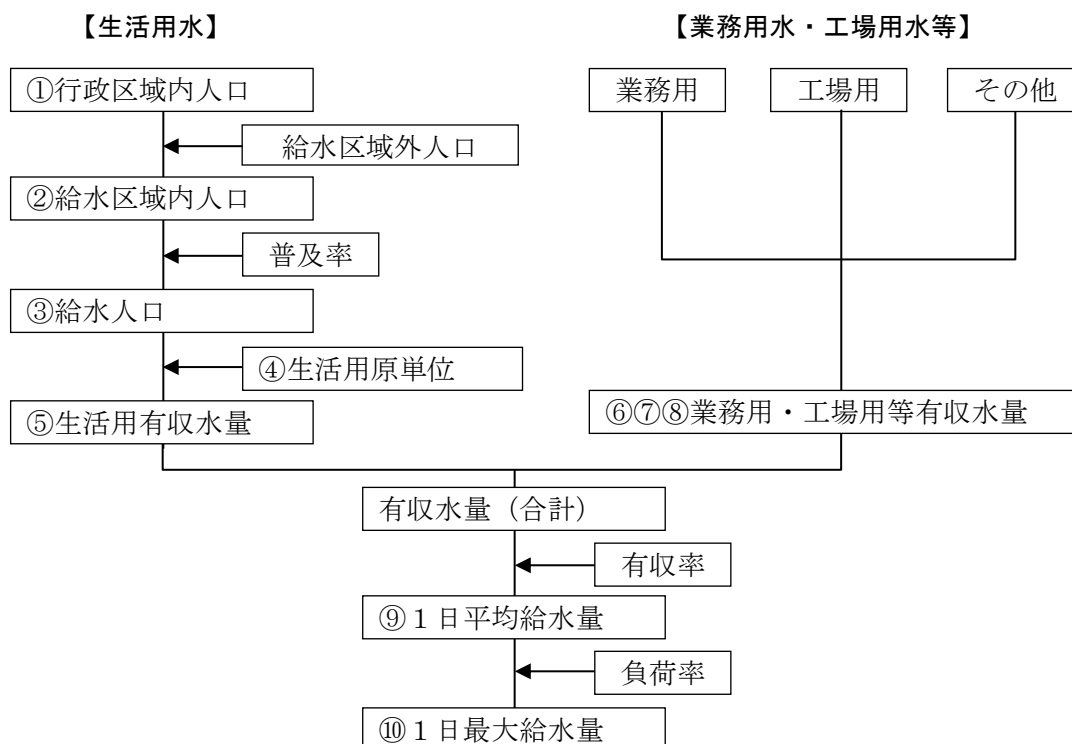


2 水需要推計

(1) 推計方法

- 水需要（1日最大給水量）は、「生活用水」と「業務用水・工場用水等」の用途別に推計した有収水量を合算したものに、有収率と負荷率を加味して推計する。
- 時系列傾向分析を行う場合は、10年間の実績を基に予測を行い、予測値と実績値を比較した上で、相関が最も高い結果を採用値とする。

<推計フロー>



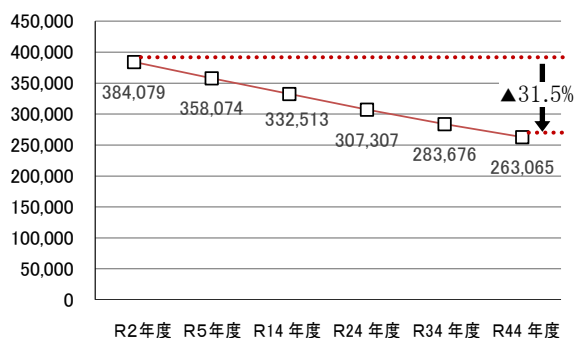
項目		推計方法
生活用水	①行政区域内人口	令和2年度末の人口に、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口増減率を乗じて推計
	②給水区域内人口	行政区域内人口から給水区域外人口を減じて推計 給水区域外人口は直近10か年の実績値から時系列傾向分析により推計
	③給水人口	給水区域内人口に、普及率を乗じて推計
	④生活用原単位	直近10か年の実績値から時系列傾向分析により推計
	⑤生活用有収水量	給水人口に生活用原単位を乗じて推計
工場用水等 業務用水	⑥業務用有収水量	直近10か年の実績値から時系列傾向分析により推計
	⑦工場用有収水量	直近10か年の実績値から時系列傾向分析により推計
	⑧その他有収水量	直近10か年の実績値から時系列傾向分析により推計
⑨1日平均給水量		有収水量を有収率で除して推計 有収率は、事業別に設定
⑩1日最大給水量		1日平均給水量を負荷率（直近10か年の最小値）で除して推計

(2) 推計結果

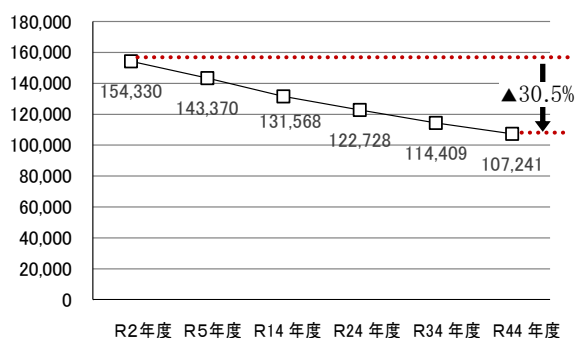
- 構成団体の水需要は、384 千 m^3 /日（令和 2 年度）で、人口減少や節水型機器等の普及に伴い令和 14 年度には 333 千 m^3 /日（▲13.4%）減少し、令和 44 年度には、263 千 m^3 /日（▲31.5%）減少する見込みである。
- エリア別では、40 年後の令和 44 年度の水需要は令和 2 年度と比べ、太田川エリアで 30.5%、小瀬川・八幡川エリアで 13.9%、沼田川エリアで 39.7%、芦田川エリアで 46.3%、江の川エリアで 40.6%の減少となる。

<水需要推計結果>

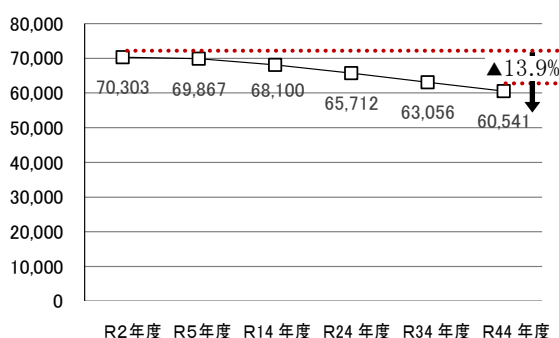
①全体



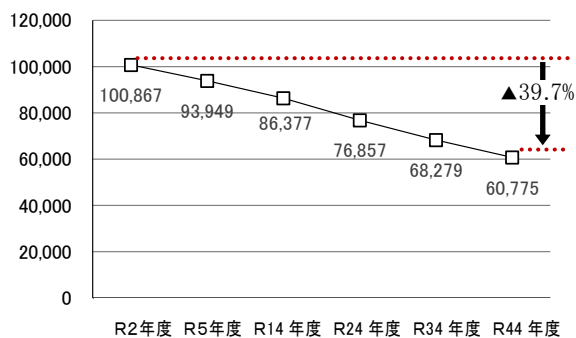
②太田川エリア



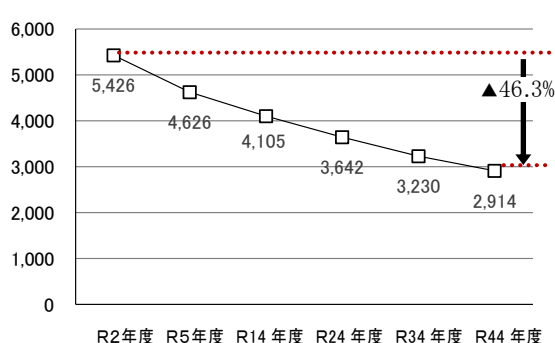
③小瀬川・八幡川エリア



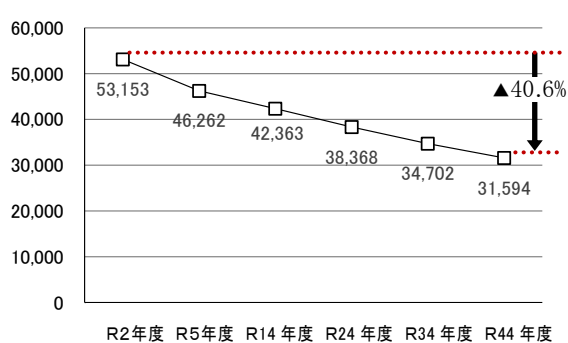
④沼田川エリア



⑤芦田川エリア



⑥江の川エリア



3 施設整備計画

(1) 全体概要

- 施設は、水需要の減少を踏まえ、国交付金が活用できる令和14年度までの10年間に施設の集約、更新、危機管理対策などを実施し、浄水場を1/2に集約し、浄水能力を最適化するなど、再編整備を進める。
- 危機管理対策として、令和14年度までの10年間に39か所の施設で浸水対策や地震対策、応急給水の充実を図るとともに、基幹管路361kmを耐震管に更新するなど、施設の強靱化、バックアップ機能の強化を図る。
- 施設の更新に際しては、施設区分ごとに重要度や優先度を勘案した更新基準を設定し、更新需要の平準化や水需要を踏まえた施設規模の最適化を図る。
- 施設の集約、更新、危機管理対策は、令和15年度以降も計画的に取り組み、施設の最適化や災害などの危機事案に備える。

<施設の再編整備の概要>

年度	水需要	水源	浄水能力・浄水場数		管路
令和2年度	384 千m ³ /日	695 千m ³ /日	595 千m ³ /日	189 か所	7,576 km
令和14年度	333 千m ³ /日	428 千m ³ /日	389 千m ³ /日	94 か所	7,770 km
増減率(対R2)	▲13%	▲38%	▲35%	▲50%	+3%
令和44年度	263 千m ³ /日	345 千m ³ /日	314 千m ³ /日	87 か所	7,782 km
増減率(対R2)	▲32%	▲50%	▲47%	▲54%	+3%

<危機管理対策の概要(10年間)>

対策	対象施設	
浸水対策	取水・導水・浄水施設	4 か所
土砂災害対策	浄水・送配水施設	3 か所
地震対策	浄水・送配水施設 基幹管路	6 か所 361km
断水時の影響範囲の最小化	海底管 緊急時連絡管 予備水源	2 か所 3 か所 8 か所
停電対策	取水施設	3 か所
応急補給拠点の拡充	浄水・送配水施設	10 か所
合計	施設 基幹管路	39 か所 361km

【参考：更新基準】

厚生労働省が公表している「実使用年数に基づく更新基準の設定事例」を参考に設定

工種		更新基準
構築物	土木	73年
	建築	70年
設備	機械	24年
	電気計装	25年
	量水器	8年

管種		更新基準
铸铁管	(ダクタイル铸铁管は含まない)	50年
ダクタイル铸铁管	耐震型継手を有する	80年
	K形継手等を有するもののうち 良い地盤に布設されているもの	70年
	上記以外・不明なものを含む	60年
鋼管	溶接継手を有する	70年
	上記以外・不明なものを含む	40年
石綿セメント管		40年
硬質塩化ビニル管	RRロング継手等を有する	60年
	RR継手等を有する	50年
	上記以外・不明なものを含む	40年
コンクリート管		40年
鉛管		40年
ポリエチレン管	高密度，熱融着継手を有する	60年
	上記以外・不明なものを含む	40年
ステンレス管	耐震型継手を有する	60年
	上記以外・不明なものを含む	40年
その他 (管種が不明なものを含む)		40年

(2) 施設整備の内容

ア 太田川エリア

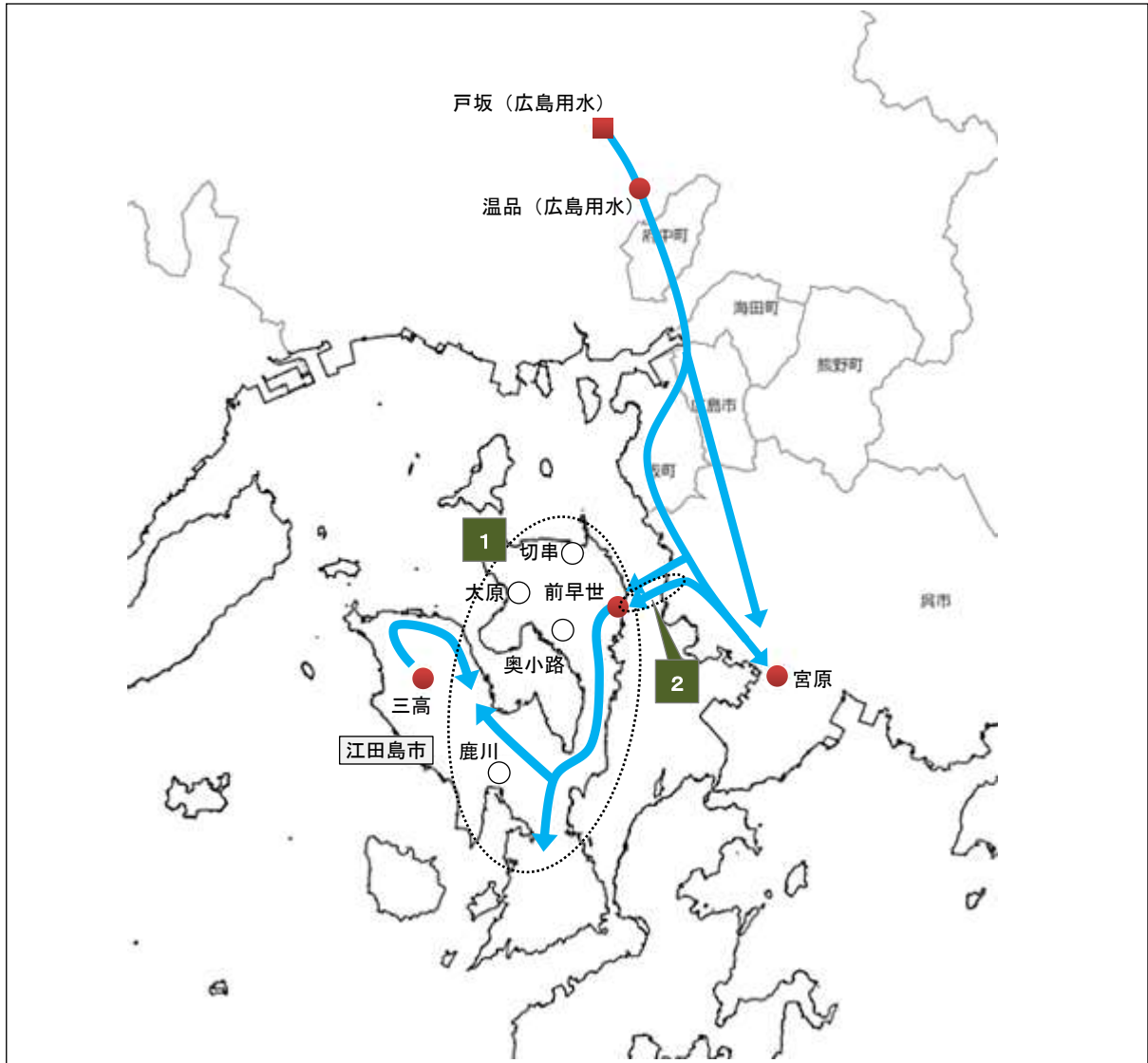
【東広島市（河内町を除く。）・竹原市・大崎上島町・熊野町】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 ■ 調整池・配水池 □ 廃止調整池・配水池 ○ 廃止ポンプ所
 → 主な送水ルート

事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1 ・福富ダムを水源とする福富広域浄水場の新設 ・吾妻子，松子山，田房，小谷，木谷，三津を段階的に廃止し，瀬野川浄水場及び福富広域浄水場からの2系統の送水に切り替え	・浄水場の新設 1 場所 ・送水管の整備 10km ・調整池の整備 1 場所 ・ポンプ所の整備 1 場所	R 5 年度 ～13 年度	63 億円
2 ・太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備	・緊急時連絡管の整備 9 km	R 6 年度 ～9 年度	17 億円
3 ・新成井浄水場の新設 ・成井，中通浄水場を廃止し，新成井浄水場からの送水に切り替え	・浄水場の新設 1 場所 ・配水池の整備 1 場所 ・導水管及び送水管の整備 2.2km	R 5 年度 ～13 年度	32 億円
4 ・沖浦ポンプ所，垂水ポンプ所の廃止 ・沖浦配水池，垂水配水池の廃止 ・大崎調整池からの送水に切り替え	・加圧ポンプ所の整備 1 場所	R 11 年度 ～12 年度	1 億円
5 ・長尾ポンプ所，八幡山ポンプ所の廃止 ・熊野調整池からの送水に切り替え	・送水管の整備 1.5km	R 8 年度 ～12 年度	1 億円

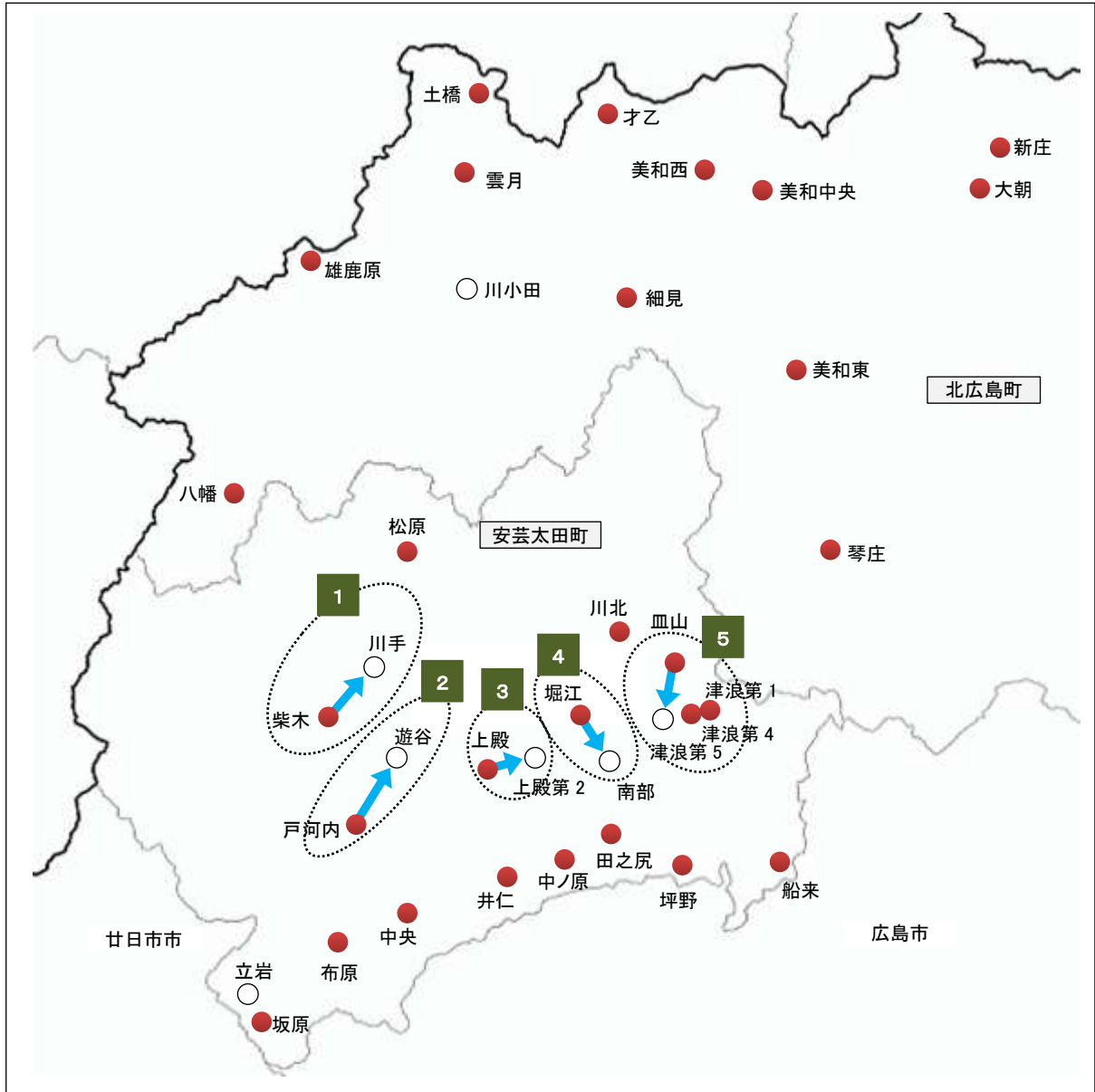
【江田島市】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> 切串，鹿川，奥小路，大原浄水場の廃止 太田川の自己水源を活用し，前早世浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 前早世浄水場のろ過池の更新 	R 6年度以降	5億円
2	<ul style="list-style-type: none"> 広島用水の海底管を二重化 	<ul style="list-style-type: none"> 海底送水管の整備 2km 	R 5年度～7年度	8億円

【安芸太田町・北広島町西部】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> 川手浄水場の廃止 柴木浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 1.2 km 加圧ポンプ所の整備 1 か所 	R 8 年度 ～11 年度	1 億円
2	<ul style="list-style-type: none"> 遊谷浄水場の廃止 戸河内浄水場からの送水に切り替え 	—	R 5 年度 以降	—
3	<ul style="list-style-type: none"> 上殿第 2 浄水場の廃止 上殿浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 加圧ポンプ所の整備 1 か所 	R 12 年度 ～13 年度	0.2 億円
4	<ul style="list-style-type: none"> 南部浄水場の廃止 堀江浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 0.1 km 	R 11 年度 ～12 年度	0.5 億円
5	<ul style="list-style-type: none"> 津浪第 5 浄水場の廃止 皿山浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 1.5 km 	R 5 年度 ～8 年度	1 億円

イ 小瀬川・八幡川エリア

【廿日市市】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 峠, 永原, 土居垣内, 浅原浄水場を段階的に廃止 ・ 三ツ石浄水場からの送水に切り替え ・ 津田浄水場を予備水源として運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水管の整備 23km ・ ポンプ所の整備 3か所 	R 5年度以降	23億円
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮島への海底管を二重化 ・ 大砂利浄水場の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水海底管の整備 2 km ・ 送水管の整備 1 km 	R 5年度～7年度	11億円
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大砂利第2浄水場（仮称）の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場の新設 1か所 	R 4年度～5年度	0.4億円

ウ 沼田川エリア

【三原市・東広島市河内町】

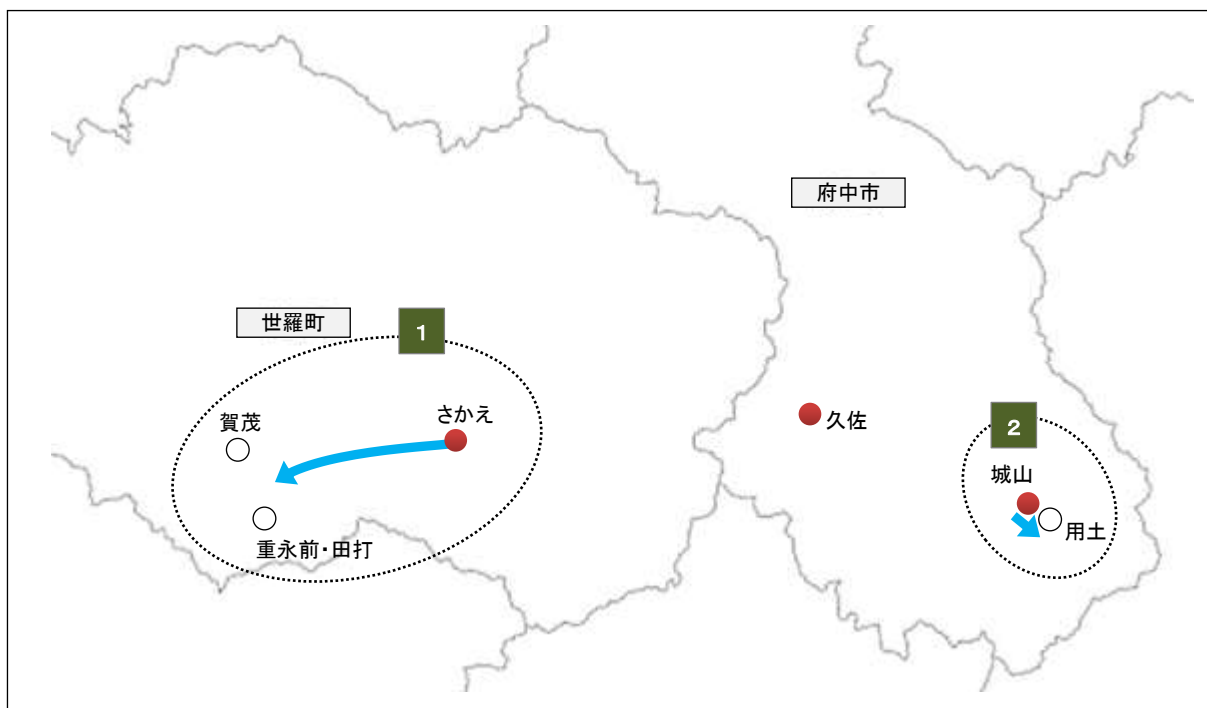


〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	・太田川水系と沼田川水系（東広島市高屋町～東広島市河内町）を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】	・緊急時連絡管の整備 9 km	R 6 年度 ～ 9 年度	17 億円
2	・片山浄水場の廃止 ・県埜田浄水場からの送水に切り替え	・送水管の整備 0.3 km	R 5 年度 ～ 7 年度	1 億円
3	・県宮浦浄水場の廃止 ・西野浄水場に急速ろ過施設を整備し統合	・導水ポンプ 1 か所 ・急速ろ過池 1 か所 ・中央監視設備 1 基 ・自家発電施設の整備 1 基	R 5 年度 ～ 12 年度	50 億円

エ 芦田川エリア

【府中市南部・世羅町東部】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賀茂，重永前・田打浄水場の廃止 ・ さかえ浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送水管の整備 4 km ・ ポンプ所の整備 1 か所 ・ 配水池の整備 1 か所 	R 6 年度 ～ 9 年度	7 億円
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用土浄水場の廃止 ・ 城山浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導・送水管の整備 4 km ・ 配水池の整備 1 か所 	R 5 年度 ～ 9 年度	8 億円

【神石高原町】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> 西油木，東油木南油木浄水場の廃止 市場浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 3 km 	R 9 年度 ～13 年度	1 億円
2	<ul style="list-style-type: none"> 河原郷浄水場の廃止 光信浄水場からの送水に切り替え 	—	R 5 年度 以降	—
3	<ul style="list-style-type: none"> 大上浄水場の廃止 高蓋浄水場からの送水に切り替え 	—	R 5 年度 以降	—
4	<ul style="list-style-type: none"> 高下田浄水場の廃止 井関浄水場からの送水に切り替え 	—	R 5 年度 以降	—
5	<ul style="list-style-type: none"> 安田，小吹，花済浄水場の廃止 近田浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 2 km 	R10 年度 ～14 年度	1 億円
6	<ul style="list-style-type: none"> 野呂谷第1・第2浄水場の廃止 四日市第1・第2浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 1 km 	R10 年度 ～11 年度	1 億円

オ 江の川エリア

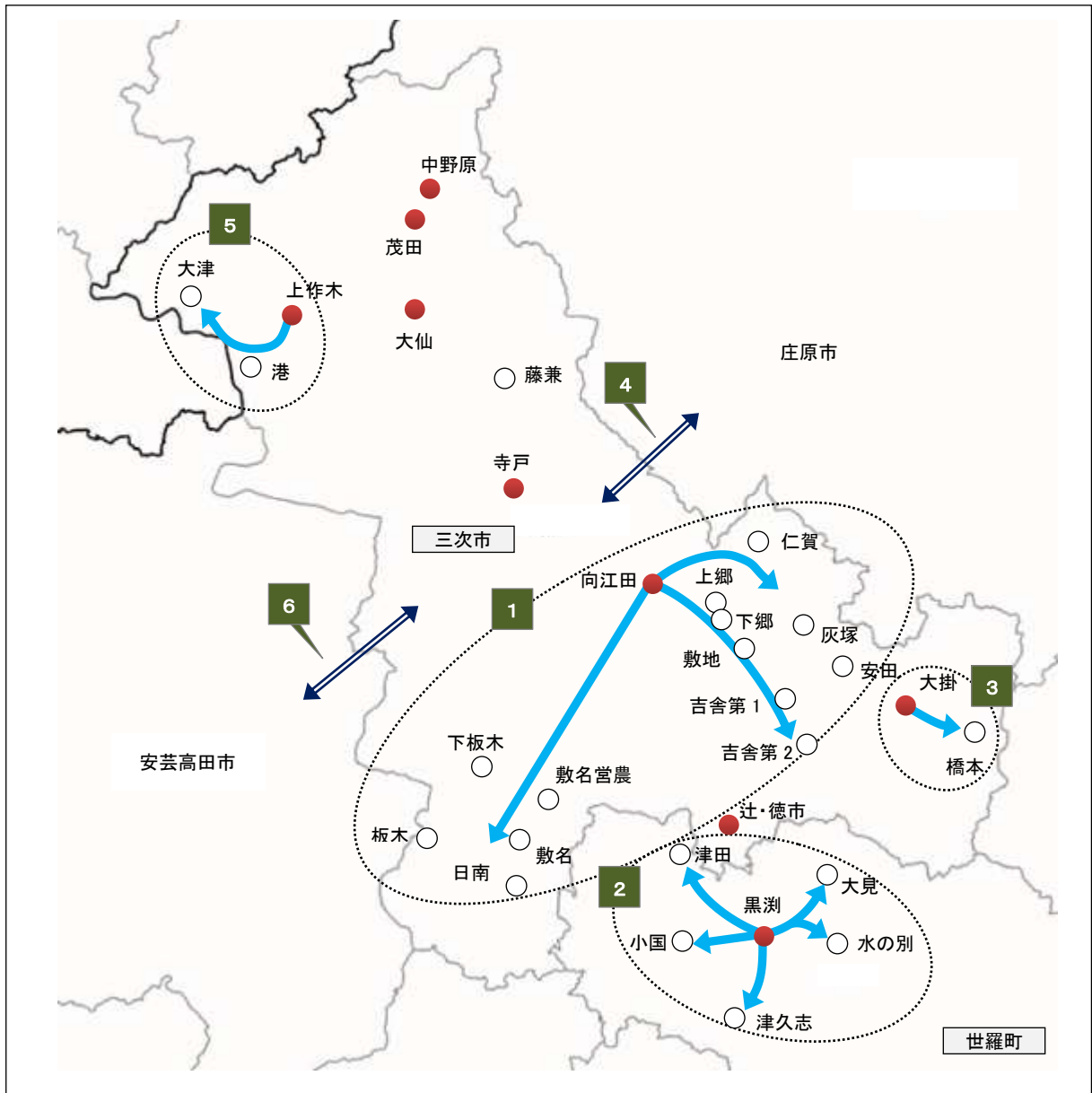
【安芸高田市・北広島町東部】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> 土師ダムを水源とする土師広域浄水場の新設 安芸高田市の26浄水場（佐々井，北原，別所，本郷（八），福原，福原（簡），坂巻，国司，戸島，向原中央第1，第2，第3，第4，坂上，小原，高地長屋，甲立，浅塚，糠地，本郷，横田，すだれ，原田，羽佐竹，船佐，下福田浄水場）と北広島町の壬生，新郷，本地浄水場を廃止し，土師広域浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の新設 1か所 送水管の整備 55 km 調整池の整備 5か所 ポンプ所の整備 13か所 	R 5年度 ～20年度	121億円
2	<ul style="list-style-type: none"> 三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時連絡管の整備 0.5 km 	R 5年度 以降	1億円

【三次市・世羅町西部】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> 三次市の 13 浄水場(上郷, 下郷, 仁賀, 灰塚, 敷地, 吉舎第1, 吉舎第2, 安田, 敷名, 敷名営農, 日南, 下板木, 板木浄水場)の廃止 向江田浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 28km ポンプ所の整備 5 か所 	R 5 年度 ～12 年度	20 億円
2	<ul style="list-style-type: none"> 津田, 小国, 津久志, 水の別, 大見浄水場の廃止 黒淵浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 7 km ポンプ所の整備 2 か所 	R 5 年度 ～10 年度	7 億円
3	<ul style="list-style-type: none"> 橋本浄水場の廃止 大掛浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 1 km 	R 14 年度	1 億円
4	<ul style="list-style-type: none"> 三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時連絡管の整備 0.4 km 	R 5 年度 以降	1 億円
5	<ul style="list-style-type: none"> 港, 大津浄水場の廃止 上作木浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 4.5km 	R 5 年度 以降	2 億円
6	<ul style="list-style-type: none"> 三次市下川立町と安芸高田市甲田町間の緊急時連絡管を整備【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時連絡管の整備 0.5 km 	R 5 年度 以降	1 億円

【庄原市・府中市北部】



〔凡例〕 ■ 取水場 ● 浄水場 ○ 廃止浄水場 → 主な送水ルート

	事業概要	整備内容	整備時期	概算整備費
1	<ul style="list-style-type: none"> 向泉浄水場の廃止 竹地川浄水場からの送水に切り替え 	—	R 5年度以降	—
2	<ul style="list-style-type: none"> 三次市和知町と庄原市平和町間の緊急時連絡管を整備【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時連絡管の整備 0.4 km 	R 5年度以降	1億円
3	<ul style="list-style-type: none"> 川西, 三坂(東), 久代東浄水場の廃止 鯉の池浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 2 km 	R 5年度以降	2億円
4	<ul style="list-style-type: none"> 常納原浄水場の廃止 西城浄水場からの送水に切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 送水管の整備 2 km 	R 5年度以降	2億円

カ 危機管理対策

【浸水対策】

浸水想定区域内にある基幹施設²⁶のうち、浸水対策が未了の施設に対し、浸水防止壁や防水扉等を設置する。

<浸水対策の対象施設（4か所）>

事業	対象施設
竹原市	・新成井浄水場【再掲】
三原市	・長谷水源地，頼兼ポンプ所，中之町水源地

【土砂災害対策】

土砂災害（特別）警戒区域内にある施設のうち、土砂災害対策が未了の施設に対し、土砂流入防止壁等を設置する。

<土砂災害対策の対象施設（3か所）>

事業	対象施設
竹原市	・新成井浄水場【再掲】
江田島市	・第1配水池
熊野町	・長尾配水池

【地震対策】

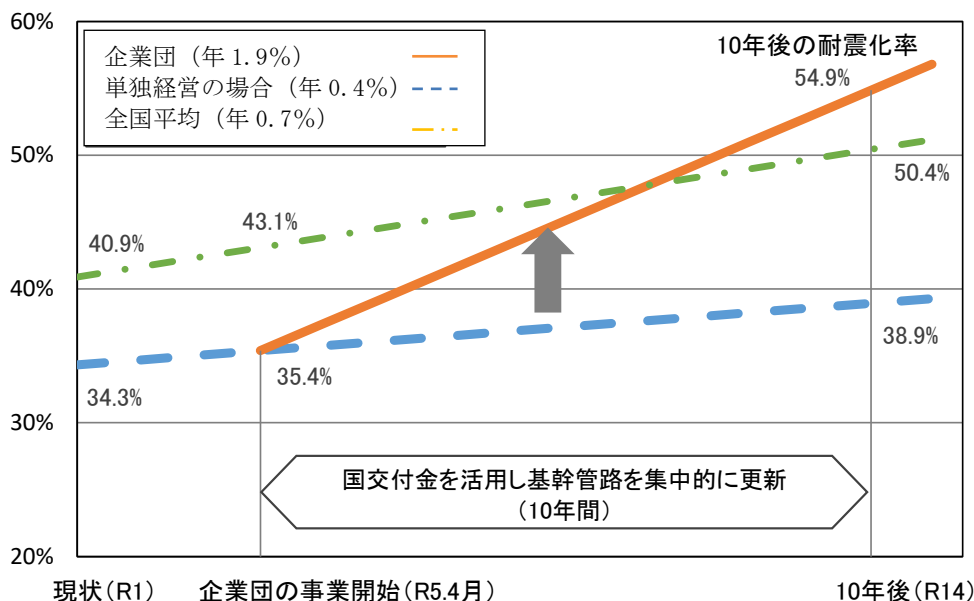
震度6弱（人命に影響がある管理棟などは震度7程度）の地震で給水が停止しないよう、耐震化が未了の施設を、耐震性能を有する施設に更新する。また、更新期が到来している基幹管路361kmを耐震管に整備・更新し、全国平均より低い耐震化率を、令和14年度までに全国平均以上に引き上げる。

<地震対策の対象施設（6か所）>

事業	対象施設
竹原市	・新成井浄水場【再掲】
三次市	・大掛浄水場，大仙浄水場，寺戸配水池，吉舎第1配水池
江田島市	・第1配水池

²⁶ 基幹施設：日量5,000 m³以上の施設。なお、日量5,000 m³未満の施設は被災した場合は、可搬式浄水処理装置等により必要な給水量を確保する。

< 基幹管路の耐震化 (361km) >



【断水時の影響範囲の最小化】

危機事案発生に伴う断水の影響が広範囲に及ばないように、海底管の二重化や緊急時連絡管を整備するとともに、非常時に取水ができるよう予備水源を確保する。

< 海底管の二重化の対象施設 (2か所) >

事業	対象施設
廿日市市	・廿日市市宮島町 (宮島) への海底管を二重化【再掲】
水道用水供給事業	・江田島市への海底管を二重化【再掲】

< 緊急時連絡管の対象施設 (3か所) >

事業	対象施設
三次市 庄原市	・三次市和知町と庄原市平和町を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】
三次市 安芸高田市	・三次市下川立町と安芸高田市甲田町間を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】
水道用水供給事業	・太田川水系と沼田川水系 (東広島市高屋町と東広島市河内町) を結ぶ緊急時連絡管の整備【再掲】

< 予備水源の対象施設 (8か所) >

事業	対象施設
東広島市	・黒瀬川水源, 松板川水源, 松子山貯水池水源, 三津水源
安芸高田市	・福原水源 (上水道), 国司水源, 甲立水源
熊野町	・呉地水源

【停電対策】

停電で給水が停止しないよう、基幹施設のうち停電対策が未了の施設に対し、二回線受電²⁷や自家発電設備を設置する。また、自家発電設備用の燃料を分散して備蓄する。

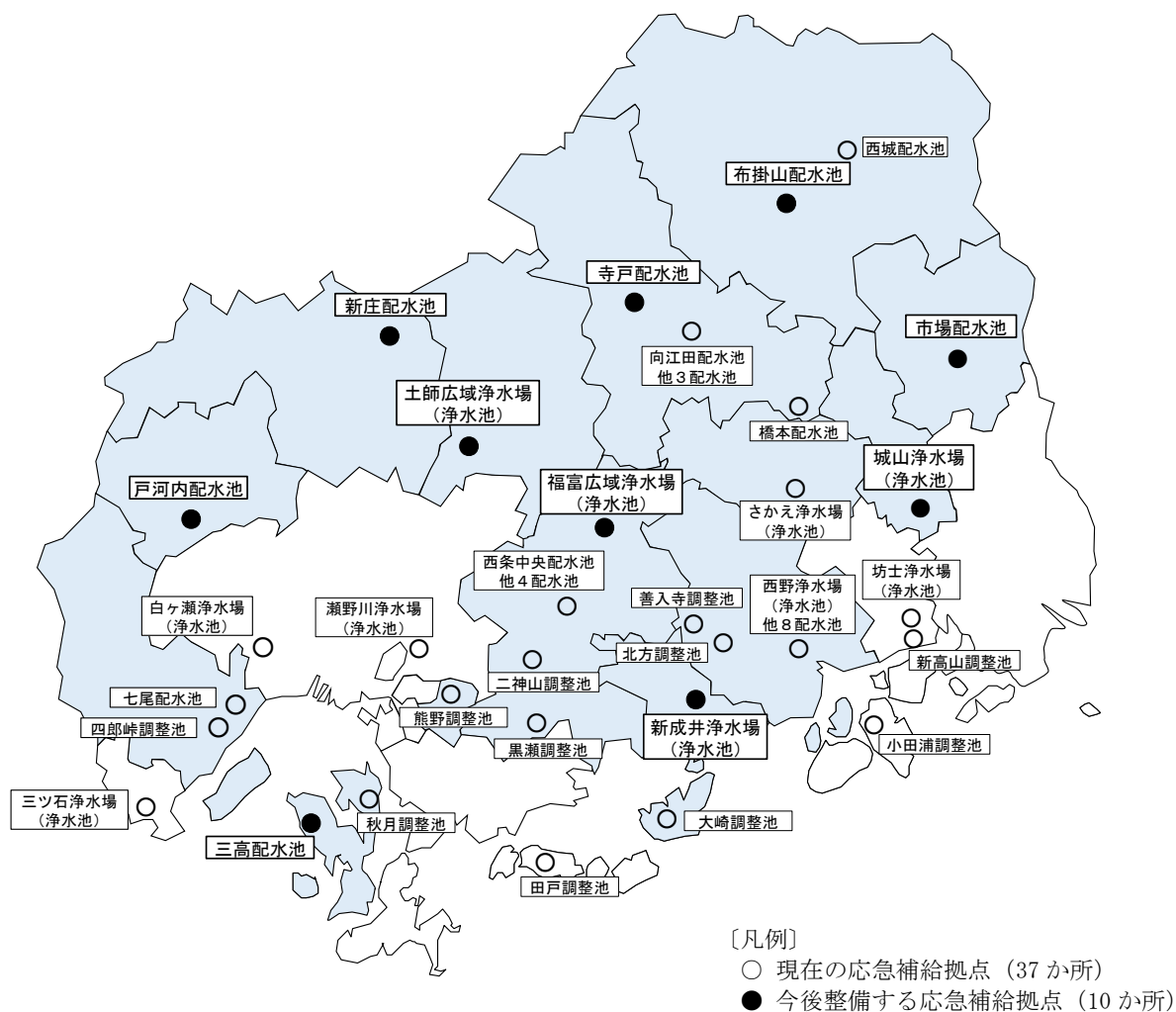
<停電対策の対象施設（3か所）>

事業	対象施設
三原市	・長谷水源地，中之町水源地
三次市	・向江田取水塔

【応急補給拠点の拡充】

国の指針に基づき、飲料・洗面用として、被災から1週間、住民1人当たり1日20Lの応急給水が可能となるよう、浄水場内の浄水池や配水池を活用し、給水車に水を補給するための設備（応急補給拠点）を現在の37か所から10か所追加整備し、47か所とする。

<応急補給拠点の整備箇所>



27 二回線受電：特別高圧のような高圧電力の停電リスクを軽減するため、本線と予備線の2回線を使って受電する方式

(3) 施設整備費

- 令和5年度から14年度までの10年間の施設整備費は1,835億円である。年平均の施設整備は184億円となり、令和2年度の98億円と比べると1.9倍の増加となる。また、令和44年度までの40年間の施設整備費は5,944億円の見込みである。
- 浄水場の集約に伴う連絡管等の整備や危機管理対策に新たに費用を要するものの、集約化により更新費用の将来負担が縮減できるため、施設整備全体では、構成団体が単独経営を維持する場合より、40年間で238億円のコスト縮減効果が見込まれる。

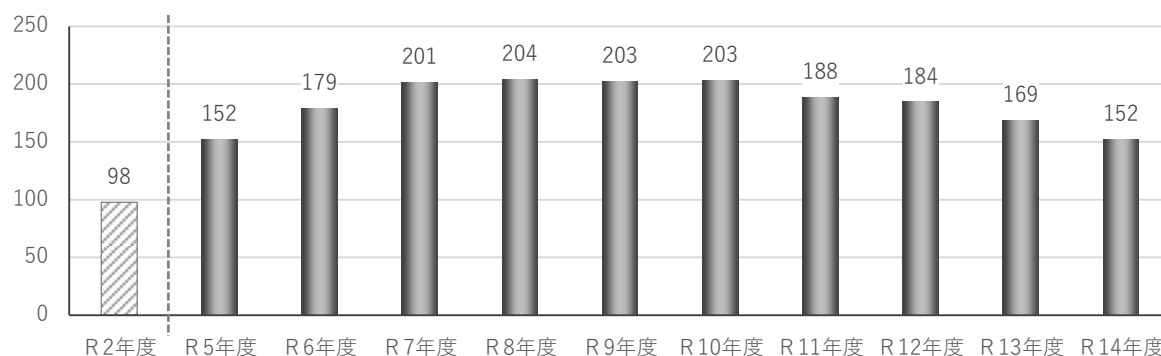
<施設整備費総額>

項目	R5～14年度の施設整備費 (億円)	【参考】R5～44年度の施設整備費 (億円)
施設の集約化	366	366
施設の更新	1,469	5,578
合計*	1,835	5,944

※ 危機管理対策費26億円を含む。

<10年間（令和5年度から14年度）の施設整備費の推移>

単位：億円



<40年間（令和5年度から44年度）のコスト縮減効果>

項目	施設整備費 (億円)
① 単独経営を維持した場合	6,182
② 統合した場合	5,944
差 (②-①)	▲238

第7章 財政運営計画

1 財政運営の基本的な考え方

- 会計は、事業ごとに区分して経理する。
- 各事業に必要な財産は、構成団体から無償で引き継ぎ、事業ごとに区分して管理する。
- 金融機関口座は、構成団体ごとに開設し、構成団体間で資金が混在しないよう管理する。
- 施設整備や危機管理対策、サービス向上などの事業を着実に実施するため、次のとおり効率的な財政運営を行う。
 - ・ 施設の再編整備の実施にあたっては、国交付金や地方公営企業繰出制度（普通交付税措置）を最大限活用するとともに、事業間での資金融通などにより、10年間（令和5年度～14年度）の集中的な取組に対し、必要な財源を確保
 - ・ 国交付金のうち運営基盤強化等事業交付金は、各事業が単費で実施する施設整備費を基準に配分
 - ・ 財政健全化の取組を進めているなど、構成団体の事情により困難な場合を除き、基準内繰出金（広域化事業、運営基盤強化等事業等）は繰り出し、基準外繰出金については、構成団体が従前から負担している繰出金は、継続して繰り出す。
 - ・ 健全な財政運営を確立するため、各事業の資金残高は、年間給水収益の1/3以上を目途とする。また、企業債残高は、年間給水収益の3倍以内を目途とする。ただし、令和14年度まで、集中投資の財源を確保する必要があるため、企業債残高を3倍以内に収めることが困難な事業については、現在の水準を上回らないよう、可能な限り企業債発行の抑制に努める。

2 水道料金等

(1) 水道料金

- 水道料金は、将来の更新需要や収支推計などを踏まえ、適切な水準を設定する。
- 事業開始時（令和5年4月）は、各構成団体の料金体系を引き継ぐとともに、料金の額も据え置く。
- 水道料金は、概ね5年ごとに見直しを行い、その結果、経営の効率化を図ってもなお、恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合は、構成団体や水道事業審議会（仮称）などの意見も踏まえ、料金改定を行う。
- 水道料金の算定方法（口径別・用途別の取扱い、基本水量・水道メーター使用料・従量料金の取扱い等）については、事業ごとに様々な方法で運用されていることから、業務を効率化し、利用者に分かりやすいものとなるよう、統一していく方向で検討する。
- 水道用水供給事業については、水道用水供給事業の統合効果を財源に、受水団体のうち構成団体に対する料金を8%減額する。

<水道料金の算定方法の現状>

事業	料金体系	基本水量 (用途別は家事用, 1か月あたり)	水道メーター使用料 (1か月あたり)	従量料金 (用途別は家事用, 1か月・1m ³ あたり)
竹原市	用途別(一般用,船舶用)	なし	なし	通増あり 1~8m ³ :50円 9~20m ³ :140円 21~50m ³ ※:150円
三原市	用途別(一般用,船舶用,臨時用) 口径別(13mm~200mm)	なし	なし	通増あり 1~5m ³ :45円 6~15m ³ :80円 16~30m ³ ※:245円
府中市	一律料金(用途・口径による区別なし)	7m ³	あり 13mm:77円 20mm:154円 25mm※:165円	通増あり 8~20m ³ :226円 21~30m ³ :251円 31m ³ ~:263円
三次市	旧三次市内:用途別(家事用,営業用,工場用,臨時用) その他区域:一律料金	8m ³ (旧三次市内) 10m ³ (旧町村)	あり 13mm:80円 20mm:110円 25mm※:150円	通増なし (旧三次市内) 9m ³ ~:171円 (旧町村) 11m ³ ~:220円
庄原市	用途別(家事用,業務用,工場用,共用,臨時用)	8m ³	あり 13mm:86円 20mm:151円 25mm※:172円	通増あり 9~20m ³ :172円 21~50m ³ :194円 50m ³ ~:237円
東広島市	用途別(家事用,業務用,工場用,臨時用)	10m ³	なし	通増あり 11~20m ³ :205.5円 20m ³ ~:245.5円
廿日市市	用途別(一般用,臨時用)	10m ³	あり 13mm:95円 20mm:130円 25mm※:160円	通増あり 11~15m ³ :154円 16~20m ³ :190円 21~30m ³ ※:202円
安芸高田市	用途別(一般用,臨時用) 口径別(13mm~75mm)	8m ³	なし	通増あり 9~20m ³ :180円 21~30m ³ :190円 31~50m ³ ※:210円
江田島市	用途別(家事用,営業用,工場用,船舶用,臨時用等) 口径別(13mm~100mm)	8m ³	あり 13mm:100円 20mm:190円 25mm※:210円	通増あり 9~50m ³ :245円 51~100m ³ :255円 101m ³ ~:270円
熊野町	用途別(一般用,臨時用)	6m ³	あり 13mm:107円 20mm:178円 25mm:202円	通増あり 7~15m ³ :216円 16~20m ³ :244円 21~25m ³ ※:272円
安芸太田町	一律料金(用途・口径による区別なし)	10m ³	あり 13mm:66.4円 20mm:114.6円 25mm※:123.7円	通増なし 11m ³ ~:150円
北広島町	一律料金(用途・口径による区別なし)	10m ³	あり 13mm:80円 20mm:140円 25mm※:190円	通増あり 11~50m ³ :160円 51~100m ³ :165円 101~200m ³ ※:170円
大崎上島町	用途別(一般用,官公署,工業用,1人暮らし老人)	10m ³ (1人暮らし老人) 4m ³	あり 13mm:100円 20mm:150円 25mm:200円	通増なし 11m ³ ~:190円 (1人暮らし老人) 5~10m ³ :170円
世羅町	用途別(一般用,臨時用) 口径別(13mm~150mm)	10m ³	なし	通増あり 11~100m ³ :170円 101~200m ³ :230円 201~1,000m ³ ※:240円
神石高原町	用途別(一般用,臨時用)	10m ³	なし	通増あり 11~20m ³ :180円 21~40m ³ :200円 41~100m ³ ※:240円

※ 水道メーター使用料は、口径別に複数の設定があるため、一部を例示している。

※ 従量料金は、使用量別に複数の設定があるため、一部を例示している。

(2) 加入分担金・手数料

- 事業開始時の加入分担金及び各種手数料は、各市町の現在の体系を引き継ぐ。ただし、指定給水装置工事事業者の指定及び更新に係る手数料については、事業開始にあわせて10,000円/件に統一する。
- 令和8年度を目途に、加入分担金、設計審査手数料及び竣工（完了）検査手数料の額を統一する。その他の手数料については、令和8年度までに、存廃も含め検討する。

<指定給水装置工事事業者の指定及び更新に係る手数料の現状>

市町	手数料（1件あたり）	
	指定	更新
竹原市，三原市，府中市，三次市，庄原市，東広島市，安芸高田市，江田島市，安芸太田町，大崎上島町，世羅町	10,000円	10,000円
廿日市市	20,000円	10,000円
熊野町	10,000円	4,000円
北広島町	15,000円	—
神石高原町	—	—

<加入分担金・手数料の現状>

加入分担金及び手数料	設定している市町	金額(1件あたり)	対応
加入分担金(20mm)	15市町	35,000円～275,000円	令和8年度を目途に統一
設計審査手数料(20mm)	世羅町以外の14市町	500円～5,600円	
竣工(完了)検査手数料(20mm)	大崎上島町以外の14市町	600円～3,000円	
材料検査手数料	竹原市，神石高原町	10円～2,500円	令和8年度までに，存廃も含め検討
量水器試験手数料	竹原市，江田島市，安芸太田町	600円～6,000円	
工事設計手数料(水道局実施分)	庄原市，廿日市市，安芸太田町	1,500円～15,000円	
井戸水水質検査手数料	三原市	3,000円～10,000円	
流水装置検査手数料(20mm)	江田島市，安芸太田町	900円～2,500円	
消防演習(私設消火栓)立会手数料	廿日市市，安芸太田町，北広島町	300円～7,500円	
水道使用(届出・開栓)承認手数料	三原市，府中市，江田島市，大崎上島町	1,000円	
中止栓管理手数料・給水装置検査手数料	江田島市，大崎上島町	200円～523円	
基準適合確認手数料(指定外工事)	安芸太田町，神石高原町	2,500円	
分岐工事立会費	江田島市	2,000円	
給水中止手数料	江田島市	1,000円	
所有権移転手数料	江田島市	1,000円	
水道メーター再設置手数料	庄原市	2,000円	
水道メーター撤去手数料	神石高原町	3,000円	
道路占用許可申請確認手数料	三原市，東広島市	5,000円	
給水装置図面等写し交付手数料	三原市，三次市，江田島市	10円～200円	
証明書発行手数料	三原市，東広島市，廿日市市，北広島町，大崎上島町，世羅町	200円～300円	

3 出納取扱金融機関・収納取扱金融機関

- 出納取扱金融機関²⁸は、事業開始時まで新たに選定する。
- 収納取扱金融機関²⁹は、現在、構成団体が契約しているすべての収納取扱金融機関を引き継ぐ。
- 各構成団体、受水契約者及び金融機関等で締結されている口座振替等の料金徴収の契約については、企業団に引き継ぐ。

<出納取扱金融機関等の現状と事業開始時の取扱い>

項目	現状	事業開始時
出納取扱金融機関	11 機関 (15 市町と県がそれぞれ選定)	1 機関 (新たに選定)
収納取扱金融機関	27 機関 (15 市町が複数の金融機関を選定)	27 機関 (現在の金融機関を引き継ぎ)

28 出納取扱金融機関：地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱う金融機関

29 収納取扱金融機関：地方公営企業の業務に係る公金の収納の事務の一部を取り扱う金融機関

4 収支シミュレーション

(1) 試算条件

事業開始時から令和14年度までの10年間の収支を試算した。また、参考として、令和44年度までの40年間の収支についても推計した。

<試算条件>

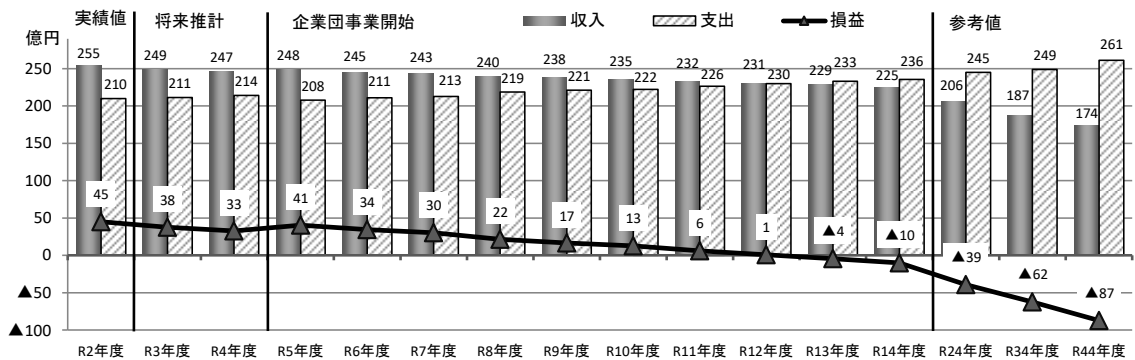
区分		試算条件
試算期間		<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から14年度まで（10年間） ※ 令和15年度から44年度までは、当初10年間の試算条件を前提に機械的に試算した参考値
支出	建設改良費	<ul style="list-style-type: none"> 「第6章 施設整備計画」を基に算定 浄水場 189か所→94か所等 施設整備費 1,835億円
	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> 「第3章 組織・職員計画」及び「第5章 業務運営計画」を基に算定
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 総務・財務等の内部管理業務の本部への集約や業務効率化により、人役が10%減少するものと仮定して算定
	動力費	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の統合に伴い、動力費が減少することを見込んで算定
	薬品費	<ul style="list-style-type: none"> 薬品の共同購入により、購入価格が低下することを見込んで算定
	修繕費	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の統合に伴い、修繕費が減少することを見込んで算定
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場の運転監視・保全業務委託の集約により、人役が10%減少するものと仮定して算定 水質検査業務委託については、採水箇所が減少することを見込んで算定
	用水受水費	<ul style="list-style-type: none"> 水道用水供給事業の統合効果を財源として、令和5年度から、構成団体の用水受水費を8%減額するものとして算定
	その他営業費用	<ul style="list-style-type: none"> 各種情報システムの共同化（統合）により、運用保守経費が減少することを見込んで算定 浄水場の統合に伴い、通信費が減少することを見込んで算定
支払利息	<ul style="list-style-type: none"> 既発債は借入時の利率、新発債は利率を年1.0%として算定 	
収入	給水収益	<ul style="list-style-type: none"> 「第6章 施設整備計画 2水需要推計」を基に、料金単価及び料金改定率を乗じて算定 損益が赤字になる場合には、収支が均衡するまで料金単価を改定するものとして算定
	一般会計繰入金	<ul style="list-style-type: none"> 国交付金対象事業のうち広域化事業・運営基盤強化等事業については、繰出基準に基づき施設整備費の1/3を繰り入れるものとして算定 繰出基準に該当しない繰出金は、各構成団体の令和2年度実績額を毎年繰り入れるものとして算定。ただし、各構成団体において繰入予定額を定めている場合は、その予定額を計上
	企業債	<ul style="list-style-type: none"> 企業債残高が、年間給水収益の3倍以内の水準を確保することを基本として算定。ただし、3倍以内に収めることが困難な事業は、現在の水準を上回らないよう算定 借入条件は、利率年1.0%、元利均等、5年据置25年償還と設定
	国交付金	<ul style="list-style-type: none"> 国交付金見込額として456億円（広域化事業228億円、運営基盤強化等事業228億円）を計上 運営基盤強化等事業は、交付見込額を各事業が単費で実施する施設整備費（他の国交付金対象事業は除く）で按分

(2) 試算結果

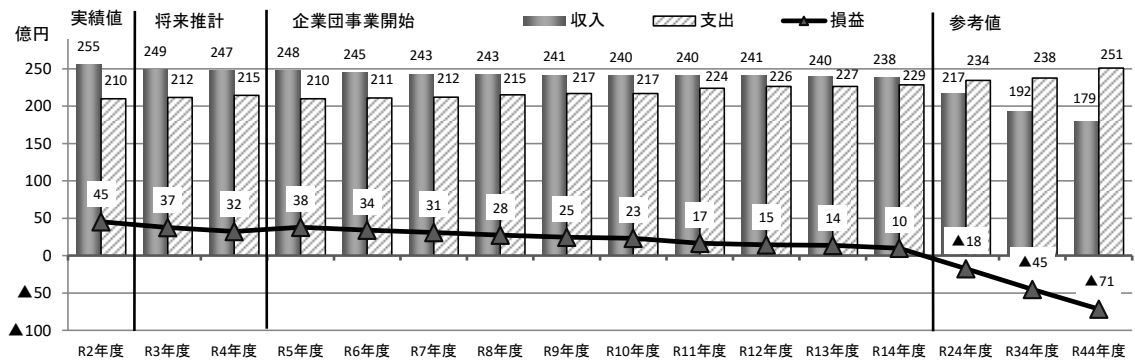
ア 損益収支

- 各構成団体が料金を据え置いたまま単独経営を維持した場合、全体（各事業の合計）の損益は、令和13年度に赤字になる見込みである。
- 一方、企業団が「第5章 業務運営計画」「第6章 施設整備計画」に基づく経営を行う場合、業務運営の効率化によるコスト縮減、施設の再編整備による施設整備費や減価償却費の減などにより、料金を据え置いたままでも、全体の損益は、令和14年度に10億円の黒字を確保できる見込みである。
- また、各事業において、5年ごとに収支が均衡するよう料金改定を行った場合、令和14年度の企業団全体の損益は21億円であり、料金改定を行わなかった場合と比べ、損益は11億円、改善する見込みである。

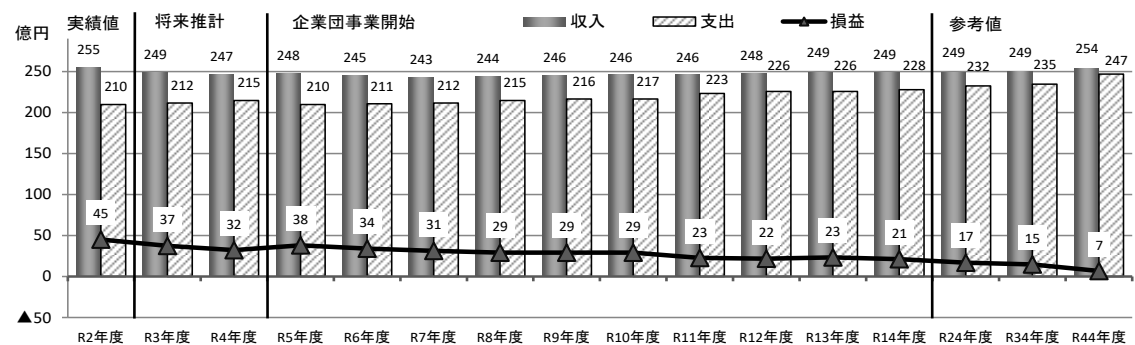
<単独経営の場合の損益収支> ※ 料金を据え置いた場合の各事業会計を合算したもの



<企業団の損益収支> ※ 料金を据え置いた場合の各事業会計を合算したもの



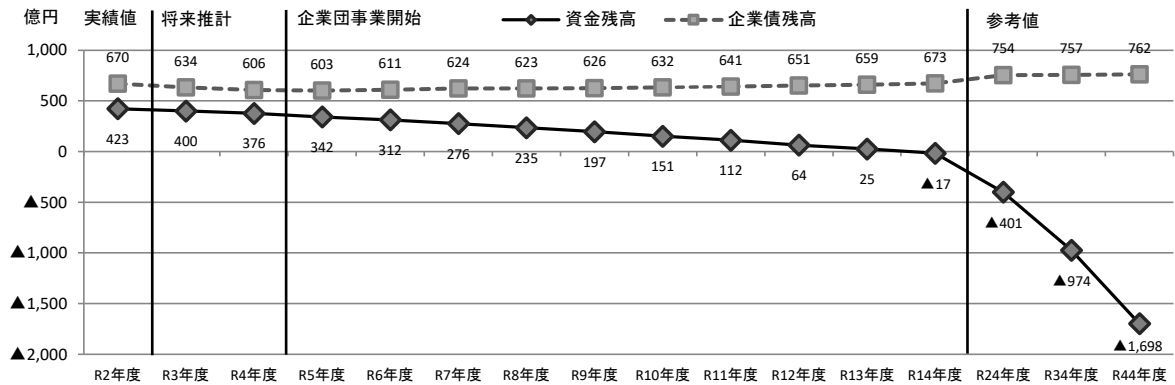
<企業団の損益収支> ※ 料金改定を行った場合の各事業会計を合算したもの



イ 資金残高・企業債残高

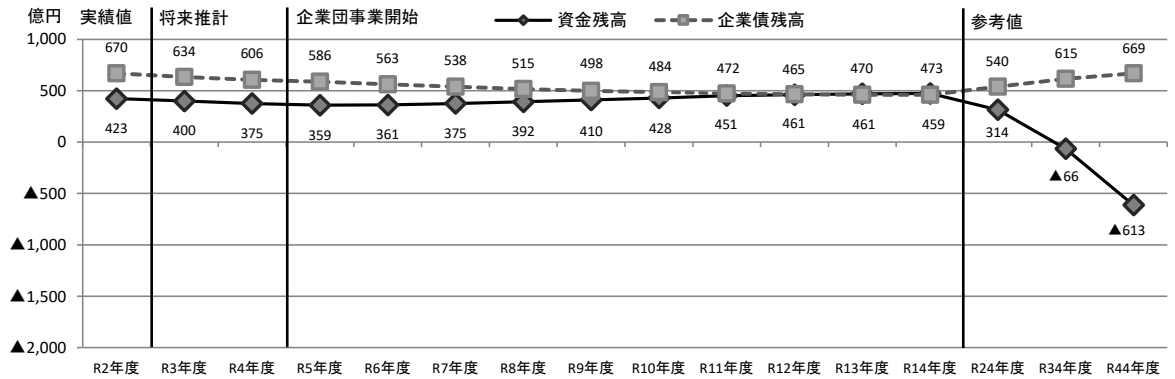
- 各構成団体が料金を据え置いたまま単独経営を維持した場合、全体の企業債残高は横ばいで推移するものの、令和2年度に423億円あった資金残高は、令和14年度には▲17億円まで減少する見込みである。
- 一方、企業団では、料金を据え置いた場合でも、国交付金の活用などにより、全体の企業債残高は、令和2年度の670億円から令和14年度には459億円に減少する見込みである。また、資金残高についても、423億円から473億円に増加する見込みである。
- なお、料金改定を行った場合の令和14年度の企業団全体の企業債残高は376億円、資金残高は438億円になる見込みである。

＜単独経営の場合の資金残高・企業債残高＞ ※ 料金を据え置いた場合の各事業会計を合算したもの



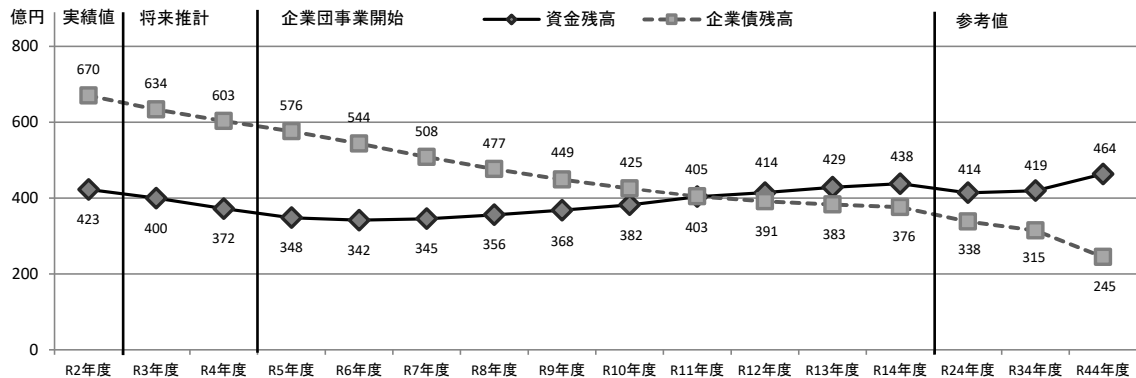
＜企業団の資金残高・企業債残高＞

※ 料金を据え置いた場合の各事業会計を合算したもの



＜企業団の資金残高・企業債残高＞

※ 料金改定を行った場合の各事業会計を合算したもの



ウ 水道料金（供給単価³⁰）・料金改定率

- 各構成団体が単独経営を維持した場合、収支が均衡するためには、令和 14 年度までに 15 市町中、14 市町で料金値上げが必要となる見込みである。
- 一方、企業団で経営を行った場合、令和 14 年度までに 9 市町が料金を上げる必要があるものの、国交付金の活用や業務効率化により、単独経営を維持する場合と比べ、料金改定率は大幅に抑制できる見込みである。

<水道事業の供給単価・料金改定率>

事業	R2 年度 供給単価 (円/㎥)	単独経営				統合			
		供給単価 (円/㎥)		対 R2 料金改定率 (倍)		供給単価 (円/㎥)		対 R2 料金改定率 (倍)	
		R14 年度	R44 年度	R14 年度	R44 年度	R14 年度	R44 年度	R14 年度	R44 年度
竹原市	181	235	389	1.30	2.15	208	362	1.15	2.00
三原市	257	296	476	1.15	1.85	257	438	1.00	1.70
府中市	234	281	445	1.20	1.90	258	410	1.10	1.75
三次市	203	356	528	1.75	2.60	305	437	1.50	2.15
庄原市	229	309	607	1.35	2.65	263	481	1.15	2.10
東広島市	240	233	361	0.97	1.50	233	326	0.97	1.36
廿日市市	178	214	276	1.20	1.55	178	249	1.00	1.40
安芸高田市	209	408	732	1.95	3.50	334	491	1.60	2.35
江田島市	271	299	502	1.10	1.85	271	434	1.00	1.60
熊野町	239	263	430	1.10	1.80	239	382	1.00	1.60
安芸太田町	173	242	388	1.40	2.25	216	362	1.25	2.10
北広島町	186	335	502	1.80	2.70	214	326	1.15	1.75
大崎上島町	230	268	483	1.17	2.10	268	429	1.17	1.87
世羅町	207	270	550	1.30	2.65	207	477	1.00	2.30
神石高原町	247	346	444	1.40	1.80	309	358	1.25	1.45
平均	219	290	474	1.32	2.16	251	397	1.15	1.81

<水道用水供給事業の供給単価・料金改定率>

広島用水	120	120	156	1.00	1.30	114	150	0.95	1.25
広島西部用水	109	109	109	1.00	1.00	104	104	0.96	0.96
沼田川用水	118	129	165	1.10	1.40	122	157	1.04	1.34
平均	115	119	143	1.03	1.24	113	137	0.98	1.19

※ 東広島市及び大崎上島町は、R 4 年度に予定している料金改定の内容を反映している。

※ 水道用水供給事業（広島、広島西部地域、沼田川）のうち統合については、構成団体向け料金の 8% 減額を反映している。

※ 統合と単独経営のいずれの場合も、収支が均衡するよう料金改定を行った場合の数値である。

30 供給単価：給水収益を有収水量（料金徴収の対象となる水量）で除したものの。

5 統合効果

- 今後 40 年間の統合による概算効果額を、収支シミュレーションと同じ条件で機械的に試算した。
- その結果、全体では、40 年間で施設の再編整備や国交付金による施設整備の概算効果額が 601 億円、維持管理の概算効果額が 378 億円、合計 979 億円の効果が見込まれる。
- また、すべての構成団体において、統合効果が見込まれる結果となった。

<概算効果額>

単位：億円

事業	施設整備費			維持管理費			合計
	再編整備によるコスト減	国交付金収入による負担減	小計	人件費の減	その他維持管理費のコスト減	小計	
竹原市	—	▲22	▲22	▲2	▲12	▲14	▲36
三原市	▲13	▲30	▲43	▲7	▲37	▲44	▲87
府中市	▲1	▲7	▲8	▲3	▲10	▲13	▲21
三次市	▲22	▲23	▲45	▲2	▲26	▲28	▲73
庄原市	▲42	▲8	▲51	▲5	▲17	▲21	▲72
東広島市	▲67	▲39	▲105	▲9	▲81	▲91	▲196
廿日市市	▲41	▲30	▲71	▲5	▲45	▲51	▲121
安芸高田市	▲29	▲28	▲56	▲2	▲19	▲21	▲78
江田島市	▲19	▲3	▲23	▲3	▲16	▲18	▲41
熊野町	▲5	▲1	▲6	▲1	▲9	▲10	▲17
安芸太田町	—	▲1	▲1	—	▲2	▲2	▲4
北広島町	▲35	▲14	▲50	▲1	▲14	▲14	▲64
大崎上島町	▲2	▲1	▲3	▲1	▲10	▲11	▲13
世羅町	▲8	▲10	▲18	▲2	▲7	▲9	▲27
神石高原町	▲10	+4	▲6	▲1	▲5	▲6	▲12
水道用水供給事業	+55	▲149	▲95	▲19	▲5	▲23	▲118
合計	▲238	▲363	▲601	▲63	▲315	▲378	▲979

※ 1 億円未満は四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合がある。

※ 水道用水供給事業の効果額は、構成団体向けの料金を 8%減額（水道用水供給事業の統合効果を還元）した後の数値を表示している。なお、8%減額前の県の効果額は、次表のとおりである。

【参考】県の効果額（構成団体の用水受水費 8%減額の反映前）

広島用水	+18	▲89	▲71	▲15	▲63	▲78	▲149
広島西部用水	+21	▲17	+4	▲2	▲25	▲27	▲23
沼田川用水	+16	▲44	▲27	▲1	▲54	▲55	▲83
合計	+55	▲149	▲95	▲19	▲142	▲161	▲256

まとめ

1 サービスの向上

- 単独経営を維持する場合と比べ、料金上昇の抑制が可能

＜水道料金（供給単価）＞ ※水道事業の平均

令和2年度	単独経営		統合	
	令和14年度	令和44年度	令和14年度	令和44年度
219 円/m ³	290 円/m ³	474 円/m ³	251 円/m ³	397 円/m ³

- 水道用水供給事業の構成団体向けの料金を8%減額
- 給水契約の受付、給水装置工事の受付・審査のインターネット化や、水道料金のスマートフォン決済・コンビニエンスストア納付の拡充など、新規サービスを導入し、利便性を向上

2 施設・維持管理の最適化

- 浄水場を1/2に集約するなど、余剰な施設を最適化
- 施設の再編整備や維持管理の効率化、DXの推進、国交付金の交付により、40年間で979億円（24億円/年）の効果
- 企業団の組織力、技術力や国交付金を活用し、全国平均を下回っている基幹管路の耐震化率を全国平均以上に引き上げるなど施設の強靱化を図るとともに、海底管の二重化や緊急時連絡管の整備などバックアップ機能を強化し、給水安定性を向上

＜基幹管路の耐震化率＞ ※企業団全体の数値

令和元年度		令和14年度	
耐震化率	全国平均	耐震化率	全国平均
34.3%	40.9%	54.9%	50.4%

3 組織・管理体制の強化

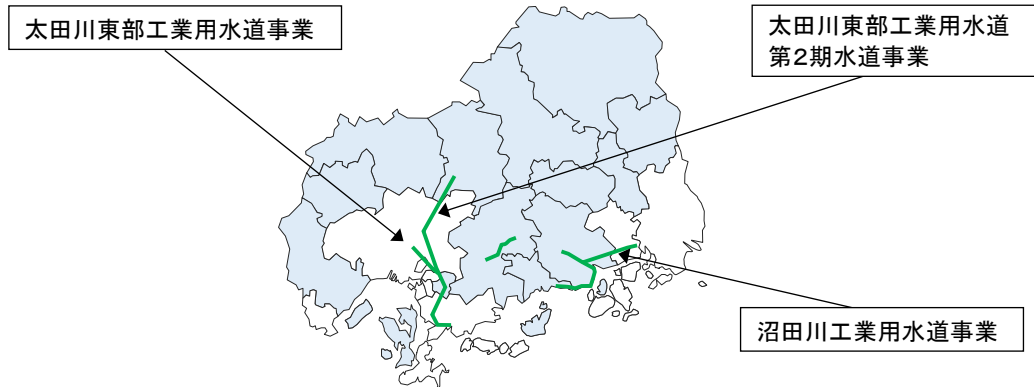
- 水道の専門知識や技能を有する人材を確保
- 構成団体間の支援体制や市町との緊密な連携体制の構築、応急給水体制の充実などにより、危機管理体制が強化
- すべての事業会計で、単独経営を維持する場合と比べ、収支が改善し、経営が安定

第8章 工業用水道事業

1 概況

- 県は、工業用水道事業3事業を経営しており、化学工業，鉄鋼業，パルプ・紙・紙加工品製造業，輸送用機械器具製造業などの34者に工業用水を供給している。工業用水道事業3事業を合わせた給水収益は19億円/年である。
- 工業用水道施設は、水道用水供給事業の浄水場や管路の一部と施設を共有しており、水道用水供給事業と一体的に運営されている。

<工業用水道事業の概況>



事業	ユーザー数 (者)	施設		1日最大 給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	給水収益 (千円)
		浄水場 (施設数)	管路 (km)		
太田川東部工水	5	2	53.1	190,347	978,064
太田川2期工水	7	2	53.6	30,772	654,880
沼田川工水	22	3	60.4	24,497	305,887
合計	34	7	167.1	245,616	1,938,831

2 将来見通しと課題

3 業務運営計画

4 施設整備計画

5 財政運営計画

【参考】事業別の収支シミュレーション（料金据置ケース）

1 水道事業等

(1) 全体（各事業の合計）

単位：百万円、税抜

<企業団> a

		実績値	将来推計		企業団事業計画										参考		
			2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34
収入	営業収益	19,753	19,492	19,171	19,168	18,940	18,838	18,727	18,668	18,512	18,408	18,306	18,245	18,087	16,918	15,811	14,857
	給水収益	19,424	19,182	18,835	18,860	18,631	18,529	18,419	18,361	18,205	18,100	17,999	17,937	17,779	16,610	15,504	14,549
	一般会計繰入金	51	50	46	46	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	その他	278	259	290	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262
	営業外収益	5,683	5,412	5,463	5,617	5,548	5,462	5,524	5,468	5,518	5,642	5,794	5,769	5,760	4,762	3,407	3,079
	長期前受金戻入	3,073	3,092	3,073	3,236	3,249	3,282	3,464	3,553	3,702	3,883	4,087	4,128	4,243	3,524	2,300	1,975
	一般会計繰入金	1,375	1,239	1,221	1,098	1,039	969	902	810	770	737	730	713	713	581	486	487
	その他	1,235	1,082	1,170	1,283	1,259	1,211	1,158	1,104	1,046	1,021	977	928	804	657	621	618
	特別利益	65	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	25,501	24,904	24,695	24,785	24,488	24,300	24,251	24,136	24,030	24,050	24,100	24,013	23,847	21,679	19,218	17,936
	支出	営業費用	19,728	20,131	20,534	20,162	20,321	20,495	20,859	21,079	21,146	21,862	22,144	22,164	22,386	22,882	23,106
人件費		1,908	1,903	1,971	2,021	2,021	2,021	1,994	1,968	1,941	1,915	1,888	1,862	1,835	1,835	1,835	1,835
動力費		941	981	972	906	895	889	879	871	867	845	839	833	812	749	697	651
薬品費		96	113	112	77	76	75	75	74	73	75	75	74	73	67	62	58
委託費		3,930	4,168	4,367	3,962	4,006	4,032	3,936	4,007	3,896	3,982	3,932	3,821	3,853	3,875	3,852	3,842
修繕費		721	809	1,038	721	720	720	715	714	714	713	712	709	686	683	687	687
減価償却費		10,443	10,445	10,326	10,613	10,860	11,034	11,651	11,792	12,027	12,635	12,993	13,267	13,660	14,257	14,712	16,086
その他		1,689	1,713	1,748	1,864	1,744	1,724	1,610	1,653	1,628	1,698	1,705	1,597	1,468	1,415	1,261	1,215
営業外費用		1,171	1,025	922	830	760	697	642	597	561	532	505	487	476	551	649	707
支払利息		1,114	980	876	786	717	654	599	554	518	489	462	444	433	508	606	664
その他		57	45	45	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
特別損失	86	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	20,985	21,161	21,455	20,992	21,082	21,192	21,500	21,676	21,707	22,394	22,649	22,651	22,862	23,433	23,755	25,081	
損益	4,516	3,743	3,239	3,793	3,406	3,108	2,751	2,460	2,322	1,656	1,450	1,362	985	▲1,754	▲4,537	▲7,145	

資本的収支	収入																
	企業債	2,086	2,436	3,328	3,864	3,180	2,688	2,636	2,620	2,604	2,315	2,577	2,579	2,544	3,149	3,546	3,801
	一般会計繰入金	2,214	2,405	2,385	2,460	4,957	6,708	6,849	6,470	6,521	6,013	4,902	3,838	2,847	357	293	285
	国交付金	1,340	1,829	1,707	1,882	4,534	6,528	6,585	6,494	6,251	5,808	4,721	3,782	2,532	538	680	724
	その他	544	309	1,309	285	288	316	343	370	342	432	398	354	240	240	240	240
	計	6,184	6,979	8,729	8,492	12,959	16,240	16,412	15,954	15,717	14,568	12,598	10,553	8,164	4,284	4,760	5,051
	支出																
	建設改良費	9,775	13,963	14,166	15,169	17,886	20,123	20,403	20,260	20,310	18,817	18,449	16,895	15,230	12,392	14,499	14,285
	企業債償還金	6,104	6,037	6,112	5,811	5,505	5,194	4,945	4,314	3,967	3,603	3,279	2,984	2,709	2,489	3,133	3,366
	その他	14	4	1,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15,893	20,004	21,298	20,980	23,391	25,318	25,348	24,575	24,277	22,421	21,729	19,880	17,938	14,881	17,631	17,652	
差引	▲9,709	▲13,026	▲12,569	▲12,488	▲10,433	▲9,077	▲8,936	▲8,620	▲8,559	▲7,853	▲9,131	▲9,326	▲9,775	▲10,597	▲12,872	▲12,600	

資金残高	42,256	39,960	37,526	35,851	36,083	37,528	39,224	41,020	42,847	45,134	46,102	47,000	47,321	31,419	▲6,565	▲61,265
企業債残高	66,977	63,376	60,591	58,644	56,319	53,812	51,503	49,809	48,446	47,158	46,456	46,051	45,886	54,027	61,543	66,892

水道事業 供給単価 (円/m) [※]	218	221	220	220	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	218	218
水道事業 給水原価 (円/m) [※]	227	226	226	226	227	228	231	232	233	240	242	242	246	281	315	360

用水事業 供給単価 (円/m)	117	117	116	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112
用水事業 給水原価 (円/m)	92	98	105	93	95	97	98	99	98	101	102	101	102	109	125	137

単位：百万円、税抜

<単独経営> b

	実績値	将来推計												参考				
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44	
収入	営業収益	19,753	19,492	19,171	19,168	18,940	18,838	18,749	18,691	18,534	18,430	18,328	18,266	18,108	16,918	15,811	14,857	
	給水収益	19,424	19,182	18,835	18,860	18,631	18,529	18,442	18,384	18,227	18,123	18,021	17,959	17,801	16,610	15,504	14,549	
	一般会計繰入金	51	50	46	46	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	
	その他	278	259	290	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	262	
	営業外収益	5,683	5,412	5,463	5,674	5,601	5,459	5,276	5,076	4,975	4,809	4,752	4,619	4,439	3,639	2,856	2,541	
	長期前受金戻入	3,073	3,092	3,073	3,236	3,240	3,197	3,115	3,061	3,059	2,991	3,003	2,941	2,893	2,400	1,748	1,436	
	一般会計繰入金	1,375	1,239	1,221	1,156	1,102	1,051	1,002	911	870	797	772	751	743	582	486	488	
	その他	1,235	1,082	1,170	1,283	1,259	1,211	1,158	1,104	1,046	1,021	977	928	804	657	621	618	
	特別利益	65	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	25,501	24,904	24,695	24,843	24,541	24,297	24,026	23,767	23,510	23,239	23,080	22,886	22,548	20,556	18,667	17,398	
	支出	営業費用	19,728	20,113	20,505	19,962	20,326	20,523	21,142	21,399	21,540	21,953	22,316	22,640	22,884	23,724	24,097	25,308
		人件費	1,908	1,903	1,971	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021	2,021
		動力費	941	981	972	906	892	886	880	876	868	862	856	853	845	784	727	679
		薬品費	96	113	112	92	91	90	89	89	88	87	87	86	85	79	73	67
委託費		3,930	4,168	4,367	3,967	4,012	4,038	3,965	4,058	3,964	4,075	4,056	3,970	4,023	4,052	4,027	4,019	
修繕費		721	809	1,038	721	721	721	721	721	721	721	721	721	721	721	721	721	
減価償却費		10,443	10,445	10,326	10,592	10,937	11,140	11,827	11,977	12,233	12,556	12,900	13,378	13,589	14,561	15,178	16,497	
その他		1,689	1,695	1,719	1,664	1,653	1,627	1,641	1,657	1,647	1,632	1,674	1,611	1,600	1,507	1,351	1,305	
営業外費用		1,171	1,025	922	830	777	745	727	705	689	679	675	674	675	765	800	801	
支払利息		1,114	980	876	786	734	702	684	662	646	636	631	631	632	722	757	758	
その他		57	45	45	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	
特別損失		86	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		20,985	21,143	21,427	20,792	21,102	21,268	21,870	22,104	22,230	22,632	22,990	23,313	23,558	24,489	24,897	26,109	
損益		4,516	3,761	3,268	4,051	3,439	3,030	2,156	1,663	1,280	607	90	▲428	▲1,011	▲3,933	▲6,230	▲8,711	

資本的収支	収入	企業債	2,086	2,436	3,326	5,501	6,291	6,513	4,856	4,652	4,542	4,556	4,471	4,104	4,435	4,097	3,879	4,390
		一般会計繰入金	2,214	2,405	2,315	1,298	1,217	1,158	1,071	970	862	791	739	648	618	360	309	290
		国交付金	1,340	1,829	1,707	892	1,220	1,366	1,378	1,729	1,614	1,351	942	841	613	589	696	681
		その他	544	309	292	282	282	282	282	282	240	240	240	240	240	240	240	240
		計	6,184	6,979	7,640	7,973	9,010	9,318	7,587	7,633	7,258	6,938	6,393	5,833	5,906	5,287	5,124	5,601
	支出	建設改良費	9,775	13,963	14,049	16,634	17,292	18,373	17,301	17,493	18,028	17,222	17,531	16,234	16,567	14,136	14,871	15,362
		企業債償還金	6,104	6,037	6,112	5,811	5,505	5,194	4,945	4,314	3,967	3,661	3,448	3,290	3,096	3,462	4,451	3,995
		その他	14	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	15,893	20,004	20,164	22,445	22,798	23,568	22,245	21,807	21,994	20,883	20,979	19,524	19,664	17,597	19,322	19,357
		差引	▲9,709	▲13,026	▲12,524	▲14,472	▲13,788	▲14,250	▲14,658	▲14,175	▲14,736	▲13,945	▲14,586	▲13,691	▲13,757	▲12,311	▲14,198	▲13,756

資金残高	42,256	39,978	37,619	34,196	31,193	27,585	23,504	19,652	15,146	11,156	6,379	2,541	▲1,673	▲40,111	▲97,387	▲169,799
企業債残高	66,977	63,376	60,589	60,279	61,065	62,383	62,295	62,633	63,208	64,102	65,125	65,939	67,278	75,371	75,692	76,244

水道事業 供給単価 (円/㎡) [※]	218	221	220	220	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	218	218
水道事業 給水原価 (円/㎡) [※]	227	226	226	229	233	235	245	249	254	259	264	269	275	314	346	394

用水事業 供給単価 (円/㎡)	117	117	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116
用水事業 給水原価 (円/㎡)	92	98	105	93	96	98	100	101	101	105	107	109	110	119	131	141

<差引> a-b

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考		
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34
損益	0	▲18	▲29	▲258	▲32	79	595	797	1,042	1,049	1,360	1,790	1,996	2,179	1,694	1,567
資金残高	0	▲18	▲92	1,655	4,890	9,943	15,721	21,368	27,702	33,978	39,723	44,459	48,993	71,530	90,822	108,534
企業債残高	0	0	2	▲1,635	▲4,746	▲8,571	▲10,792	▲12,824	▲14,762	▲16,944	▲18,670	▲19,889	▲21,393	▲21,344	▲14,149	▲9,352
水道事業 給水原価 (円/㎡) [※]	0	0	0	▲3	▲6	▲7	▲15	▲17	▲20	▲19	▲22	▲26	▲28	▲33	▲31	▲34
用水事業 給水原価 (円/㎡)	0	0	0	0	▲0	▲1	▲2	▲2	▲3	▲4	▲5	▲8	▲9	▲9	▲6	▲4

※水道事業の供給単価と給水原価は、15市町の水道事業と簡易水道事業の加重平均値である。

(10) 江田島市

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	718	675	665	657	646	637	627	619	609	600	591	584	573	495	435	391
	うち給水収益	668	630	620	612	601	591	582	574	564	555	546	538	528	450	390	346
	営業外収益	78	77	73	71	72	76	79	84	86	90	92	92	93	82	55	58
	計	796	752	738	728	717	713	706	703	695	690	683	675	666	577	490	448
支出	営業費用	605	598	583	596	588	607	599	614	617	604	606	603	615	612	617	627
	うち維持管理費	387	386	385	389	381	379	361	358	353	350	347	345	341	339	334	330
	営業外費用	20	17	16	19	21	23	24	25	28	29	30	31	32	33	30	27
	計	625	616	598	614	610	630	623	639	645	633	636	635	647	645	647	655
損益	171	136	140	114	108	83	83	64	50	58	48	41	19	▲69	▲157	▲206	
建設改良費	103	124	700	696	696	714	635	682	665	410	435	431	440	214	214	214	
資金残高	1,703	1,843	1,902	1,964	2,050	2,146	2,265	2,328	2,411	2,482	2,545	2,601	2,657	2,491	1,217	▲322	
企業債残高	1,210	1,175	1,536	1,854	2,055	2,200	2,309	2,618	2,770	2,899	3,038	3,186	3,276	3,300	2,904	2,704	
供給単価 (円/㎡)	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	718	675	665	657	646	637	627	619	609	600	591	584	573	495	435	391
	うち給水収益	668	630	620	612	601	591	582	574	564	555	546	538	528	450	390	346
	営業外収益	78	77	73	71	72	74	73	70	71	75	76	85	85	77	55	57
	計	796	752	738	728	717	710	700	689	680	675	667	669	658	572	490	448
支出	営業費用	605	598	582	593	593	612	617	635	642	630	634	664	677	680	688	699
	うち維持管理費	387	385	384	385	384	383	381	381	379	378	377	376	375	366	360	355
	営業外費用	20	17	16	19	21	25	29	33	36	40	44	47	49	52	40	30
	計	625	615	597	612	614	637	646	677	670	677	670	677	711	726	732	728
損益	171	137	141	117	103	73	54	22	3	5	▲10	▲43	▲68	▲160	▲239	▲281	
建設改良費	103	124	707	706	651	696	635	690	1,031	777	801	431	476	214	214	214	
資金残高	1,703	1,844	1,903	1,966	2,006	2,025	2,044	2,069	2,037	2,013	1,964	1,944	1,879	528	▲2,111	▲4,674	
企業債残高	1,210	1,175	1,542	1,868	2,245	2,676	3,084	3,419	3,897	4,248	4,628	4,800	5,036	5,082	3,780	2,912	
供給単価 (円/㎡)	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	

(11) 熊野町

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	446	446	435	431	424	420	414	409	402	397	391	387	380	329	288	254
	うち給水収益	411	420	415	411	405	400	394	390	383	377	372	367	360	309	269	234
	営業外収益	61	39	39	37	36	36	38	37	38	41	43	40	41	42	33	32
	計	522	485	473	468	460	455	451	447	441	438	434	427	421	371	322	285
支出	営業費用	445	434	426	413	406	404	401	399	395	407	407	398	398	410	383	379
	うち維持管理費	376	369	361	347	341	340	331	331	327	326	323	321	317	300	284	270
	営業外費用	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	449	434	426	413	406	404	401	399	395	407	407	398	398	410	383	379
損益	73	51	47	56	54	52	50	48	45	31	27	29	24	▲39	▲61	▲94	
建設改良費	55	75	74	75	75	113	92	118	165	176	165	132	141	116	116	116	
資金残高	1,036	1,061	1,082	1,115	1,155	1,175	1,211	1,225	1,202	1,171	1,139	1,125	1,098	689	▲96	▲1,108	
企業債残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
供給単価 (円/㎡)	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	446	446	435	431	424	420	414	409	402	397	391	387	380	329	288	254
	うち給水収益	411	420	415	411	405	400	394	390	383	377	372	367	360	309	269	234
	営業外収益	61	39	39	37	36	35	34	34	34	34	35	34	35	37	32	30
	計	522	485	473	468	460	455	448	443	437	431	426	421	415	366	321	284
支出	営業費用	445	434	425	425	422	421	427	443	441	439	438	429	430	426	418	414
	うち維持管理費	376	368	360	360	358	357	357	357	355	354	352	350	347	325	308	293
	営業外費用	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	449	434	425	425	422	421	427	443	441	439	438	429	430	426	418	414
損益	73	52	48	43	38	35	21	1	▲4	▲8	▲11	▲8	▲15	▲60	▲98	▲130	
建設改良費	55	75	72	99	71	123	134	109	108	119	140	134	151	116	144	116	
資金残高	1,036	1,061	1,086	1,080	1,098	1,059	1,004	970	934	907	843	782	685	▲250	▲1,446	▲2,722	
企業債残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
供給単価 (円/㎡)	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	239	

(12) 安芸太田町

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画												2042	2052	2062	
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	R24	R34	R44	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14				
収入	営業収益	81	78	76	75	73	72	70	69	67	66	65	64	62	51	42	35
	うち給水収益	81	78	76	75	73	72	70	69	67	66	65	64	62	51	42	35
	営業外収益	7	7	7	74	74	74	77	79	79	78	80	78	80	62	60	68
計	88	85	83	148	147	146	147	148	146	144	144	142	143	112	101	103	
支出	営業費用	70	70	70	144	142	141	142	144	142	141	143	137	139	130	112	128
	うち維持管理費	70	70	70	72	69	68	62	62	60	60	60	59	59	60	59	59
	営業外費用	13	12	12	11	10	9	9	8	8	7	7	6	6	4	5	6
計	83	82	81	154	152	150	151	153	150	148	150	143	145	134	117	134	
損益	6	3	1	▲6	▲4	▲5	▲4	▲5	▲4	▲5	▲6	▲1	▲2	▲22	▲16	▲31	
建設改良費	58	74	28	76	71	107	71	59	56	69	81	66	50	31	71	71	
資金残高	72	103	108	117	126	139	153	164	175	186	198	206	211	142	▲17	▲263	
企業債残高	592	585	549	533	516	513	499	477	455	437	423	408	392	357	448	509	
供給単価 (円/㎡)	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画												2042	2052	2062	
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	R24	R34	R44	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14				
収入	営業収益	81	78	76	75	73	72	70	69	67	66	65	64	62	51	42	35
	うち給水収益	81	78	76	75	73	72	70	69	67	66	65	64	62	51	42	35
	営業外収益	7	7	7	74	74	74	77	76	75	77	78	80	80	62	60	68
計	88	85	83	148	147	146	144	146	143	141	142	142	143	112	101	102	
支出	営業費用	70	69	69	140	141	140	146	149	148	147	149	145	147	135	118	133
	うち維持管理費	70	69	69	69	68	68	69	69	69	68	68	68	67	66	65	64
	営業外費用	13	12	12	10	10	9	9	8	8	7	7	7	5	6	6	6
計	83	81	80	151	151	150	155	157	156	154	157	152	154	141	123	139	
損益	6	3	2	▲2	▲3	▲4	▲11	▲12	▲13	▲13	▲15	▲10	▲11	▲28	▲22	▲37	
建設改良費	58	74	27	76	71	94	71	59	56	69	81	66	50	31	71	71	
資金残高	72	103	109	123	135	152	162	168	172	178	184	185	180	41	▲192	▲504	
企業債残高	592	585	548	536	526	534	531	516	500	490	486	475	457	416	472	510	
供給単価 (円/㎡)	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173	

(13) 北広島町

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画												2042	2052	2062	
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	R24	R34	R44	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14				
収入	営業収益	249	254	252	251	249	247	245	245	242	241	239	239	237	222	209	197
	うち給水収益	239	244	242	241	239	238	236	235	233	231	230	229	227	213	199	188
	営業外収益	312	307	302	242	236	217	218	190	163	218	220	218	224	192	153	149
計	561	561	554	493	485	464	463	435	406	459	460	457	460	414	361	347	
支出	営業費用	424	416	408	403	401	400	445	435	433	503	509	499	499	472	406	478
	うち維持管理費	180	181	182	183	180	179	164	164	161	161	161	160	159	169	168	167
	営業外費用	39	35	32	28	28	27	28	29	29	29	29	29	28	30	38	52
計	463	451	440	431	428	427	473	464	462	532	538	528	528	503	444	530	
損益	98	109	114	61	56	37	▲10	▲29	▲56	▲72	▲78	▲71	▲67	▲88	▲83	▲183	
建設改良費	53	111	112	649	921	970	915	421	476	186	161	164	160	167	270	347	
資金残高	461	504	559	558	561	572	607	663	717	799	884	962	1,035	1,653	1,563	979	
企業債残高	1,769	1,655	1,553	1,673	1,805	1,952	2,109	2,150	2,252	2,243	2,249	2,255	2,260	2,573	3,388	4,761	
供給単価 (円/㎡)	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画												2042	2052	2062	
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	R24	R34	R44	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14				
収入	営業収益	249	254	252	251	249	247	245	245	242	241	239	239	237	222	209	197
	うち給水収益	239	244	242	241	239	238	236	235	233	231	230	229	227	213	199	188
	営業外収益	312	307	302	299	298	298	296	268	238	228	210	204	200	141	132	129
計	561	561	554	550	547	545	542	513	480	469	450	443	437	364	341	326	
支出	営業費用	424	415	407	400	398	397	599	591	595	595	602	595	596	456	469	550
	うち維持管理費	180	181	180	180	180	181	181	181	181	180	180	180	179	178	177	177
	営業外費用	39	35	32	28	40	54	69	68	68	69	69	68	67	62	58	65
計	463	451	439	428	438	451	668	659	663	664	671	663	663	517	527	615	
損益	98	110	115	122	109	94	▲126	▲147	▲183	▲195	▲221	▲221	▲226	▲154	▲186	▲288	
建設改良費	53	111	113	1,541	1,793	1,807	123	163	165	186	161	164	195	209	352	402	
資金残高	461	505	561	620	673	738	815	915	1,010	1,050	1,023	931	832	▲655	▲3,179	▲5,078	
企業債残高	1,769	1,655	1,554	2,878	4,459	6,074	6,041	6,096	6,177	6,222	6,203	6,127	6,079	5,569	5,177	6,108	
供給単価 (円/㎡)	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	

(14) 大崎上島町

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画															
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44	
収入	営業収益	263	275	316	313	308	305	301	299	294	291	288	286	282	255	235	220
	うち給水収益	261	272	314	311	306	302	299	296	292	289	286	283	279	253	233	218
	営業外収益	207	187	183	180	170	162	165	162	161	160	161	156	156	107	56	40
	計	490	461	499	492	478	467	466	460	455	451	449	441	437	362	291	260
支出	営業費用	428	426	428	415	405	399	399	397	394	395	401	392	396	369	327	323
	うち維持管理費	279	280	283	269	262	255	248	247	245	244	242	241	239	231	224	218
	営業外費用	19	18	17	16	16	15	14	13	13	12	12	12	11	14	17	19
	計	472	444	445	431	421	413	413	410	407	407	413	404	408	383	344	342
損益	18	17	54	61	57	54	53	50	48	43	36	37	30	▲21	▲53	▲82	
建設改良費	36	52	78	93	88	115	84	94	122	113	127	139	94	119	114	86	
資金残高	78	99	146	206	268	328	393	451	506	558	604	646	685	753	333	▲447	
企業債残高	886	873	876	866	844	814	785	766	747	727	719	718	718	1,067	1,381	1,535	
供給単価 (円/㎡)	230	230	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画															
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44	
収入	営業収益	263	275	316	313	308	305	301	299	294	291	288	286	282	255	235	220
	うち給水収益	261	272	314	311	306	302	299	296	292	289	286	283	279	253	233	218
	営業外収益	207	187	183	180	170	162	162	159	157	155	156	152	152	104	56	40
	計	490	461	499	492	478	467	463	457	451	447	444	438	434	359	291	260
支出	営業費用	428	426	427	428	421	415	420	418	418	420	427	421	425	394	352	347
	うち維持管理費	279	279	282	283	277	271	271	271	269	269	267	266	265	253	245	239
	営業外費用	19	18	17	16	16	15	15	14	14	14	14	14	14	17	19	20
	計	472	444	444	444	437	430	435	433	432	434	441	435	439	411	370	368
損益	18	18	55	48	41	37	28	24	19	12	3	3	▲5	▲52	▲79	▲107	
建設改良費	36	52	76	110	91	103	84	94	141	124	127	139	96	118	114	91	
資金残高	78	99	148	189	229	263	297	325	341	352	361	363	362	53	▲765	▲1,902	
企業債残高	886	873	875	891	891	902	900	906	940	966	990	1,023	1,047	1,326	1,496	1,607	
供給単価 (円/㎡)	230	230	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	268	

(15) 世羅町

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画															
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44	
収入	営業収益	196	195	192	190	187	185	182	180	177	175	173	171	168	146	127	112
	うち給水収益	196	195	192	190	187	184	182	180	177	175	173	171	168	146	127	111
	営業外収益	157	266	261	257	256	254	249	255	260	273	277	268	255	252	168	198
	計	353	461	453	447	443	439	431	435	438	448	450	439	423	398	295	310
支出	営業費用	360	353	350	355	352	352	346	357	365	385	389	376	363	417	335	454
	うち維持管理費	160	160	161	166	161	159	149	148	145	144	140	134	133	132	141	139
	営業外費用	29	25	21	16	12	8	5	4	3	2	1	1	1	0	0	0
	計	389	378	371	371	364	360	351	360	367	387	390	377	363	417	335	454
損益	▲36	83	82	76	79	78	79	75	70	61	60	62	60	▲19	▲40	▲144	
建設改良費	53	60	104	223	379	383	433	482	399	358	383	157	128	292	381	271	
資金残高	1,477	1,503	1,488	1,466	1,410	1,382	1,369	1,368	1,398	1,446	1,488	1,613	1,744	1,180	362	▲609	
企業債残高	1,516	1,324	1,128	952	785	647	538	461	390	323	269	224	183	0	0	0	
供給単価 (円/㎡)	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考			
		企業団事業計画															
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44	
収入	営業収益	196	195	192	190	187	185	182	180	177	175	173	171	168	146	127	112
	うち給水収益	196	195	192	190	187	184	182	180	177	175	173	171	168	146	127	111
	営業外収益	157	266	261	257	254	252	239	241	239	244	244	232	219	216	159	179
	計	353	461	453	447	441	436	421	421	416	419	417	403	387	362	286	290
支出	営業費用	360	353	349	348	352	356	361	372	373	394	396	387	375	464	361	455
	うち維持管理費	160	160	160	159	159	159	160	159	159	159	159	158	158	157	152	151
	営業外費用	29	25	21	16	12	8	5	4	3	2	1	1	1	0	0	0
	計	389	377	369	364	364	366	376	376	396	397	388	376	464	361	455	
損益	▲36	84	83	83	78	72	55	45	40	23	20	15	11	▲102	▲75	▲164	
建設改良費	53	60	102	194	201	307	280	256	328	170	237	157	146	350	308	413	
資金残高	1,477	1,504	1,491	1,390	1,291	1,088	937	842	675	670	603	615	634	▲2,052	▲2,689	▲4,103	
企業債残高	1,516	1,324	1,128	952	785	647	538	461	390	323	269	224	183	0	0	0	
供給単価 (円/㎡)	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	

(16) 神石高原町

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考		
		企業団事業計画														
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入																
営業収益	112	107	106	105	103	102	101	100	99	98	97	96	95	86	80	77
うち給水収益	106	102	100	99	98	96	95	94	93	92	91	90	89	81	75	71
営業外収益	25	24	38	145	145	144	140	142	137	150	157	158	163	182	138	154
計	137	132	144	250	248	246	241	242	236	248	253	254	258	269	218	230
支出																
営業費用	99	99	100	273	262	262	255	256	249	259	264	257	264	287	229	262
うち維持管理費	99	99	100	105	101	100	97	96	95	94	91	89	88	84	84	84
営業外費用	17	15	14	13	12	11	10	10	9	9	8	8	8	7	7	8
計	116	115	114	286	274	273	265	266	258	268	272	266	272	294	236	271
損益	21	17	30	▲35	▲27	▲27	▲24	▲24	▲22	▲20	▲18	▲12	▲14	▲25	▲18	▲40
建設改良費	60	140	121	162	172	196	191	177	195	194	182	142	149	113	170	165
資金残高	23	13	7	55	24	▲13	▲45	▲76	▲106	▲134	▲161	▲179	▲199	▲361	▲620	▲965
企業債残高	917	886	844	819	795	774	759	741	736	736	730	723	718	679	711	825
供給単価 (円/㎡)	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考		
		企業団事業計画														
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入																
営業収益	112	107	106	105	103	102	101	100	99	98	97	96	95	86	80	77
うち給水収益	106	102	100	99	98	96	95	94	93	92	91	90	89	81	75	71
営業外収益	25	24	38	145	144	144	139	141	139	152	161	167	174	206	141	180
計	137	132	144	250	247	246	240	241	238	250	258	263	268	292	221	257
支出																
営業費用	99	99	99	267	260	264	260	262	260	271	278	280	288	332	249	310
うち維持管理費	99	99	99	99	99	99	100	100	100	100	100	100	100	101	101	101
営業外費用	17	15	14	13	12	11	10	10	9	9	9	8	8	8	8	10
計	116	114	113	279	271	275	270	272	269	280	286	288	296	340	257	320
損益	21	17	31	▲29	▲24	▲29	▲30	▲31	▲32	▲30	▲29	▲26	▲28	▲48	▲35	▲63
建設改良費	60	140	119	152	209	184	211	213	170	184	182	151	161	113	211	165
資金残高	23	13	9	63	31	▲5	▲41	▲79	▲113	▲146	▲182	▲213	▲247	▲597	▲1,054	▲1,627
企業債残高	917	886	843	815	804	786	776	768	756	753	747	743	744	768	805	992
供給単価 (円/㎡)	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247	247

(17) 県広島水道用水供給事業

<企業団>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考		
		企業団事業計画														
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入																
営業収益	5,277	5,137	5,002	4,817	4,704	4,682	4,660	4,654	4,620	4,602	4,588	4,585	4,676	4,494	4,316	4,158
うち給水収益	5,216	5,086	4,914	4,756	4,643	4,621	4,599	4,594	4,559	4,542	4,528	4,525	4,616	4,433	4,255	4,097
営業外収益	597	575	686	746	788	780	814	810	853	873	880	873	817	716	574	428
計	5,874	5,712	5,688	5,563	5,492	5,462	5,474	5,464	5,473	5,476	5,469	5,458	5,494	5,210	4,890	4,586
支出																
営業費用	4,284	4,595	5,011	4,323	4,505	4,634	4,690	4,707	4,775	4,959	4,960	4,851	4,945	5,088	5,592	5,606
うち維持管理費	2,050	2,292	2,730	2,102	2,122	2,166	2,083	2,131	2,108	2,223	2,209	2,064	2,086	2,038	1,881	1,834
営業外費用	235	203	173	144	118	96	77	62	49	39	30	23	17	1	1	1
計	4,522	4,803	5,184	4,467	4,624	4,731	4,767	4,769	4,824	4,998	4,990	4,874	4,962	5,089	5,593	5,607
損益	1,353	909	504	1,096	868	731	707	695	649	478	479	585	532	122	▲703	▲1,021
建設改良費	4,024	4,910	4,351	2,237	3,033	3,838	4,955	4,552	5,191	3,838	4,463	4,366	3,625	2,166	4,040	3,657
資金残高	10,155	9,215	7,243	7,072	7,113	7,450	7,745	8,215	8,377	9,091	8,979	8,793	8,497	5,569	▲1,417	▲14,357
企業債残高	9,603	8,379	7,171	6,023	4,974	4,028	3,226	2,529	1,990	1,559	1,183	874	683	0	0	0
供給単価 (円/㎡)	120	120	120	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114

<単独経営>

単位：百万円、税抜

	実績値	将来推計												参考		
		企業団事業計画														
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入																
営業収益	5,277	5,137	5,002	5,043	4,929	4,906	4,884	4,878	4,843	4,825	4,811	4,808	4,779	4,592	4,409	4,247
うち給水収益	5,216	5,086	4,914	4,983	4,868	4,845	4,823	4,818	4,782	4,764	4,750	4,747	4,718	4,531	4,348	4,186
営業外収益	597	575	686	726	768	737	728	697	710	687	640	611	475	426	419	273
計	5,874	5,712	5,688	5,769	5,696	5,643	5,612	5,575	5,553	5,512	5,451	5,419	5,254	5,018	4,828	4,520
支出																
営業費用	4,284	4,593	5,006	4,263	4,484	4,614	4,684	4,693	4,771	4,917	4,966	5,040	4,969	5,107	5,605	5,561
うち維持管理費	2,050	2,289	2,725	2,092	2,115	2,159	2,088	2,142	2,129	2,251	2,245	2,107	2,121	2,074	1,918	1,870
営業外費用	235	203	173	144	118	96	77	62	49	39	30	23	17	1	1	1
計	4,522	4,800	5,179	4,407	4,603	4,710	4,761	4,755	4,819	4,956	4,996	5,062	4,986	5,108	5,606	5,562
損益	1,353	912	509	1,363	1,094	933	851	820	733	556	455	356	268	▲89	▲778	▲1,043
建設改良費	4,024	4,910	4,292	2,765	2,825	2,780	3,976	3,924	5,157	3,946	4,813	3,685	3,765	2,301	4,088	3,657
資金残高	10,155	9,217	8,295	7,654	7,066	6,546	5,030	3,563	1,011	▲421	▲2,843	▲3,954	▲5,175	▲6,542	▲11,803	▲22,535
企業債残高	9,603	8,379	7,171	6,023	4,974	4,028	3,226	2,529	1,990	1,559	1,183	874	683	0	0	0
供給単価 (円/㎡)	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120

(18) 県広島西部地域水道用水供給事業

単位：百万円、税抜

<企業団>		実績値	将来推計										参考				
			企業団事業計画														
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	2,164	2,140	2,138	2,052	2,055	2,052	2,058	2,061	2,053	2,051	2,049	2,052	2,083	2,046	2,004	1,964
	うち給水収益	2,164	2,140	2,138	2,052	2,055	2,052	2,058	2,061	2,053	2,051	2,049	2,052	2,083	2,046	2,004	1,964
	営業外収益	277	205	200	248	230	229	244	254	287	307	321	332	338	303	134	114
計		2,440	2,345	2,339	2,300	2,285	2,282	2,302	2,315	2,340	2,357	2,370	2,384	2,422	2,350	2,138	2,078
支出	営業費用	1,730	1,726	1,783	1,694	1,658	1,682	1,734	1,788	1,805	1,822	1,847	1,895	1,957	1,998	1,932	2,061
	うち維持管理費	808	870	939	835	817	817	823	856	799	784	780	788	836	820	810	802
	営業外費用	65	55	46	38	32	27	22	19	15	12	9	7	5	0	0	0
計		1,794	1,781	1,830	1,732	1,689	1,709	1,756	1,806	1,820	1,834	1,857	1,902	1,963	1,998	1,932	2,061
損益		646	564	509	569	595	572	545	509	520	524	513	481	459	351	205	17
建設改良費		205	322	1,033	1,722	1,178	1,638	1,102	1,423	744	928	728	508	507	1,197	1,129	723
資金残高		6,189	6,757	6,609	5,965	6,181	6,408	6,949	7,321	8,151	9,005	9,850	10,778	11,602	13,506	13,226	17,067
企業債残高		2,675	2,349	2,033	1,751	1,503	1,268	1,054	864	677	527	398	300	223	0	0	0
供給単価 (円/㎡)		109	109	109	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104

単位：百万円、税抜

<単独経営>		実績値	将来推計										参考				
			企業団事業計画														
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	2,164	2,140	2,138	2,142	2,145	2,143	2,140	2,143	2,135	2,133	2,131	2,134	2,125	2,088	2,045	2,005
	うち給水収益	2,164	2,140	2,138	2,142	2,145	2,143	2,140	2,143	2,135	2,133	2,131	2,134	2,125	2,088	2,045	2,005
	営業外収益	277	205	200	248	230	221	216	213	235	235	235	235	235	231	116	96
計		2,440	2,345	2,339	2,390	2,375	2,363	2,357	2,356	2,370	2,368	2,366	2,369	2,360	2,319	2,161	2,101
支出	営業費用	1,730	1,725	1,782	1,688	1,653	1,678	1,737	1,795	1,822	1,844	1,869	1,888	1,920	1,962	1,931	2,026
	うち維持管理費	808	868	938	834	817	817	829	867	815	805	805	818	856	840	831	824
	営業外費用	65	55	46	38	32	27	22	19	15	12	9	7	5	0	0	0
計		1,794	1,780	1,828	1,725	1,685	1,704	1,759	1,814	1,837	1,856	1,879	1,895	1,926	1,962	1,931	2,026
損益		646	565	511	664	690	659	598	542	533	512	488	474	434	357	230	75
建設改良費		205	322	1,009	1,749	1,178	1,615	1,022	1,253	534	478	348	258	510	1,197	1,129	723
資金残高		6,189	6,758	6,624	6,044	6,095	5,847	6,105	6,190	6,825	7,565	8,457	9,461	10,189	12,364	12,604	17,342
企業債残高		2,675	2,349	2,033	1,751	1,503	1,268	1,054	864	677	527	398	300	223	0	0	0
供給単価 (円/㎡)		109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109

(19) 県沼田川水道用水供給事業

単位：百万円、税抜

<企業団>		実績値	将来推計										参考				
			企業団事業計画														
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	2,248	2,210	2,202	2,169	2,155	2,147	2,160	2,159	2,145	2,138	2,130	2,127	2,114	2,034	1,962	1,899
	うち給水収益	2,248	2,210	2,202	2,169	2,155	2,147	2,160	2,159	2,145	2,138	2,130	2,127	2,114	2,034	1,962	1,899
	営業外収益	220	205	208	202	200	191	204	216	215	243	265	316	356	291	196	186
計		2,467	2,415	2,470	2,371	2,355	2,338	2,364	2,375	2,360	2,380	2,395	2,443	2,470	2,325	2,158	2,086
支出	営業費用	1,975	2,088	2,063	1,974	2,008	2,015	2,062	2,135	2,065	2,148	2,229	2,352	2,443	2,438	2,447	2,688
	うち維持管理費	1,055	1,141	1,161	1,089	1,115	1,088	1,072	1,095	1,067	1,053	1,068	1,041	1,027	1,014	989	978
	営業外費用	112	101	88	77	68	60	52	45	40	36	34	33	33	39	41	41
計		2,095	2,189	2,151	2,052	2,076	2,075	2,115	2,181	2,105	2,184	2,263	2,385	2,476	2,477	2,488	2,728
損益		372	226	319	320	279	263	250	194	255	196	132	58	▲6	▲152	▲330	▲643
建設改良費		383	1,454	933	732	2,079	2,489	2,343	2,329	3,011	3,405	2,934	3,012	2,979	1,529	1,099	1,309
資金残高		3,452	2,706	3,488	3,530	3,214	3,102	2,893	2,887	2,728	2,468	2,165	1,500	545	▲1,095	▲2,646	▲5,666
企業債残高		5,929	5,391	5,002	4,576	4,241	3,907	3,405	3,131	2,979	2,903	2,915	3,071	3,322	4,029	4,135	4,087
供給単価 (円/㎡)		118	118	118	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116	116

単位：百万円、税抜

<単独経営>		実績値	将来推計										参考				
			企業団事業計画														
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2042 R24	2052 R34	2062 R44
収入	営業収益	2,248	2,210	2,202	2,199	2,185	2,177	2,191	2,189	2,176	2,168	2,160	2,157	2,143	2,061	1,988	1,924
	うち給水収益	2,248	2,210	2,202	2,199	2,185	2,177	2,191	2,189	2,176	2,168	2,160	2,157	2,143	2,061	1,988	1,924
	営業外収益	220	205	208	222	221	203	185	172	159	157	144	157	177	155	154	145
計		2,467	2,415	2,470	2,421	2,405	2,379	2,376	2,362	2,335	2,325	2,304	2,314	2,320	2,216	2,142	2,069
支出	営業費用	1,975	2,087	2,061	2,009	2,060	2,067	2,063	2,123	2,031	2,104	2,149	2,225	2,318	2,454	2,490	2,666
	うち維持管理費	1,055	1,140	1,159	1,090	1,118	1,091	1,080	1,106	1,081	1,071	1,100	1,075	1,064	1,051	1,026	1,016
	営業外費用	112	101	88	77	69	62	56	50	46	44	44	45	48	54	49	40
計		2,095	2,188	2,149	2,086	2,130	2,129	2,118	2,173	2,077	2,148	2,193	2,270	2,367	2,509	2,539	2,706
損益		372	227	321	335	276	250	258	189	258	177	111	45	▲47	▲292	▲397	▲637
建設改良費		383	1,454	908	1,447	1,472	1,714	1,887	1,848	2,457	2,882	2,574	3,504	3,535	1,629	945	1,309
資金残高		3,452	2,707	2,485	1,883	1,382	846	53	▲369	▲1,230	▲2,505	▲3,635	▲5,543	▲7,536	▲9,747	▲10,887	▲13,599
企業債残高		5,929	5,391	4,999	4,743	4,460	4,241	3,892	3,729	3,758	3,935	4,149	4,608	5,106	5,494	4,739	4,019
供給単価 (円/㎡)		118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118

2 工業用水道事業

- (1) 全体（各事業の合計）

- (2) 太田川東部工業用水道事業

- (3) 太田川東部工業用水道第2期水道事業

- (4) 沼田川工業用水道事業

企業団規約素案（案）について

1 趣旨

企業団規約について、次のとおり素案（案）をとりまとめた。

2 内容（詳細は別紙）

項 目	主 な 内 容
名称 （第 1 条）	○ 広島県水道広域連合企業団（仮称）
組織する団体 （第 2 条）	○ 15 市町及び県
区域 （第 3 条）	○ 広島県内
処理する事務 （第 4 条）	○ 水道事業，水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）の経営に関する事務
広域計画の項目 （第 5 条）	○ 水道事業等の経営に関すること ○ 広域計画の期間及び改定に関すること
事務所の位置 （第 6 条）	○ 主たる事務所は，広島市内
議会 （第 7 ～10 条）	○ 企業団議会に関する事項（定数，任期，選挙の方法）
執行機関 （第 11～13 条）	○ 構成団体の長のうちから，構成団体の長による選挙で企業長を選任 ○ 企業長の任期は構成団体の長の任期 ○ 副企業長は，企業長が企業団議会の同意を得て選任（1 人）し，任期は 4 年
補助職員 （第 14 条）	○ 企業長，副企業長のほか，企業団に必要な職員を置く
監査委員 （第 15 条）	○ 企業長が企業団議会の同意を得て選任（2 人） （識見者：1 人 企業団議員：1 人） ○ 任期は 4 年
選挙管理委員会 （第 16 条）	○ 構成団体の選挙権を有する者のうちから，企業団議会において選挙により選任（4 人） ○ 任期は 4 年
財務 （第 17 条）	○ 経費は，水道料金，企業債，交付金，その他構成団体の負担金を充てる
委任 （第 18 条）	○ 規約の施行に際し，必要な事項は企業長が別に定める
附則	○ 施行日（総務大臣の許可があった日） ○ 施行日から令和 5 年 3 月 31 日まで，企業団が処理する事務は，事業開始までの準備行為とする ○ 構成団体の水道事業等の事務，資産等，債権債務は，企業団が承継

広島県水道広域連合企業団規約素案（案）

令和4年 月 日

（広域連合企業団の名称）

第1条 この広域連合企業団は、広島県水道広域連合企業団（仮称）（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する地方公共団体）

第2条 企業団は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（企業団の区域）

第3条 企業団の区域は、広島県内とする。

（企業団の処理する事務）

第4条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 水道事業の経営に関する事務
- (2) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務

（企業団の作成する広域計画の項目）

第5条 企業団が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道用水供給事業の経営に関すること。
- (3) 工業用水道事業の経営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（企業団の事務所の位置）

第6条 企業団の主たる事務所は、広島市に置く。

（企業団の議会の組織）

第7条 （調整中）

（企業団議員の選任の方法）

第8条 （調整中）

（企業団議員の任期）

第9条 （調整中）

（企業団の議会の議長及び副議長）

第10条 （調整中）

（企業団の執行機関の組織）

第11条 企業団に、企業長及び副企業長1人を置く。

2 企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

（企業団の執行機関の選任の方法）

第12条 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選任する。

2 前項の選挙は、企業団の事務所において行うものとする。ただし、これにより難しいときは、企業長が別に定めることができる。

3 企業長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、選任する。

(企業団の執行機関の任期)

第13条 企業長の任期は、構成団体の長としての任期による。

2 企業長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 副企業長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、企業団に必要な職員を置く。

(監査委員)

第15条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び企業団議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、企業団議員のうちから選任される者にあつては企業団議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会)

第16条 企業団に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の議員又は構成団体の長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選任する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(企業団の財務)

第17条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、構成団体との協議により定める。

(委任)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和5年3月31日までの間は、第4条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

(承継)

3 構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

4 令和5年3月31日において、構成団体が保有する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の資産、負債及び資本は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

今後のスケジュールについて

区 分		R3年度			R4年度										R5年度			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
水道企業団設立準備協議会	協議会〔首長〕		第3回 2/7 ・事業計画素案 ・企業団規約素案				第4回 ・事業計画案 ・企業団規約案											
	幹事会〔部局長〕	第2回 1/13 ・事業計画素案(案) ・企業団規約素案(案)	(随時協議)		第3回 ・組織・職員体制(案)		第4回 ・事業計画案(案) ・企業団規約案(案)	(随時協議)										
事業計画		素案の作成 ・営業業務の各業務について、具体的な内容を整理 ・収支シミュレーションの精査など		案の作成 ・素案の各項目(組織・職員計画、業務運営計画、施設整備計画、財政運営計画など)の精査など			事業計画策定											
企業団設立	設立手続	企業団規約の作成, 事前協議(総務省) (名称, 組織する団体, 処理する事務, 事務所の位置, 議会に関する事項, 執行機関に関する事項, 経費の支弁方法など)					企業団規約案	設立許可申請書の作成	許可申請(総務省)					企業団議会 ・企業団条例 ・R5年度企業団予算				
	組織体制	企業団事務局設置に向けた検討・準備 (組織機構, 人事制度, 条例・規程, 業務の引継内容など)												事務所の設置準備・業務引継				
		通信基盤・情報システムの仕様の検討		システム構築(先行発注)										○ HP開設	住民広報			
	事業認可	水道事業認可・工業用水道事業の届出に向けた準備, 事前協議(厚労省・経産省・県) (水需要予測や施設概要など水道事業認可や工業用水道事業の開始手続に必要な事項を整理)																水道: 認可申請(厚労省・県) 工水: 開始届(経産省)
市町・県の手続		2月議会 ・R4年度予算(準備協議会負担金)			○ 国交付金 ・R5概算要望			9月議会 ・企業団設立議案(企業団規約)					12月議会 ・企業団議会議員選挙		2月議会 ・水道, 工水事業条例の廃止			水道: 廃止許可申請(厚労省・県) 工水: 廃止届(経産省)

※スケジュールは、今後、変更されることがある。

令和4年度国交付金の制度改正について

1 趣 旨

- 県では、国に対し、経営統合に伴い特定簡易水道事業となる簡易水道事業について、国交付金の交付対象に含めるよう要望を行ってきた。
- その結果、国の令和4年度の予算案に、要望事項も含め、制度改正案が次のとおり盛り込まれることとなった。

2 制度改正案

①広域化に伴い特定簡易水道事業に該当する場合の経過措置

広域化（経営の一体化）に伴い、簡易水道事業が特定簡易水道事業に該当することになった場合において、一定期間に限り、引き続き簡易水道施設国庫補助金等の対象とする経過措置を設ける。

②旧簡易水道施設の施設整備

旧簡易水道事業の施設整備について、地方財政措置の対象要件を満たす簡易水道事業を統合した上水道事業を補助対象に加える。

③広域化に伴う水道施設の撤去費用

広域化に伴い施設の統廃合を行う場合、新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある廃止する水道施設（浄水場及び配水池）の撤去費用について、財政支援を行う。

④新技術に対する支援

I o Tを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業を、I o T活用推進モデル事業の対象に加える。

※詳細な改正内容は、令和4年度当初予算成立後に公表される見込み。